

農水産物輸入法規ハンドブック

2009 年度版

2010 年 2 月

JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

I. 品目別概要	1
1. 生きている動物	2
2. 食肉・同調製品	6
3. その他動物製品	12
4. 水産物および同調製品	16
5. 乳製品等	21
6. 植物、樹脂及び植物性の液汁等	25
7. 野菜・果実及び同調製品	29
8. 穀物及び同調製品	34
9. 糖類、ココアおよび同調製品	38
10. 香辛料	41
11. 油糧種子及び同調製品	43
12. 各種調製食料品	46
13. 水・アルコール類・食酢	49
II. 関連資料	52
1. 農水産物の輸入審査・検査	53
2. 家畜伝染病予防法	55
3. 狂犬病予防法	58
4. ワシントン条約	60
5. 検疫法	63
6. 植物防疫法	65
7. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）	79
8. 食品衛生法	81
9. 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	88
10. 酒税法	95
11. 薬事法	98
12. 毒物及び劇物取締法	101
13. 有機食品	107
14. 遺伝子組換え農作物	121
15. 農薬取締法	129
16. 食品安全基本法	131
17. 食育基本法	134
18. 消費者庁	137

I . 品目別概要

1. 生きている動物

HS番号	品目	主要関連法規
0101	生きている馬、ロバ、ラバ、ポニー	家畜伝染病予防法
0102	生きている牛	家畜伝染病予防法
0103	生きている豚	家畜伝染病予防法
0104	生きている羊、やぎ	家畜伝染病予防法
0105	生きている家禽	家畜伝染病予防法
0106	その他の生きている動物	家畜伝染病予防法 狂犬病予防法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 感染症予防法

注1：0106のうち鯨は二号承認または事前確認

注2：0106（その他の生きている動物）にはワシントン条約で輸入が規制されている動物が含まれる。

注3：生きている魚は0301に分類されている。

< 関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き >

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

< 関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き >

特惠受益国(特別特惠受益国を含む)からの輸入において、特惠関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特惠関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特惠原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

< 家畜伝染病予防法に基づく動物検疫 >

①動物検疫の対象(指定検疫物)は、偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、七面鳥、うずら、だちょう、がちょうその他かも目の鳥類、ウサギ、犬、蜜蜂である。これらのものを輸入する者は、事前に動物検疫所に届出なければならない。

②偶蹄類の動物については、特定の地域からの輸入以外は認められていない。(家畜伝染病予防法施行規則第43条)

③日本に向けて輸出される指定検疫物には、輸出国における検査の結果、家畜の伝染性疾病

の病原体を広げる恐れのない旨を記載した政府機関が発行する検査証明書が添付されていること。

④指定検疫物を輸入した者は、動物検疫所に輸入検査申請書を提出した上、家畜防疫官による家畜の伝染病の病原体を広げる恐れの有無についての検査を受けなければならない。

⑤検査の結果、指定検疫物が家畜の伝染性疾患の病原体を広げる恐れがないと認められる時には輸入検疫証明書が交付される。

<狂犬病予防法に基づく犬等の輸入検疫>

① 狂犬病予防法では、犬のほか、猫、あらいぐま、きつね、スカンクが検疫の対象になっている。

②輸出国政府機関発行の健康証明証、狂犬病予防注射証明書の添付が必要。

③輸入禁止地域の指定はない。ただし、証明書の内容や農林水産大臣の指定する地域（11地域）等の条件によりけい留期間が異なる。

注：爬虫類、魚類等については動物検疫の対象外。

<ワシントン条約で指定されている動物の輸入>

①付属書Ⅰに分類されている動物：

絶滅の恐れのある動植物。原則、商業取引は禁止されている。（オランウータン、ジャイアントパンダ、ゴリラ等約900種）

②付属書Ⅱに分類されている動物：

国際取引を厳しい規制下におかないと絶滅の恐れが生ずる動植物。

商業取引が可能。輸出国の管理当局が科学当局の助言を得て発行する輸出許可書が必要。

また、経済産業省の事前確認が必要。（オウム、ライオン、さんご、サボテン等約26,000種）

③付属書Ⅲに分類されている動物。

輸出国の輸出許可書が必要（特定国からの特定種輸入）。またそれ以外では原産地証明書等の添付が必要（セイウチ（カナダ）、カバ（ガーナ）等約300種）。商業取引は可能。

④付属書Ⅱ、Ⅲに該当する種を揚げた特定国から当該種を輸入する際には当該国の輸出許可書、それ以外の国から輸入する場合には原産地証明書を税関に提出する。また、経済産業省の事前確認が必要。

（注1）ワシントン条約の指定動物については、経済産業省ホームページを参照。

<鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で規制されている鳥獣の輸入>

①同法の対象となるのは環境省令により定める鳥獣

鳥類：ヤマドリ、イカル、コイカル、ウソ、カワラヒワ、マヒワ、イスカ、ミヤマホウ

ジロ、ノジコ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、コガラ、ヒガラ、キビタキ、オオルリ、ウグイス、ツグミ、ノゴマ、コマドリ、コルリ及びオシドリ（以上生きた鳥）、ヤマドリ、及びオシドリの剥製、標本及び羽毛製品

獣：キツネ、タヌキ、アナグマ、テン、イタチ、チョウセンイタチ、キタリス、ニホンリス、ムササビ及びニホンカモシカ（以上生きた獣）、キツネ及びアナグマの剥製及び標本、タヌキ、テン、イタチ、チョウセンイタチ、キタリス、ニホンリス、ムササビ及びニホンカモシカの剥製、標本、毛皮及び毛皮製品

（注）鳥類の卵：種の保存法第4条第3号第3項に定める国内希少野生動植物種（特定国内希少野生動植物種を除く）以外のすべての鳥類の卵（国内希少野生動植物を輸入するには鳥獣法に基づく手続きは必要ないが、かわりに種の保存に基づく許可手続きが必要になる。

②環境省令で定める上記鳥獣（及びその加工品）を輸入する場合には、原産国による適法に捕獲されたことを示す証明書もしくは輸出を許可する旨の証明書とともに輸入しなければならない。ただし、そのような制度のない国から輸入する場合にはこの限りではない。

<感染症予防法に基づく動物の輸入>

2000年1月より感染症予防法に基づき、さるの輸入検疫が義務つけられた。輸入できる猿は試験研究用と動物園展示用に限られる。同法で規制する感染症は、エボラ出血熱やマールブルグ病で、輸入できる地域は、アメリカ、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ガイアナ、スリナムに限られる。輸入の際には、エボラ出血熱及びマールブルグ病に罹っていない旨の輸出国政府機関の証明書が必要である。また、2003年10月に、SARSや痘そう（天然痘）などの感染症を予防法の対象として追加することと、動物由来感染症について感染源となる動物の輸入規制などが追加された。

輸入できる場所は、成田国際空港と関西国際空港の2空港のみ。輸入を予定した場合、サルの種類、性別、年齢、生産地、搭載予定航空機、到着年月日等及びその他参考となる事項を添えて、到着予定の40から70日前までに動物検疫所長に届け出なければならない。サルの係留検査は、原則30日間で、到着時に家畜防疫官による航空機内での検査を終えた後、原則、動物検疫所の施設で行われる。

検疫検査を実施する中で、エボラ出血熱、マールブルグ病が発見された場合、動物検疫所長から保健所を経由して厚生労働大臣に通知する仕組みが決められている。

<関係機関>

家畜伝染病予防法 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

Tel : 03-3502-8111 (代)

<http://www.lin.lin.go.jp/maff/maff.htm>

狂犬病予防法 厚生労働省 健康局 結核感染症課

Tel : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

ワシントン条約 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

Tel : 03-3501-1511 (代) <http://www.meti.go.jp>

(加工品) 貿易審査課

(生死を問わず加工していないもの)貿易審査課農水産室

ワシントン条約事務局 <http://www.cites.org/>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法 環境省 自然環境局 野生生物課

Tel : 03-3581-3351 (代) <http://www.env.go.jp>

関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関(東京)

Tel:03-3529-0700 <http://www.customs.go.jp>

2. 食肉・同調製品

HS 番号	品 目	主要関連法規
0201	牛の肉(生鮮、冷蔵)	家畜伝染病予防法 食品衛生法 JAS 法
0202	牛の肉(冷凍)	
0203	豚の肉(生鮮、冷蔵、冷凍)	
0204	羊又はやぎの肉(生鮮、冷蔵、冷凍)	
0205	馬、ろば、ら馬の肉(生鮮、冷蔵、冷凍)	
0206	食用のくず肉(生鮮、冷蔵、冷凍)	
0207	家禽の肉、くず肉(生鮮、冷蔵、冷凍)	
0208	その他の肉、くず肉(生鮮、冷蔵、冷凍)	
0209	家禽および豚の脂肪(生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵等)	
0210	肉及びくず肉(塩蔵、乾燥、薫製等)	
1601	ソーセージ、ハム、ベーコン	
1602	その他の食肉調製品	

JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

注 1： 0210-90のうち鯨のものは二号承認または事前確認

注 2： ピラフやシチュウなど食肉と野菜、穀物等を使った調製品は「その他の食肉調製品（16-02）」に分類される。

< 関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き >

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

< 関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き >

特惠受益国(特別特惠受益国を含む)からの輸入において、特惠関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特惠関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特惠原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

< 家畜伝染病予防法に基づく動物検疫 >

(1) 肉及び食用のくず肉

①対象となるのは家畜伝染病予防法で定められた偶蹄類の動物肉、馬、家禽等の肉及び臓器。

②同法第43条表地域以外の地域からの輸入が可能。また、我が国の基準を満たした加熱処理した食肉については同法第43条の地域からも輸入が可能。

③肉もしくは食用のくず肉を輸入する場合には、同法に基づき輸入検査申請書及び輸出国政府機関発行の検査証明書を動物検疫所に提出する。

④輸入禁止品でないこと、輸出国政府機関発行の検査証明書が添付されていることを確認のうえ、現物検査を実施し、その結果、家畜の伝染性疾病の病原体を広げるおそれのない場合は、動物検疫所で輸入検疫証明書が発行される。

(2) ソーセージ等の食肉調整

①対象となるのは家畜伝染病予防法で定めた偶蹄類の動物、馬や家禽等の肉及び臓器を使用した調整品。

②ハム、ソーセージ、ベーコンについては同法第43条表地域以外の地域および同法43条の表の1の地域(5地域)からの輸入が可能。

(3) 動物検疫手続

①貨物で輸入される食肉およびその調整品は、輸入者によって、輸入検査申請書及び輸出国政府機関発行の検査証明書が動物検疫所に提出され、動物検疫所又は港若しくは空港内の指定された保税上屋等において検査が行われる。また、海外旅行客等により携帯品として持ち込まれるものについては空港内の動物検疫カウンターにおいて検査が行われる。

②いずれも、輸入禁止品でないこと、輸出国政府機関発行の検査証明書が添付されていることを確認の上、現物検査を行い、その結果、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれのない場合は、動物検疫所で輸入検疫証明書が発行される。

<食品衛生法に基づく検査手続き>

①輸出国における検査の結果、家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない旨を記載した輸出国政府機関発行の衛生証明書の添付がない食肉もしくは同調整品は輸入できない。

②食肉等の輸入手続きについては、関連資料を参照

<添加物等の規制>

①食品添加物は食品衛生法で規制されている。食品添加物については同法第6条の規定に基づき個別に指定されたものだけが使用を許可されている。

②食品添加物の中には①使用対象食品が限定されているもの、②使用目的が制限されているもの、③使用料が制限されているものに分けられる。

③使用された食品添加物は最終製品に残留しないなど一部例外を除きすべての食品添加物を表示しなければならない。

④また、同法 11 条により、包装容器に入れられた食品はすべて食品名、製造（輸入）者名、製造所（輸入者）の所在地のほか製造年月日、保存方法等を記載する必要がある。

<食品衛生法に基づくアレルギー表示>

食品衛生法により、牛肉、豚肉、鶏肉を含む食品については、アレルギー物質を含む食品として表示するよう推奨されている。表示例などの詳細については、関連資料 8. 食品衛生法を参照。

<JAS 制度>

(1) 品質表示

食肉については品名、原産国の表示が、また、ハム、ソーセージ等の食肉調整品については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務つけられている。

(2) JAS マークの貼付

ハム、ソーセージ、ベーコン等の食肉加工品については通関後に JAS 登録認定機関に申請することにより JAS マークを付けることは可能。ただし、この JAS マークをつけるかどうかは製造業者（輸入業者）の意志にまかされており、強制規格ではない。

(3) 生産情報公表牛肉の JAS 規格の具体的仕組み

牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により、国産牛肉に関して、牛の種類・とさつ年月日等の生産情報の提供の仕組みが整えられている。JAS 規格に関しては、この法律が適用される国産牛肉については、生産情報に加え、給餌情報、動物用医薬品の投与情報の公表が求められる。

また、輸入牛肉についても、国産牛肉と同等の公表が求められている。

① 認定生産行程管理者による生産情報の記録、保管及び公表

農林水産大臣が登録した第三者機関である登録認定機関から JAS 法に基づく「認定生産行程管理者」として認定を受けた生産者等は、JAS 規格に従い、個々の牛ごとに、牛肉の生産情報を記録・保管・公表し、JAS マークを貼付し販売しなければならない。

② 認定小分け業者による生産情報公表牛肉の小分けと荷口化

JAS 法に基づいて登録認定機関から「認定小分け業者」として認定を受けた流通業者等は、生産情報公表牛肉を小分けするとともに、小分けの過程において荷口化（複数等の牛から得られた牛肉を一つの荷口 [20 頭以内] とすること）します。小分け及び荷口化された牛肉は、荷口ごとに生産情報を公表し、JAS マークを貼付して販売される。

消費者は、牛肉の生産情報公表 JAS マークが付されている牛肉について、個体識別番号あるいは荷口番号などを通じて、店頭における生産情報表示、FAX やインターネット

トなどを通じて、生産情報を入手することができる。なお、平成 16 年 6 月より、豚肉に関しても生産情報公表豚肉の JAS 規格が制定された。

(4) 有機 JAS

有機食肉調整品を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機 JAS 基準に基づき認定され、当該製品に有機 JAS マークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料 13. 有機食品を参照。

食品衛生法に基づく食肉・同調製品の成分規格（抜粋）

品 目	基 準
<p>＜食鳥卵＞</p>	
<p>殺菌液卵(鶏卵)</p>	<p>サルモネラ:陰性(25g中、BPWとTT培地、RV培地で増菌培養した後H₂S産生により判別する培地(MLCB, DHL, XDL等)及びH₂L非産生性であってサルモネラと判別できる培地<BGS、BGM(改良BGA)、ランバック培地、SMID他>で分離培養し、TSI培地、LI培地またはLIA培地に接種し 同定)</p>
<p>未殺菌液卵(鶏卵)</p> <p>(1)一般規格</p>	<p>細菌数 1,000,000/g 以下(標準平板培養法)</p>
<p>＜食肉製品＞</p> <p>(2)個別規格</p>	<p>亜硝酸根:0.070g/kg 以下</p>
<p>＜乾燥食肉製品＞</p>	<p>E. coli : 陰性(0.1gx5 中、EC培地法)</p> <p>水分活性 : 0.87 未満</p>
<p>＜非加熱食肉製品＞</p>	<p>E. coli 最確数 : 100/g(EC 培地)</p> <p>黄色ブドウ球菌:1,000/g以下(卵黄加マンニット食塩寒天培地法)</p> <p>サルモネラ属菌:陰性(25g中、EEMブイオン増菌法+MLCB又はDHL培地法)</p>
<p>＜特定加熱食肉製品＞</p>	<p>E. coli 最確数 : 100/g(EC 培地)</p> <p>黄色ブドウ球菌 : 1,000/g以下(卵黄加マンニット食塩寒天培地法)</p> <p>クロストジウム属菌:1,000/g 以下(クロストジウム培地法)</p> <p>サルモネラ属菌:陰性(25g中、EEMブイオン増菌法+MLCB又はDHL培地法)</p>
<p>＜加熱食肉食品＞</p>	
<p>容器包装に入れたあと、殺菌したもの</p>	<p>大腸菌群 : 陰性(1gx3中、B. G. L. B培地法)</p> <p>クロストジウム属菌:1,000/g 以下(クロストジウム培地法)</p>
<p>加熱殺菌した後に放送容器に入れたもの</p>	<p>E. coli : 陰性(0.1gx5 中、EC培地法)</p> <p>黄色ブドウ球菌 : 1,000/g以下(卵黄加マンニット食塩寒天培地法)</p> <p>サルモネラ属菌:陰性(25g中、EEMブイオン増菌法+MLCB又はDHL培地法)</p>
<p>鯨肉製品</p>	<p>大腸菌群 : 陰性(1gx3中、B. G. L. B培地法)</p> <p>亜硝酸根 : 0.070g/kg 以下(鯨肉ベーコン)</p>

<関係機関、団体>

家畜伝染病予防法 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

Tel : 03-3502-8111 (代)

<http://www.lin.lin.go.jp/maff/maff.htm>

食品衛生法 厚生労働省 医薬食品局 企画情報課

Tel : 03-5253-1111 (代)

<http://www.mhlw.go.jp>

JAS 規格 農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

Tel : 03-3502-8111 (代)

<http://www.maff.go.jp>

(社) 日本農林規格協会

Tel : 03-3249-7120

<http://www.jasnet.or.jp>

(社) 日本食肉加工協会

Tel : 03-3444-1722(管理課)

03-3444-1697(総務課)

<http://www.niku-kakou.or.jp>

関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関

Tel:03-3529-0700

<http://www.customs.go.jp>

3. その他動物製品

HS番号	品目	主要関連法規
0501	人髪	家畜伝染病予防法
0502	豚、いのしし等の毛	家畜伝染病予防法
0511	馬毛	家畜伝染病予防法
0504	動物の腸、膀胱等(生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵等)	家畜伝染病予防法
0505	羽毛皮	家畜伝染病予防法 ワシントン条約
0506	骨およびホーンコア	家畜伝染病予防法 ワシントン条約
0507	アイボリー、かめの甲等	ワシントン条約
0510	アンバーgris等	家畜伝染病予防法 食品衛生法
1501	豚脂、家禽脂	家畜伝染病予防法 食品衛生法
1502	牛、羊、やぎの脂	家畜伝染病予防法 食品衛生法
1503	ラードステアリン、ラード脂	家畜伝染病予防法 食品衛生法
1504	魚又は海棲哺乳類の油脂	食品衛生法
1505	ウールグリースから得た脂肪性物質	食品衛生法
1506	その他動物性油脂	家畜伝染病予防法
4101	牛又は馬の原皮	家畜伝染病予防法
4102	羊の原皮	家畜伝染病予防法
4103	その他原皮	家畜伝染病予防法
4104	牛又は馬の革(毛の付いていないもの)	家畜伝染病予防法
4105	羊革(毛の付いていないもの)	家畜伝染病予防法
4113	やぎ革(毛の付いていないもの)	家畜伝染病予防法
4113	その他の動物の革(毛の付いていないもの)	家畜伝染病予防法
4301	原毛皮(4101 から 4103 までの原皮を除く)	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律
4302	なめした毛皮	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律

注1:4113, 4301, 4302 に分類される動物製品にはワシントン 条約で輸入が規制されているものが含まれる。

< 関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き >

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

< 関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き >

特惠受益国(特別特惠受益国を含む)からの輸入において、特惠関税の適用を受けることができる

場合があるので、税関に確認のこと。特惠関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特惠原産地証明書」を取得する必要がある（総価額が20万円以下の場合には不要）。

<家畜伝染病予防法に基づく動物検疫>

- ①動物検疫の対象になるのは、前記動物（偶蹄類の動物、馬、鶏等）の骨、皮、毛、蹄等。なお、皮製品、などの完全加工品は動物検疫の対象にならない。
- ②非食用を問わず、輸出国政府が発行する検査証明書を検疫時に動物検疫所に提出する必要がある。
- ③動物検疫所では、輸入禁止品でないこと、輸出国政府機関発行の検査証明書が添付されていることを確認のうえ、現物検査を実施し、検査の結果、家畜伝染病の病原体を広げる恐れがないと認められた時は輸入検疫証明書が発行される。

<ワシントン条約で指定されている動物の部分、及びその製品>

- ①付属書Ⅰに分類されている動物：絶滅の恐れある動物の製品。原則、商業取引は禁止されている。（オランウータン、トラ等の剥製、皮、骨等）
- ②付属書Ⅱに分類されている動物：国際取引を厳しい規制下におかないと絶滅の恐れが生ずる動物の製品。商業取引が可能。輸出国の管理当局が科学当局の助言を得て発行する輸出許可書が必要。なお、通商産業省の事前確認が必要。（オウム、ライオン等の剥製、皮、骨等）
- ③属書Ⅲに分類されている動物：輸出国の輸出許可書が必要（特定国からの特定種輸入）。またそれ以外では原産地証明書等の添付が必要〔セイウチ（カナダ）、カバ（ガーナ）等の剥製、皮、骨等〕。商業取引は可。
- ④属書Ⅱ、Ⅲに該当する種を揚げた特定国から当該種を輸入する際には当該国の輸出許可書、それ以外の国から輸入する場合には原産地証明書を税関に提出する。なお、経済産業省の事前確認が必要。

<鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で規制されている鳥獣の輸入>

- ①同法の対象となるのは環境省令により定める鳥獣

鳥類　：ヤマドリ、イカル、コイカル、ウソ、カワラヒワ、マヒワ、イスカ、ミヤマホウジロ、ノジコ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、コガラ、ヒガラ、キビタキ、オオルリ、ウグイス、ツグミ、ノゴマ、コマドリ、コルリ及びオシドリ（以上生きた鳥）、ヤマドリ、及びオシドリの剥製、標本及び羽毛製品

獣　　：キツネ、タヌキ、アナグマ、テン、イタチ、チョウセンイタチ、キタリス、ニホ

ンリス、ムササビ及びニホンカモシカ（以上生きた獣）、キツネ及びアナグマの剥製及び標本、タヌキ、テン、イタチ、チョウセンイタチ、キタリス、ニホンリス、ムササビ及びニホンカモシカの剥製、標本、毛皮及び毛皮製品

（注）鳥類の卵：種の保存法第4条第3号第3項に定める国内希少野生動植物種（特定国内希少野生動植物種を除く）以外のすべての鳥類の卵（国内希少野生動植物を輸入する際には鳥獣法に基づく手続きは必要ないが、かわりに種の保存に基づく許可手続きが必要になる。）

②環境省令で定める上記鳥獣（及びその加工品）を輸入する場合には、原産国による適法に捕獲されたことを示す証明書もしくは輸出を許可する旨の証明書とともに輸入しなければならない。ただし、そのような制度のない国から輸入する場合にはこの限りではない。

<食品衛生法に基づく検査手続き>

①輸出国における検査の結果、家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない旨を記載した輸出国政府機関発行の検査証明書の添付がない食肉もしくは同調整品は輸入できない。

②食肉等の輸入手続きについては、関連資料を参照。

<食品衛生法に基づくアレルギー表示>

食品衛生法により、牛肉、豚肉、鶏肉を含む食品については、アレルギー物質を含む食品として表示するよう推奨されている。（表示例などの詳細については、関連資料8．食品衛生法を参照）

日本標準商品分類において肉とは別に分類されている内臓については、特に耳、鼻、皮等、真皮層を含む場合は表示が必要。また、動物脂（ラード、ヘッド）も表示が必要である。しかし、上記以外の内臓（ケーシング材を含む）、皮（真皮を含まないものに限る）、骨（肉がついていないものに限る）については表示の必要はない。（表示例などの詳細については、関連資料を参照）

<関係機関>

家畜伝染病予防法 農林水産省 消費・安全局動物衛生課

Tel : 03-3502-8111 (代) <http://www.maff.go.jp/>

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

Tel : 03-3501-1511 (代) <http://www.meti.go.jp>

(加工品) 貿易審査課

(生死を問わず加工していないもの)貿易審査課農水産室

ワシントン条約事務局 <http://www.cites.org>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 環境省 自然環境局 野生生物課

Tel : 03-3581-3351 (代) <http://www.env.go.jp>

食品衛生法 厚生労働省 医薬食品局 食品安全部企画情報課

Tel : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関

Tel:03-3529-0700 <http://www.customs.go.jp>

4. 水産物および同調製品

HS番号	品目	主要関連法規
0301	魚(生きているもの)	食品衛生法 検疫法 JAS法 水産資源保護法
0302	魚(生鮮、冷蔵、フィレーを除く)	食品衛生法 検疫法 JAS法
0303	魚(冷凍、フィレーを除く)	食品衛生法 検疫法 JAS法
0304	魚のフィレー	食品衛生法、 検疫法 JAS法
0305	魚(乾燥、塩蔵、薫製)もしくは魚粉、ミール	食品衛生法 JAS法
0306	甲殻類(生きているもの、生鮮、冷凍、乾燥、塩蔵)	食品衛生法 検疫法 JAS法 水産資源保護法
0307	軟体動物(生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、薫製)	食品衛生法 検疫法 JAS法 水産資源保護法
1603	魚、甲殻類、軟体動物のエキス及びジュース	食品衛生法 JAS法
1604	魚、キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用品	食品衛生法 JAS法
1605	甲殻類、軟体動物の調整品	食品衛生法 JAS法

JAS法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

注1：0301（生きている魚）の中にはワシントン条約で輸入が規制されているものが含まれる。

<関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き>

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

<関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き>

特惠受益国(特別特惠受益国を含む)からの輸入において、特惠関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特惠関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特惠原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

<水産資源保護法>

この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄附することを目的とする。2007年10月の改正により、水産輸入防疫制度の対象となる、こい、ニジマス、ウシエビなどの水産動物を輸入するには、輸入許可が必要となった。水産防疫輸入制度に関する情報は農林水産省ホームページを参照のこと。

＜外来生物法＞

この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管、又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物である。この法律により、水産物では、イクタルルス、パイク、サンフィッシュ、モロネ、ザリガニなどの特定外来生物に指定されたものは輸入が禁止されている。特定外来生物一覧は環境省ホームページを参照のこと。

＜輸入割当(IQ)制度＞

特定品目について一定期間内に輸入できる総量(総額)が定められている。輸入のためには「輸入(承認・割当)申請書」、その他の必要書類を輸入前に経済産業省へ提出する。

平成21年12月現在の輸入割当品目(IQ)水産物には下記19品目がある。

1) あじ2) いわし3) にしん(太平洋種にしんを除く)4) ばら干しのあおのり及びひとえぐさ5) こんぶ6) 水産物(たら・ぶり・さんま・貝柱・煮干し・あじ・さば・いわし・ほたて貝)7) ほたて貝8) ぶり・さんま・貝柱及び煮干し9) たら10) すけとうだら) 11) 太平洋種にしん12) いか13) 干しのり14) 無糖の味付けのり15) のりの調整品(無糖の味付けのりを除く)16) こんぶ調整品17) たらの卵) 18) 干しするめ 19) さば の19品目は輸入割当(IQ)19品目。

なお、詳細については、経済産業省が出している輸入公表を参照のこと。

＜検疫法に基づく検疫＞

水産物の輸入にあたって輸入禁止地域の指定はない。しかし、コレラ汚染地域または汚染の恐れのある地域からの水産物は検疫法に基づき検査の対象になる。

＜ワシントン条約で指定されている魚＞

①付属書Ⅰに分類されている魚：

シーラーカンス等絶滅の恐れのある動植物。原則、商業取引は禁止されている。

②付属書Ⅱに分類されている動物：

チョウザメ目等国際取引を厳しい規制下におかないと絶滅の恐れが生ずる動植物。

商業取引が可能。輸出国の管理当局が科学当局の助言を得て発行する輸出許可書が必要。

要。

③付属書Ⅲに分類されている動物：輸出国の輸出許可書が必要（特定国からの特定種輸入）。またそれ以外では原産地証明書等の添付が必要。

④付属書Ⅱ、Ⅲに該当する種を揚げた特定国から当該種を輸入する際には当該国の輸出許可書、それ以外の国から輸入する場合には原産地証明書を税関に提出する。

また、経済産業省の事前確認が必要。

（注）ワシントン条約の指定動物については、経済産業省ホームページを参照。

<添加物等の規制>

①食品衛生法により、マグロ、ぶり等の鮮魚に炭酸ガス（CO₂）を添加することは禁止されている。

②養殖水産物については、生産効果を高めるため、抗生物質や抗菌性物質を使用するケースがあるが、日本の規格基準に合致しているか確認する必要がある。ちなみに、日本では、抗生物質のオキシテトラサイクリンだけが0.10ppmまで残留が認められている。

③水産物のうち、フグについては、輸出国政府機関発行の魚種、採取海域等に関する衛生証明書を届出書に添付する必要がある。

④また、審査の結果検査が必要と判断されれば、検査官が立ち入り現場検査が行われる。検査の結果、合格の場合には「食品等輸入届出書」に合格の印が押印され、不合格の場合には貨物の破棄、積み戻しなどの措置が指導がされる。

⑤冷凍の生食用切り身・むき身は冷凍食品の規格が適用される。同規格では細菌数が検体1gにつき100,000以下でかつ大腸菌類が陰性であることが条件となっている。

⑥なお、加熱後に冷凍処理された水産物（加熱後摂取冷凍食品）は検体1g当たり細菌数が3,000,000以下でかつE.coliが陰性でなければならない。

⑦その他、乾燥、塩蔵等の水産加工品については、保存料などの添加物の使用基準等に留意する必要がある。

<食品衛生法に基づく検査手続き>

①食品衛生法に基づき所管の検疫所食品監視担当課に食品等輸入届出書を2部提出する。検疫所での審査・検査の後食品衛生法上問題がなければ届出書に「届出済」印が押印され返却される。

②入手続きについては、関連資料を参照。

<食品衛生法に基づくアレルギー表示>

食品衛生法により、あわび、いか、いくら、えび、かに、さけ、さば含む食品については、アレルギー物質を含む食品として表示するよう推奨されている。表示例などの詳細については、関連資料 8. 食品衛生法を参照。

<JAS制度>

(1) 品質表示

生鮮魚については品名、原産国の表示が、また、水産物加工品については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務つけられている。

(2) JASマークの貼付

魚肉ハム、ソーセージ等の水産加工品については通関後にJAS登録認定機関に申請することによりJASマークを付けることは可能。ただし、このJASマークをつけるかどうかは製造業者（輸入業者）の意志にまかされて強制規格ではない。水産物調整品については特殊包装かまぼこ類、うに加工品、風味調味料、うにあえもの、削り節、魚肉ハム・ソーセージ、風味かまぼこ、煮干し魚類、等がある。

食品衛生法に基づく水産物の成分基準（抜粋）

品 目	基 準
魚肉練り製品	大腸菌群：陰性(魚肉すりみを除く) (1gx3中、B. G. L. B 培地法) 亜硝酸根：0.050g/kg以下(ただし、魚肉ソーセージ、魚肉ハム)
いくら すじこ たらこ	亜硝酸根：0.050g/kg以下
冷凍ゆでたこ	細菌数：100,000/g以下(標準平板培養法) 大腸菌群：陰性(0.01gx2 中 デソキシコーレイト培地法)
生食用かき	細菌数：50,000/g以下(標準平板培養法) E. Coli最確数:230/100g以下(EC培地法)
生食用冷凍魚介類	細菌数：100,000/g以下(標準平板培養法) 大腸菌群：陰性(0.01gx2 中 デソキシコーレイト培地法)

<関係機関、団体>

検疫法 厚生労働省 健康局 結核感染症課

Tel：03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

Tel：03-3501-1511 (代) <http://www.meti.go.jp>

(加工品) 貿易審査課
(生死を問わず加工していないもの)貿易審査課農水産室
ワシントン条約事務局 <http://www.cites.org>

食品衛生法 厚生労働省 医薬食品局 食品安全部企画情報課
Tel : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

JAS 規格 農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
Tel : 03-3502-8111 (代) <http://www.maff.go.jp>
(社) 日本農林規格協会
Tel : 03-3249-7120 <http://www.jasnet.or.jp>
(社) 日本冷凍食品検査協会
Tel : 03-3438-1411 <http://www.jffic.or.jp>

関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関
Tel:03-3529-0700 <http://www.customs.go.jp>

農林水産省 消費・安全局 (水産資源保護法)
Tel : 03-3502-8111(代表) <http://www.maff.go.jp/>
水産庁資源管理部沿岸沖合課 遊漁・海面利用室
Tel:03-3502-7768 <http://www.jfa.maff.go.jp/>

環境省 自然環境局 (外来生物法)
Tel : 03-3581-3351(代表) <http://www.env.go.jp/>

5. 乳製品等

HS 番号	品目	主要関連法規
0401	ミルク及びクリーム	食品衛生法 JAS 法
0402	ミルク及びクリーム(濃縮、乾燥もしくは甘味料を加えたもの)	食品衛生法 JAS 法
0403	発酵もしくは酸化させたミルク	食品衛生法 JAS 法
0404	ホエイ	食品衛生法 JAS 法
0405	バター、デリースプレッド	食品衛生法 JAS 法
0406	チーズ、カード	食品衛生法 JAS 法
0407	鳥卵(生鮮、保存処理したもの)	食品衛生法 家畜伝染病予防法 JAS 法
0408	から付きでない鳥卵	食品衛生法 家畜伝染病予防法 JAS 法 鳥獣保護及び狩猟に関する法律
0409	天然はちみつ	食品衛生法 JAS 法
0410	その他の食用の動物製品	食品衛生法 JAS 法

JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

< 関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き >

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

< 関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き >

特恵受益国(特別特恵受益国を含む)からの輸入において、特恵関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特恵関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特恵原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

< 家畜伝染病予防法に基づく動物検疫 >

生乳は動物検疫の対象。チーズ等の加工品は動物検疫の対象外。

- ① 生乳を輸入する際は、同法および食品衛生法に基づき輸入検査申請書及び輸出国政府機関発行の検査証明書を動物検疫所に提出する。
- ② 輸出国政府機関発行の検査証明書が添付されていることを確認のうえ、現物検査を実施し検査の結果家畜の伝染病の病原体を広げる恐れがないと認められた時は、輸入検疫証明書が発行される。

＜食品衛生法に基づく検査手続き＞

- ①乳製品の輸入に際しては、食品衛生法に基づき所管の検疫所の食品監視担当課に「食品等輸入届出書」を2部提出する。検疫所での審査の後、食品衛生法上問題がなければ届書に「届出済み」印が押印され返却される。輸入手続きについては、関連資料を参照。
- ②また、審査の結果検査が必要と判断されれば、検査官による立ち入り現場検査が行われる。検査の結果、合格の場合には「食品等輸入届出書」に合格の印が押印され、不合格の場合には貨物の破棄、積み戻しなどの措置が指導させる。
- ③同法では、省令に定める乳及び乳製品についてそれぞれ成分規格が定められている他、製造の方法や保存の方法の基準が定められているものもある。
- ④スイス、フランス、デンマークおよびフランスのナチュラルチーズについては、リステリア菌の汚染が問題になっている。このため、これらの国から輸入されるソフト、セミソフトタイプのナチュラルチーズは輸入時の検査命令対象食品になっている。
- ⑤酵乳（ヨーグルト）やアイスクリームについては無脂乳固形分、乳酸菌数、大腸菌群について成分規格が定められている。

＜表示に関する規制＞

チーズは不当景品類及び不当表示防止法に基づき、チーズ公正取引協議会が業界自主規制として「チーズの表示に関する公正競争規約」を作成している。また、はっ酵乳、乳酸菌飲料についても、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会が「はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」を作成している。

＜食品衛生法に基づくアレルギー表示＞

食品衛生法により、牛乳、乳製品を含む食品については、原料に原料に当該アレルギー物質を含む食品として、表示することが義務づけ、もしくは推奨されている。表示例などの詳細については、関連資料8. 食品衛生法を参照。

食品衛生法に基づく乳製品の成分規格（抜粋）

品目	成分規格	
脱脂乳	無脂乳固形分	8.0%以上
	乳脂肪分	0.5%未満
	比重(摂氏15度において)	1.032-1.038
	酸度(乳酸として)	0.18%以下
	細菌数(標準平板培養法で1ml 当り)	50,000 以下
加工乳	大腸菌群	陰性
	無脂乳固形分	8.0%以上
	酸度(乳酸として)	0.18%以下
	細菌数(標準平板培養法で1ml当り)	50,000 以下
クリーム	大腸菌群	陰性
	乳脂肪分	18.0%以上
	酸度(乳酸として)	0.20%以下
	細菌数(標準平板培養法で1ml 当り)	100,000 以下
バター	大腸菌群	陰性
	乳脂肪分	80.0%以上
	水分	17.0%以下
バターオイル	大腸菌群	陰性
	乳脂肪分	99.3%以上
	水分	0.5%以下
プロセスチーズ 濃縮ホエー	大腸菌群	陰性
	乳固形分	40.0%以上
	大腸菌群	陰性
	乳固形分	25.0%以上
	大腸菌群	陰性

< J A S 制度 >

(1) 品質表示：

乳製品については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務づけられている。

(2) 有機 JAS

有機乳製品を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機 JAS 基準に基づき認定され、当該製品に有機 JAS マークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料 13. 有機食品を参照。

< 関係機関 >

家畜伝染病予防法 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

Tel : 03-3502-8111 (代)

<http://www.maff.go.jp/>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 環境省 自然環境局 野生生物課

Tel : 03-3581-3351 (代) <http://www.env.go.jp>

食品衛生法 厚生労働省 医薬食品局 食品安全部企画情報課

Tel : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

JAS 規格 農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

Tel : 03-3502-8111 (代) <http://www.maff.go.jp>

(社) 日本農林規格協会

Tel : 03-3249-7120 <http://www.jasnet.or.jp>

(社) 日本冷凍食品検査協会

Tel : 03-3438-1411 <http://www.jffic.or.jp>

関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関

Tel:03-3529-0700 <http://www.customs.go.jp>

6. 植物、樹脂及び植物性の液汁等

HS 番号	品目	主要関連法規
0601	りん茎 根等	植物防疫法 種苗法 JAS 法 外来生物法
0602	その他生きている植物	植物防疫法 種苗法 JAS 法 外来生物法
0603	切り花および花芽	植物防疫法 種苗法 JAS 法 外来生物法
0604	植物の葉、枝その他	植物防疫法 種苗法 JAS 法 外来生物法
1209	播種用種子	植物防疫法 種苗法 外来生物法
1210	ホップ(生鮮あるいは乾燥したもの)	植物防疫法 JAS 法
1211	医療用、殺虫用等に使用する植物	植物防疫法 毒物及び劇物取締法 薬事法
1212	海草、その他の藻類、てん菜等	植物防疫法 食品衛生法 JAS 法
1213	穀物のわらおよび穀	植物防疫法 家畜伝染病予防法
1214	飼料用のビートその他の飼料用干し草等	植物防疫法 家畜伝染病予防法
1301	ラック、天然ゴム 樹脂等	食品衛生法 薬事法 大麻取締法
1302	植物性の液汁、およびエキス等	毒物及び劇物取締法 酒税法 薬事法 食品衛生法 あへん法 大麻取締法 JAS 法

JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

注 -1 下記のものには輸入割当（IQ）品目

- (1) 方形（正方形を含む）の紙状に抄製した食用の海草。一枚の面積が 430cm² 以下のもの
 - (2) あまのり属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草
 - (3) その他食用の海草（あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属、こんぶ属のものに限る）
 - (4) 当麻の樹脂
- 注-2 植物（0601～0604）の中にはワシントン条約で輸入が規制されている植物が含まれる。

<関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き>

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

<関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き>

特恵受益国(特別特恵受益国を含む)からの輸入において、特恵関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特恵関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特恵原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

<植物防疫法に基づく植物検疫>

(1) 植物貿易法上、輸入される植物は①輸入禁止品、②輸入検査品、③検査不要品に大別される。

輸入禁止品:我が国でも未発生で世界的に被害の大きい病虫害が発生する地域からその病虫害の寄生植物や病虫害そのもの、土は輸入が禁止されている。

輸入検査品:輸入禁止に該当しない植物。検査の対象となる植物は、苗木、鑑賞用植物、切り花、球根、種

(2) 果実、野菜、穀物、豆類、木材、香辛料、漢方薬原料等

検査不要品:植物であっても製材や製茶など高度に加工されたものについては検査品に該当しない。また、下記については検疫の対象にならない。

①製材、木工品、②藤、コルク、③麻袋、綿、④製茶、ホップの乾花、乾たけのこ、⑤醗酵処理されたバニラビーン、⑥亜硫酸、アルコール等で処理された植物、⑦あんず、いちじく、柿、しなさるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインナップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴー、もも及びりゅうがんの乾燥果実、⑧ココヤシの内果皮を粒状にしたもの、⑨小売容器に密封された乾燥香辛料。

(3) 植物防疫の手続き

植物防疫の対象は、輸入禁止に該当しない植物。検査の対象となる植物は、苗木、鑑賞用植物、切り花、球根、種子、果実、野菜、穀物、豆類、木材、香辛料、漢方薬原料等。

①検疫にあたっては、輸出国政府機関が発行する検査証明書が添付されていること。

②検査の結果、指定検疫物に病虫害感染の恐れがないと認められる時には輸入検疫証明書が交付される。輸入が禁止されている病虫害、地域、及び植物については規則第9条別表第1を参照。ただし、完全な消毒体制が整っている国からの輸入については、病虫害が付着していない旨を記載した輸出国政府機関発行の「植物検疫証明書」またはその写しを提出する。

(4) 海外検疫

なお、輸入禁止品であっても、農林水産大臣が定める基準に適合していることを条件に輸入が認められるものがある。この基準には植物の種類、品種、生産地、消毒方法、輸送方法などが定められており、輸出時期にこれらの国(地域)に植物防疫官を派遣し、輸出国政府が行う輸出検疫を確認する。

<薬事法>

一部のハーブについては、薬効成分等に法の対象になるものがあるので、薬事法に抵触す

る貨物でないか自治体の生薬事担当者もしくは厚生労働省医薬局審査管理課に事前に確認する必要がある。

<種苗法>

この法律は、種苗等の新品種の保護のための品種登録に関する制度である。この法律により農林水産省に育成品種登録がされた種苗等を輸入する場合は、登録権利者から、日本において当該種苗等を育成することに関する同意を得ておく必要がある。

<外来生物法>

この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管、又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物である。この法律により、水産物では、イクトルルス、パイク、サンフィッシュ、モロネ、ザリガニなどの特定外来生物に指定されたものは輸入が禁止されている。特定外来生物一覧は環境省ホームページを参照のこと。

<JAS 制度>

(1) 有機 JAS 食用の有機農産物あるいは有機植物を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機 JAS 基準に基づき認定され、当該製品に有機 JAS マークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料 1 3. 有機食品を参照。

(2) 遺伝子組換え食品に関する表示

てん菜は、遺伝子組換え食品に関する表示が義務づけられている。詳細は、関連資料を参照。

<関係機関>

植物防疫法 農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

Tel : 03-3502-8111 (代) <http://www.maff.go.jp>

全国植物検疫協会 Tel : 03-5294-1420

<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/>

ワシントン条約 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

Tel : 03-3501-1511 (代) <http://www.meti.go.jp>

(加工品) 貿易審査課

(生死を問わず加工していないもの)貿易審査課農水産室

ワシントン条約事務局 <http://www.cites.org/>

毒物及び劇物取締法 厚生労働省 医薬食品局 化学物質安全対策室

Tel : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

薬事法 厚生労働省 医薬食品局 監視指導麻薬対策課

Tel : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

種苗法 農林水産省 生産局 種苗課

Tel : 03-3502-8111 (代) <http://www.maff.go.jp>

環境省 自然環境局 (外来生物法)

Tel : 03-3581-3351(代表) <http://www.env.go.jp/>

関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関

Tel:03-3529-0700 <http://www.customs.go.jp>

7. 野菜・果実及び同調製品

HS番号	品目	主要関連法規		
0701	ばれいしょ(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0702	トマト(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0703	たまねぎ、にんにく(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0704	キャベツ、カリフラワー(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0705	レタス等(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0706	にんじん、かぶ、大根等(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0707	きゅうり等(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0708	豆類(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0709	その他野菜(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0710	冷凍野菜	食品衛生法	JAS 法	
0711	一時的に保存処理した野菜	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0712	乾燥野菜	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0713	乾燥した豆	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0714	芋類(生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0801	ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット (生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0802	その他ナット(生鮮あるいは冷蔵したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0803	バナナ(生鮮あるいは乾燥したもの)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0804	なつめやしの実、いちじく、パイナップル等	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0805	柑橘類(生鮮及び乾燥)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0806	ぶどう(生鮮及び乾燥)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0807	パパイヤ、メロン、スイカ(生鮮)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0808	りんご、梨、マルメロ(生鮮)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0809	さくらんぼ、アンズ、桃、ブラム、スロー(生鮮)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0810	その他果実(生鮮)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0811	冷凍果実、冷凍ナット	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0812	一時的に保存処理した果実、ナット	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0813	乾燥果実(その他のもの、但し 0801-0806 のものを除く)	植物防疫法	食品衛生法	JAS 法
0814	柑橘類及びメロンの皮	食品衛生法	JAS 法	
2001	酢酸または食酸で調整した野菜、果実またはナット	食品衛生法	JAS 法	
2002	調整した、または保存処理したトマト	食品衛生法	JAS 法	
2003	調整した、または保存処理したきのこと類	食品衛生法	JAS 法	
2004	調整した、または保存処理したその他野菜 (冷凍したものに限る)	食品衛生法	JAS 法	
2005	調整した、または保存処理したその他野菜 (冷凍していないものに限る)	食品衛生法	JAS 法	
2006	砂糖により調整した野菜、果実またはナット	食品衛生法	JAS 法	
2007	ジャム、マーマレード、果実/ナットのピューレ、ペースト等	食品衛生法	JAS 法	
2008	果実、ナット等の食用部分	食品衛生法	JAS 法	
2009	果汁、野菜ジュース	食品衛生法	JAS 法	

JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

<関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き>

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

<関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き>

特恵受益国(特別特恵受益国を含む)からの輸入において、特恵関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特恵関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特恵原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

<植物防疫法に基づく植物検疫>

- ①重要病虫害の発生地域からの果実・野菜の輸入は禁止されている。またその他地域からの輸入については植物防疫法に基づく検疫が必要。
- ②ただし、あんず、いちじく、柿、しなさるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パイナップル、バナナ、パパイぶどう、マンゴー、ももおよびりゅうがんの乾燥果実及び生果実を砂糖、亜硫酸、酢酸、アルコール等で漬けたものは植物防疫の対象外。
- ③果実、野菜類を輸入する際には、植物防疫所に「植物輸入検査申請書」に輸出国の植物防疫機関発行の植物防疫証明書等の関係書類を添付して提出し、検査申請を行う。検査の結果病虫害等の付着が判明した際にはくん蒸、消毒等の措置が必要になる。
- ④くん蒸等の措置は輸入した港の埠頭地域にある指定くん蒸倉庫において専門の防除業者により実施し、その経費は輸入者負担となる。

<食品衛生法に基づく検査手続き>

- ①植物検疫のあと、厚生労働省所管の検疫所食品監視担当課に「食品等輸入届書」を2部提出する。審査、検査後、食品衛生法上問題がなければ届出書に「届出済」印を押印のうえ返却される。輸入手続きについては、関連資料を参照
- ②果実、野菜とも成分規格として農薬の残留基準が定められているので注意すること。
- ③はじめて輸入する加工品については詳細な成分表や製造工程を示す資料等の提出が必要になる。
- ④ナッツ類はアフラトキシン汚染の恐れがあることから、輸入時にアフラトキシンの検査を実施する必要がある。
- ⑤果汁飲料に使用される、保存料、着色料、甘味料等の食品添加物については食品衛生法の使用基準に合致しているか確認する必要がある。

<食品衛生法に基づくアレルギー表示>

食品衛生法により、オレンジ、キウイフルーツ、もも、りんご、バナナを含む食品については、原料にアレルギー物質が含まれることを表示することが推奨されている。表示例などの詳細については、関連資料を参照。

<JAS制度>

(1) 品質表示

生鮮果実・野菜については品名と原産地また加工品については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務つけられている。

(2) JASマークの貼付

JAS規格格付け団体に申請することによりJASマークを付けることは可能。ただし、このJASマークをつけるかどうかは製造業者（輸入業者）の意志にまかされており、強制規格ではない。

現在、農産物缶詰、農産物瓶詰、トマト加工品、にんじんジュースおよびにんじんミックスジュース、ジャム類等がJASの指定品目となっている。

(3) 遺伝子組換え食品に関する表示

ばれいしょ調整品、大豆調整品等遺伝子組換え植物を原料とする加工品は、遺伝子組換え食品に関する表示が義務つけられている。詳細は、関連資料を参照。

(4) 有機JAS

有機野菜・果実あるいは有機野菜・果実加工食品を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機JAS基準に基づき認定され、当該製品に有機JASマークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料13. 有機食品を参照。

JAS 規格に基づくジャムの品質基準（抜粋）

区分	基準
可溶性固形分	40%以上であること
果実含有率	<p>標準</p> <p>1 ジャムにあつては、33%以上であること。</p> <p>2 マーマレードにあつては、20%以上であること。</p> <p>特級</p> <p>1 ジャムにあつては、45%以上であること。</p> <p>2 マーマレードにあつては、30%以上であること。</p>
内容物の品位	<p>標準</p> <p>1 香味及び色沢が良好であること。</p> <p>2 ゼリー化の程度がおおむね適当で、病虫害こん及びへたその他のきょう雑物がほとんどないものであること。</p> <p>3 プレザーブスタイルにあつては、果実、果肉等の形及び量がおおむね適当で、果実、果肉等の大きさがおおむねそろっていること。</p> <p>4 マーマレードにあつては、果皮の分布がおおむね均一であること。</p> <p>特級</p> <p>1 香味及び色沢が優良であること。</p> <p>2 ゼリー化の程度が適当で、病虫害こん及びへたその他のきょう雑物がないものであること。</p> <p>3 プレザーブスタイルにあつては、果実、果肉等の形及び量が適当で、果実、果肉等の大きさがそろっていること。</p> <p>4 マーマレードにあつては、果皮の分布が均一であること。</p>
食品添加物 以外の原材 料	<p>特級、標準</p> <p>次に掲げるもの以外のものは使用してはならない。</p> <p>1 果実等</p> <p>2 砂糖類</p> <p>3 糖アルコール</p> <p>4 はちみつ</p> <p>5 酒類</p> <p>6 酸味料</p> <p>かんきつ類の果汁(含有量が4%以下)</p>
食品添加物	<p>特級</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用しないこと</p> <p>1 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸及び DL-リンゴ酸</p> <p>2 pH調整剤 (かんきつ類、すもも、うめ、あんず、ブラックカラント、レッドカラント、クランベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、ラズベリー及びパッションフルーツを原料とするものに使用する場合に限る。) クエン酸三ナトリウム</p> <p>3 酸化防止剤 (にんじん、かぼちゃ、メロン、かんきつ類、りんご、なし、びわ、まるめろ、もも、うめ、</p>

	<p>あんず、くり、パインアップル、及びバナナを原料するものに使用する場合に限る。)</p> <p>L-アスコルビン酸</p> <p>4 ゲル化剤</p> <p>ペクチン</p> <p>5 香料</p> <p>(マーマレードに使用する場合であり、かり、原料果実等と同一種類の果実等から抽出したものに限る。)</p> <p>標準</p> <p>1 酸味料 (特級と同じ)</p> <p>2 pH調整剤 (特級と同じ)</p> <p>3 酸化防止剤</p> <p>4 ゲル化剤 (特級と同じ)</p> <p>5 香料</p> <p>(原料果実等と同一種類の果実等から抽出したものに限る。)</p>
--	--

<関係機関、団体>

植物防疫法	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課
	Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp
	全国植物防疫協会
	Tel : 03-3453-5935
食品衛生法	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部企画情報課
	Tel : 03-5253-1111 (代) http://www.mhlw.go.jp
JAS 規格	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
	Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp
	(社) 日本農林規格協会
	Tel:03-3249-7120 http://www.jasnet.or.jp
関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関	
	Tel:03-3529-0700 http://www.customs.go.jp

8. 穀物及び同調製品

HS番号	品目	主要関連法規
1001	小麦、メスリン	植物防疫法 食品衛生法 食糧法 JAS 法
1002	ライ麦	植物防疫法 食品衛生法 JAS 法
1003	大麦、はだか麦	植物防疫法 食品衛生法 食糧法 JAS 法
1004	オート麦	植物防疫法 食品衛生法 JAS 法
1005	とうもろこし	植物防疫法 食品衛生法 JAS 法 (1005.90 のうちコーンスターチの製造に使用するもののみ) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
1006	米	植物防疫法 食品衛生法 食糧法 JAS 法
1007	グリーンソルガム	植物防疫法 食品衛生法 JAS 法
1008	そば、ミレット、その他穀物	植物防疫法 食品衛生法 食糧法 JAS 法
1101	小麦粉及びメスリン粉	食品衛生法 食糧法 JAS 法
1102	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く)	植物防疫法 食品衛生法 食糧法 JAS 法
1103	ひき割り穀物、穀物のミール、ペレット	食品衛生法 食糧法 JAS 法
1104	その他の加工穀物	食品衛生法 食糧法 JAS 法
1105	ばれいしょの粉、フレーク、ペレット等	食品衛生法 JAS 法
1106	乾燥した豆の粉	食品衛生法 JAS 法
1107	麦芽	植物防疫法 食品衛生法 JAS 法
1108	でん粉、イヌリン	植物防疫法 食品衛生法 食糧法 JAS 法 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
1109	小麦グルテン	食品衛生法 JAS 法
1901	麦芽エキス、穀粉、ミール、でん粉の調製品	食品衛生法 食糧法 JAS 法
1902	スパゲッティ、マカロニ類	食品衛生法 JAS 法
1903	タピオカ、タピオカ代用品	食品衛生法 JAS 法
1904	穀物調整品	食品衛生法 食糧法 JAS 法
1905	パン、ビスケット、ケーキ等	食品衛生法 JAS 法

JAS 法: 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

< 関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き >

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

< 関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き >

特恵受益国(特別特恵受益国を含む)からの輸入において、特恵関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特恵関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特恵原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

<食糧法>

①米穀等及び麦等を輸入するに際しては、関税の納付の他に納付金を政府に納めることが義務づけられている。(ただし関税定率法等により関税の納付が免除される場合等には、納付金の納付は要しない)

②米穀等について、関税及び納付金の納付が義務づけられているもの以外を輸入しようとするときには、事前に輸入数量を農林水産大臣に届け出る必要がある。

<植物防疫法に基づく植物検疫>

①重要病虫害の発生地域からの輸入は禁止されている。またその他地域からの輸入については植物防疫法に基づく検疫が必要。

②植物、同製品を輸入する際には、植物防疫所に「植物輸入検査申請書」に輸出国の植物防疫機関発行の植物防疫証明書等の関係書類を添付して提出し、検査申請を行う。検査の結果、病虫害等の付着が判明した際には、くん蒸、消毒等の措置が必要になる。

<食品衛生法に基づく検査手続き>

①食品に供される植物製品については所管の検疫所食品監視担当課に輸入届出書2部を提出する。

②はじめて輸入する加工品については詳細な成分表製造工程を示す資料等の提出が必要になる。

③輸入手続きについては、関連資料を参照。

<食品衛生法に基づく添加物、農薬残留基準>

①米、小麦、とうもろこし、等については、害虫駆除のため、栽培時や貯蔵・輸送中に農薬を散布することがあるが、食品衛生法により農薬残留基準があるので、残留値を確認する必要がある。

②ビスケットには漂白・保存の目的で二酸化イオウが使用されることがあるが、その最大残存量が定められているので注意が必要。また、ケーキについては、指定以外の着色料が使用されているケースが目立つので注意を要する。

食品衛生法に基づく穀類・豆類の成分基準（抜粋）

品目	成分基準
寒天	ホウ素化合物 : 1g/kg 以下(H ₃ BO ₃ として)
米(玄米)	カドミウム、カドミウム化合物 : 1.0ppm未満(Cdとして)
豆類	シアン化合物 : 陰性(ただしバター豆、ホワイト豆、サルタニ豆、サルダビア豆、ピギア豆、ライマ豆は500ppm以下(HCNとして))
生あん	シアン化合物 : 陰性
即席麺	含有油脂 : 酸価3以下、または過酸化30以下

JAS規格に基づくマカロニ類の品質基準（抜粋）

区分	基準
一般状態	色沢及び形状が良好であること 組織が堅固で、折った断面がガラス状の光沢を有するものであること
異物	混入していないこと
食味	調理後の香味が良好で意味異臭がないこと
見かけの比重	1.40以上であること
粗タンパク質	11.0%以上であること。ただし卵を加えたものであつては、12.0%以上であること
灰分	0.90%以下であること。(卵、または野菜を加えたものは除く)
水素イオン濃度	5.5以上であること
原材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと 1 デュラム小麦のセモリナ及びデュラム小麦の普通小麦粉 2 卵 3 野菜 トマト及びほうれんそう
内容重量	表示重量に適合していること

<食品衛生法に基づくアレルギー表示>

食品衛生法により、小麦、そば、落花生を含む食品については、原料にアレルギー物質が含まれることを表示することが義務づけられている。表示例などの詳細については、関連資料8. 食品衛生法を参照。

<JAS制度>

(1) 品質表示

穀物・同調整品については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務つけられている。

(2) JASマークの貼付

JAS規格格付け団体に申請することによりJASマークを付けることは可能。ただし、このJASマークを付けるかどうかは製造業者（輸入業者）の意志にまかされており、強制規格ではない。

現在、即席麺、生タイプ即席麺、乾麺、手延べそうめん類、マカロニ類等がJASマークの対象になっている。

(3) 有機JAS

有機穀物あるいは有機穀物加工食品を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機JAS基準に基づき認定され、当該製品に有機JASマークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料13. 有機食品を参照

(4) 遺伝子組換え食品に関する表示

ばれいしょ調整品、大豆調整品、とうもろこし調整品等遺伝子組換え植物を原料とする加工品は、遺伝子組換え食品に関する表示が義務づけられている。詳細は、関連資料を参照。

<関係機関、団体>

植物防疫法	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp 全国植物検疫協会 Tel : 03-5294-1520 http://www.zenshoku-kyo.or.jp/
食品衛生法	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部企画情報課 Tel : 03-5253-1111 (代) http://www.mhlw.go.jp
食糧法	農林水産省 総合食料局 食糧部 食糧貿易課 Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.syokuryo.maff.go.jp
JAS規格	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp (社) 日本農林規格協会 Tel : 03-3249-7120 http://www.jasnet.or.jp
関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関	Tel:03-3529-0700 http://www.customs.go.jp

9. 糖類、ココアおよび同調製品

HS番号	品目	主要関連法規
1701	甘しゅ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしゅ糖	食品衛生法 JAS 法 砂糖及び でん粉の価格調整に関する法律
1702	人造はちみつ糖	食品衛生法 薬事法 JAS 法
1703	糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に発生したもの)	食品衛生法 JAS 法
1704	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むが、ココアを含 有しないもの)	食品衛生法 JAS 法
1801	カカオ豆(生のものおよび煎ったもの)	食品衛生法 植物防疫法 JAS 法
1802	カカオ豆の殻	食品衛生法 植物防疫法 JAS 法
1803	ココアペースト	食品衛生法 JAS 法
1804	カカオ脂	食品衛生法 JAS 法
1805	ココア粉(砂糖など甘味料を加えたものを除く)	食品衛生法 JAS 法

JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

<関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き>

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

<関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き>

特恵受益国(特別特恵受益国を含む)からの輸入において、特恵関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特恵関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特恵原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

<植物防疫法に基づく植物検疫>

- ①重要病虫害の発生地域からの輸入は禁止されている。またその他地域からの輸入については植物防疫法に基づく検疫が必要。
- ②植物、同製品を輸入する際には、植物防疫所に「植物輸入検査申請書」に輸出国の植物防疫機関発行の植物防疫証明書等の関係書類を添付して提出し、検査申請を行う。検査の結果、病虫害等の付着が判明した際にはくん蒸、消毒等の措置が必要になる。
- ③乾燥した香辛料を小売用容器に密封されているものは植物防疫法の対象外。

<砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律>

この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する法律で、甘しや糖、てん菜糖及びしょ糖を輸入する際には、関税に加えて独立行政法人 農畜産業振興機構に調整金を支払う必要がある。糖の成分(成分により関税番号が異なる)によって調整金が異なるので、詳しくは最寄りの税関へ問い合わせのこと。

<食品衛生法に基づく検査手続き>

- ①所管の検疫所の食品監視担当課に輸入届出書2部を提出する。
- ②はじめて輸入する加工品については詳細な成分表製造工程を示す資料等の提出が必要になる。
- ③輸入手続きについては、関連資料を参照。

<JAS制度>

(1) 品質表示

糖類については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務づけられている。

(2) 遺伝子組換え食品に関する表示

てん菜を原料とする加工品は、遺伝子組換え食品に関する表示が義務づけられている。詳細は、関連資料を参照。

(3) 有機JAS

有機糖類・ココアあるいはそれらの加工食品を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機JAS基準に基づき認定され、当該製品に有機JASマークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料13. 有機食品を参照。

<関係機関>

植物防疫法	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp 全国植物検疫協会 Tel : 03-5294-1520 http://www.zenshoku-kyo.or.jp/
食品衛生法	厚生労働省 医薬食品局 企画情報課 Tel : 03-5253-1111 (代) http://www.mhlw.go.jp
JAS 規格	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp

(社) 日本農林規格協会

Tel : 03-3249-7120

<http://www.jasnet.or.jp>

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 独立行政法人 農畜産業振興機構

Tel : 03-5583-8196 (代)

<http://alic.lin.go.jp/>

関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関

Tel:03-3529-0700

<http://www.customs.go.jp>

10. 香辛料

HS番号	品目	主要関連法規
0901	コーヒー	植物防疫法 食品衛生法 JAS 法
0902	茶	
0903	マテ	
0904	唐辛子	
0905	バニラ豆	
0906	けい皮	
0907	丁子	
0908	肉づく、カルダモン	
0909	アニス、ういきょう	
0910	しょうが、サフラン、その他香辛料	

JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

注：乾燥した香辛料で小売り用の容器に密閉されたものは植物防疫法の対象外。

< 関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き >

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

< 関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き >

特恵受益国(特別特恵受益国を含む)からの輸入において、特恵関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特恵関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特恵原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合不要)。

< 植物防疫法に基づく植物検疫 >

①重要病虫害の発生地域からの輸入は禁止されている。またその他地域からの輸入については植物防疫法に基づく検疫が必要。

②植物、同製品を輸入する際には、植物防疫所に「植物輸入検査申請書」に輸出国の植物防疫機関発行の植物防疫証明書とうの関係書類を添付して提出し、検査申請を行う。検査の結果、病虫害等の付着が判明した際にはくん蒸、消毒等の措置が必要になる。

③乾燥した香辛料を小売用容器に密封されているものは植物防疫法の対象外。

<食品衛生法に基づく検査手続き>

- ①所管の検疫所の食品監視担当課に輸入届出書を2部提出する。
- ②輸入手続きについては、関連資料を参照。
- ③はじめて輸入する加工品については詳細な成分表製造工程を示す資料等の提出が必要になる。
- ④とうがらし等についてはアフラトキシン汚染の恐れがあることから、輸入時にアフラトキシンの検査を実施する必要がある。

< J A S 制度 >

(1) 品質表示

香辛料については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務つけられている。

(2) 有機 J A S

有機香辛料あるいはそれらの加工食品を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機 J A S 基準に基づき認定され、当該製品に有機 J A S マークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料 1 3. 有機食品を参照。

<関係機関>

植物防疫法	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課
	Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp
	全国植物検疫協会
	Tel : 03-5294-1520 http://www.zenshoku-kyo.or.jp/
食品衛生法	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部企画情報課
	Tel : 03-5253-1111 (代) http://www.mhlw.go.jp
JAS 規格	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
	Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp
	(社) 日本農林規格協会
	Tel : 03-3249-7120 http://www.jasnet.or.jp
関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関	
	Tel:03-3529-0700 http://www.customs.go.jp

1 1. 油糧種子及び同調製品

HS番号	品目	主要関連法規
1201	大豆	植物防疫法 食品衛生法 JAS 法
1202	落花生	
1203	コブラ	
1204	亜麻の種	
1205	菜種	
1206	ひまわりの種	
1207	その他油糧油脂	
1507	大豆油	
1508	落花生油	
1509	オリーブ油	
1510	オリーブから得たその他油	
1511	パーム油	
1512	ひまわり油、サフラワー油	
1513	やし油、パーム核油	
1514	菜種油、からし油	
1515	その他植物油	

JAS 法: 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

注：油糧種子の調整品を医療品や化粧品として輸入する場合は薬事法の規制を受ける。

< 関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き >

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

< 関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き >

特惠受益国(特別特惠受益国を含む)からの輸入において、特惠関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特惠関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特惠原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

< 植物防疫法に基づく植物検疫 >

輸出国政府機関より発行される病虫害が付着していない旨記載の「検査証明書」を輸入植

物検査申請書に添付して植物防疫所に提出する。検査は、植物防疫官の指示したところで行われるが、病菌害虫が発見されると、くん蒸・消毒処理が行われる。

<食品衛生法に基づく検査手続き>

- ①食品に供されるものは、すべて食品衛生法に基づく届出が必要。
- ②植物検疫のあと、所管の検疫所食品監視担当課に「食品等輸入届出書」を2部提出する。審査、検査後、食品衛生法上問題がなければ届出書に「届出済」印を押印のうえ返却される。
- ③輸入手続きについては、関連資料を参照。
- ④農薬残留基準については「食品衛生六法」を参考にすること。

<食品衛生法に基づくアレルギー表示>

食品衛生法により、豆類では落花生を含む食品については、原料にアレルギー食品が含まれることを表示することが義務づけられている。また大豆を含む食品については、原料にアレルギー食品が含まれることを表示することが奨励されている。表示例などの詳細については、関連資料8. 食品衛生法を参照。

<JAS規格>

(1) 品質表示

油糧やその調整品については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務づけられている。

(2) 遺伝子組換え食品に関する表示

大豆油を原料とする加工品は、遺伝子組換え食品に関する表示が義務づけられている。詳細は、関連資料を参照。

(3) 有機JAS

有機種子あるいはそれらの加工食品を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機JAS基準に基づき認定され、当該製品に有機JASマークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料13. 有機食品を参照。

日本農林規格に基づく食用オリーブオイルの品質基準（抜粋）

品目	規格	
オリーブ油	一般状態	オリーブ特有の香味を有しおおむね清澄であること
		色 特有の色であること
		水分及びきょう雑物 0.30%以下であること
		比重(25/25° C) 0.908-0.914であること
		屈折率(25° C) 1.466-1.469であること
		酸価 2.0以下であること
		けん化価 184-196であること
		よう素価 75-94であること
		不けん化物 1.5%以下であること
精製オリーブ油	一般状態	おおむね清澄で香味良好であること
		色 特有の色であること
		水分及びきょう雑物 0.15%以下であること
		比重(25/25° C) 0.908-0.914であること
		屈折率(25° C) 1.466-1.469であること
		酸価 0.60%以下であること
		けん化価 184-196であること
		よう素価 75-94であること
		不けん化物 1.5%以下であること

<関係機関>

植物防疫法	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課
	Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp
	全国植物検疫協会
	Tel : 03-5294-1520 http://www.zenshoku-kyo.or.jp/
食品衛生法	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部企画情報課
	Tel : 03-5253-1111 (代) http://www.mhlw.go.jp
JAS 規格	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
	Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp
	(社) 日本農林規格協会
	Tel : 03-3249-7120 http://www.jasnet.or.jp
関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関	
	Tel:03-3529-0700 http://www.customs.go.jp

12. 各種調製食料品

HS番号	品目	主要関連法規
1704	砂糖菓子類	食品衛生法 JAS 法
1806	チョコレートおよびココアを含有する調整食料品	食品衛生法 JAS 法
2101	コーヒー およびコーヒー代用品	食品衛生法 JAS 法
2102	酵母、ベーキングパウダー	食品衛生法 JAS 法
2103	ソース、ソース用調整品、混合調味料	食品衛生法 JAS 法
2104	スープ類	食品衛生法 JAS 法
2105	アイスクリームおよびその他の氷菓	食品衛生法 JAS 法
2106	その他の調製食品	食品衛生法 JAS 法 食糧法 酒税法 薬事法

JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

注：以下は輸入割当（IQ）品目

- (1) 調整食料品のうち、アイスクリームミックス、及びミルクの天然組成成分を主成分とするもの。
- (2) 米の含有量が全重量の 30%を超える調整食料品。

< 関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き >

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

< 関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き >

特恵受益国(特別特恵受益国を含む)からの輸入において、特恵関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特恵関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特恵原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

< 食品衛生法に基づく検査手続き >

①食品に供されるものは、すべて食品衛生法に基づく届出が必要。

所管の検疫所食品監視担当課に「食品等輸入届出書」を2部提出する。審査、検査後、食品衛生法上問題がなければ届出書に「届出済」印を押印のうえ返却される。

②輸入手続きについては、関連資料を参照。

食品衛生法に基づく規格基準（抜粋）

区分	成分基準								
食品一般	抗生物質を含有してはならない。ただしつぎに該当するものにあつてはその限りではない。①食品・添加物等規格基準D各条の項及び乳等省令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理、及び保存の方法の基準の部（一）乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準の款（6）に定める成分規格に適合するもの。② ①に該当するものを原材料として製造され、または加工されるもの。								
アイスクリーム	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">乳固形分</td> <td>15.0%以上</td> </tr> <tr> <td>うち乳脂肪分</td> <td>8.0%以上</td> </tr> <tr> <td>細菌数</td> <td>100,000/gr.以下（ただし、醗酵乳または乳酸菌飲料を原料として使用したものにあっては乳酸菌又は酵母以外の細菌数が100,000/gr.以下とする）</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群</td> <td>陰性</td> </tr> </table>	乳固形分	15.0%以上	うち乳脂肪分	8.0%以上	細菌数	100,000/gr.以下（ただし、醗酵乳または乳酸菌飲料を原料として使用したものにあっては乳酸菌又は酵母以外の細菌数が100,000/gr.以下とする）	大腸菌群	陰性
乳固形分	15.0%以上								
うち乳脂肪分	8.0%以上								
細菌数	100,000/gr.以下（ただし、醗酵乳または乳酸菌飲料を原料として使用したものにあっては乳酸菌又は酵母以外の細菌数が100,000/gr.以下とする）								
大腸菌群	陰性								

＜添加物等の規制＞

①日本でソースへの使用が認められていない安息香酸や指定外添加物である乳化安定剤のポリソルベートや着色料のキノリンイエローやアズルピンが使用されているケースが多いので確認が必要。

②マヨネーズやドレッシングでは酸化防止や製品の乳化安定と保存効果を高めるために、日本で使用が認められていないTBHQ（酸化防止剤）やポリソルベート（乳化安定剤）、当該品への使用が認められていない安息香酸やソルビン酸が使用されているケースがあるので注意。

③アイスクリームの成分規格としては、乳固形分、乳脂肪分、細菌数、大腸菌群がについて規定されており、また、製造の方法の基準も規定されている。

＜食糧法＞

①米穀等及び麦等を輸入するに際しては、関税の納付の他に納付金を政府に納めることが義務づけられている。（ただし関税定率法等により関税の納付が免除される場合等には、納付金の納付は要しない）

②米穀等について、関税及び納付金の納付が義務づけられているもの以外を輸入しようとするときには、事前に輸入数量を農林水産大臣に届け出る必要がある。

＜食品衛生法に基づくアレルギー表示＞

食品衛生法により、卵、乳、小麦、そば、落花生の5品目を含む食品については、原料にアレルギー食品が含まれることを表示することが義務づけられた。また、それ以外の20品目のアレルギー原因物質についても、表示が推奨されている。表示例などの詳細については、

関連資料を参照。

< J A S 制度 >

(1) 品質表示

乳製品については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務つけられている。

(2) J A S マークの貼付

①登録認定機関に申請することにより J A S マークを付けることは可能。ただし、この J A S マークをつけるかどうかは製造業者（輸入業者）の意志にまかされて強制規格ではない。

②調整食料品については、J A S 登録認定機関より J A S 規格を取得することが可能。J A S 規格の対象になっている製品としては下記のものがある。醤油、ウスターソース、風味調味料、ドレッシング等

(3) 遺伝子組換え食品に関する表示

遺伝子組換え植物を原料とする加工品には表示が義務づけられている。詳細は、関連資料 14. 遺伝子組み換え農産物を参照。

(4) 有機 J A S

有機加工食品を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機 J A S 基準に基づき認定され、当該製品に有機 J A S マークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料 1 3. 有機食品を参照。

< 関係機関 >

食品衛生法	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部企画情報課
	Tel : 03-5253-1111 (代) http://www.mhlw.go.jp
JAS 規格	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
	Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.maff.go.jp
	(社) 日本農林規格協会
	Tel : 03-3249-7120 http://www.jasnet.or.jp
食糧法	農林水産省 総合食料局 食糧部 食糧貿易課
	Tel : 03-3502-8111 (代) http://www.syokuryo.maff.go.jp
関税法・関税定率法・関税暫定措置法 税関	
	Tel:03-3529-0700 http://www.customs.go.jp

13. 水・アルコール類・食酢

HS番号	品目	主要関連法規
2201	水	食品衛生法 JAS 法
2202	水(甘味料や香料を加えたもの)	食品衛生法 JAS 法
2203	ビール	食品衛生法 酒税法
2204	ワイン、ぶどう搾汁	食品衛生法 酒税法
2205	ベルモット、その他ぶどう酒	食品衛生法 酒税法
2206	その他発酵酒	食品衛生法 酒税法
2207	エチルアルコール類(アルコール分が80%以上のもの)	食品衛生法 酒税法 アルコール事業法
2208	エチルアルコール類(アルコール分が80%未満のもの)	食品衛生法 酒税法
2209	食酢及び酢酸から作った食酢代用品	食品衛生法 JAS 法

JAS法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

<関税法・関税定率法に基づく輸入通関手続き>

輸入通関に際しては、「輸入申告書」にインボイス、B/L、保険明細書等の関係書類を添付して税関へ提出する。税関における審査・検査および納税の後、輸入許可書が交付される。

<関税暫定措置法に基づく輸入通関手続き>

特惠受益国(特別特惠受益国を含む)からの輸入において、特惠関税の適用を受けることができる場合があるので、税関に確認のこと。特惠関税率の適用を受ける場合は、現地から輸出の際、現地国において発給される「特惠原産地証明書」を取得する必要がある(総価額が20万円以下の場合には不要)。

<食品衛生法に基づく輸入届出>

- ①飲料については、食品衛生法に基づく届出が必要。
- ②厚生労働省検疫所食品監視担当に「食品等輸入届書」を届け出る。審査、検査後、食品衛生法上問題がなければ届書に「届出済み」印を押印のうえ返却される。
- ③なお、はじめて輸入する場合は詳細な成分表や製造工程を示す資料等の提出が必要になる。
- ④輸入手続きについては関連資料参照。

食品衛生法に基づく飲料の成分規格（抜粋）

区分	成分規格
清涼飲料	混濁 : 認めない
	沈殿物 : 認めない
	ヒ素、鉛、カドミニウム: 検出しない
	大腸菌群 : 陰性(11. 1ml 中、L. B. 培地法)
ミネラルウォーター	腸球菌 : 陰性(11. 1ml 中、L. B. 培地法)
	緑膿菌 : 陰性(11. 1ml中、アスパラギンブイオン培地法)

<添加物等の規制>

- ①ミネラルウォーターについては、食品衛生法に基づく規格基準（成分規格、製造基準及び保存基準）に適合しているか確認する必要がある。
- ②ワイン、シャンペン、シェリー酒などの果実酒を輸入する際には保存料、着色料、甘味料等の添加物が使用されているが、日本の食品衛生法で認められていないもの、または使用量が限定されているものがあるので、指定外添加物の有無、使用基準を事前に確認する必要がある。
- ③炭酸飲料の原材料に植物もしくは動物の組成成分が含まれているものは、そのpH水分活性により異なる加熱処理が必要になる。
- ④容器包装されている飲料については、食品衛生法に基づく表示（名称、原材料、添加物、保存方法、製造年月日、製造所在地、製造者名等）が義務付けられているので定められた方法で指定場所に表示しなければならない。
- ⑤ウイスキー及びビールは不当景品類及び不当表示防止法に基づき公正競争規約が定められている。これらはかならずしも法的義務ではないが、遵守するよう指導がある。

<アルコール事業法>

アルコール類はアルコールの含有率により適用される法律が異なる。アルコール分が90%以上のアルコール類はアルコール事業法の対象となり、90%未満のアルコール類は酒税法の対象となる。アルコール分が90%以上のアルコール類を輸入しようとするものは、最寄りの県の経済産業局へ輸入許可申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

<酒税法>

酒類の販売については、免許制度が設けられており、販売免許を受けようとする者は、販売所毎にその所在地の管轄税務署長に申請し免許を受けなければならない。

なお、従来から酒類の小売業免許を受けている販売所において輸入した酒類を販売する場

合には、あらたに免許を受ける必要はない。

輸入酒類の卸売業免許については、年間卸売見込み量が果実酒、ウイスキー、ブランデー、ビールは 6k1 以上であることが免許の要件である。

<JAS 制度>

(1) 品質表示

水・アルコール類・食酢については品名、原材料、内容量、製造業者、賞味期限、保存方法等の表示が義務つけられている。

(2) 食酢については、JAS 登録認定機関より JAS 規格を取得することが可能である。

ただし、この JAS マークをつけるかどうかは製造業者（輸入業者）の意志にまかされて強制規格ではない。

(3) 有機 JAS

有機食酢を輸入し日本で販売するには、製品は日本の有機 JAS 基準に基づき認定され、当該製品に有機 JAS マークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料 13. 有機食品を参照。

<関連機関、団体>

食品衛生法	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部企画情報課	
	Tel : 03-5253-1111 (代)	http://www.mhlw.go.jp
酒税法	国税庁 課税部酒税課	
	Tel : 03-3581-4161 (代)	http://www.nta.go.jp/
JAS 規格	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課	
	Tel : 03-3502-8111 (代)	http://www.maff.go.jp
	(社) 日本農林規格協会	
	Tel : 03-3249-7120	http://www.jasnet.or.jp
アルコール事業法	経済産業省 製造産業局化学課	
	Tel : 03-3501-1511	http://www.meti.go.jp
関税法・関税定率法・関税暫定措置法	税関	
	Tel:03-3529-0700	http://www.customs.go.jp

II. 関連資料

1. 農水産物の輸入審査・検査

農水産物の輸入に特に関連の深い法律には下記のようなものがある。

1. 植物防疫法

青果物や穀物などの植物を介して、病害虫が日本に侵入するのを防ぐため、農林水産省の植物防疫所において、「植物防疫法」に基づく検査が行われる。植物あるいは国によっては、その国からの輸入、あるいはその植物の輸入が禁止されている場合もあるので、事前に輸入通関を行う予定の植物防疫所に相談するのが望ましい。

2. 家畜伝染病予防法

海外から輸入される家畜類などの動物、あるいはその加工品を介して、家畜の伝染性疾病が日本に侵入するのを防止するために、農林水産省動物検疫所において、「家畜伝染病予防法」に基づく検査が行われる。国によっては、その国からの輸入が禁止されている動物や家畜、その加工品があるので、これらのものを輸入する場合は、事前に最寄りの動物検疫所に相談するのが望ましい。

3. 食品衛生法

農水産物の中に残留している農薬や抗生物質、あるいはポスト・ハーベスト農薬など、農水産物への化学物質等の残留に起因する衛生上の危害を防止する等の目的のため、農水産物、畜産物およびそれらの加工食品は「食品衛生法」により検査される。輸入食品に関しても、この法律に基づき、海・空港にある検疫所で、検疫、監視、指導が行われている。

4. 関税法

農水産物の関税や輸入禁止農水産物のチェックは財務省が「関税法」に基づいて行っている。税関ではこの法律に基づいて、輸入の可否の判定を行っている。この際、「植物防疫法」、「家畜伝染病予防法」、「食品衛生法」など、関税法以外の農水産物の輸入に関連した法規により、当該農水産物に関して、許可・承認を受けているかどうか併せて確認している。

5. 検疫法

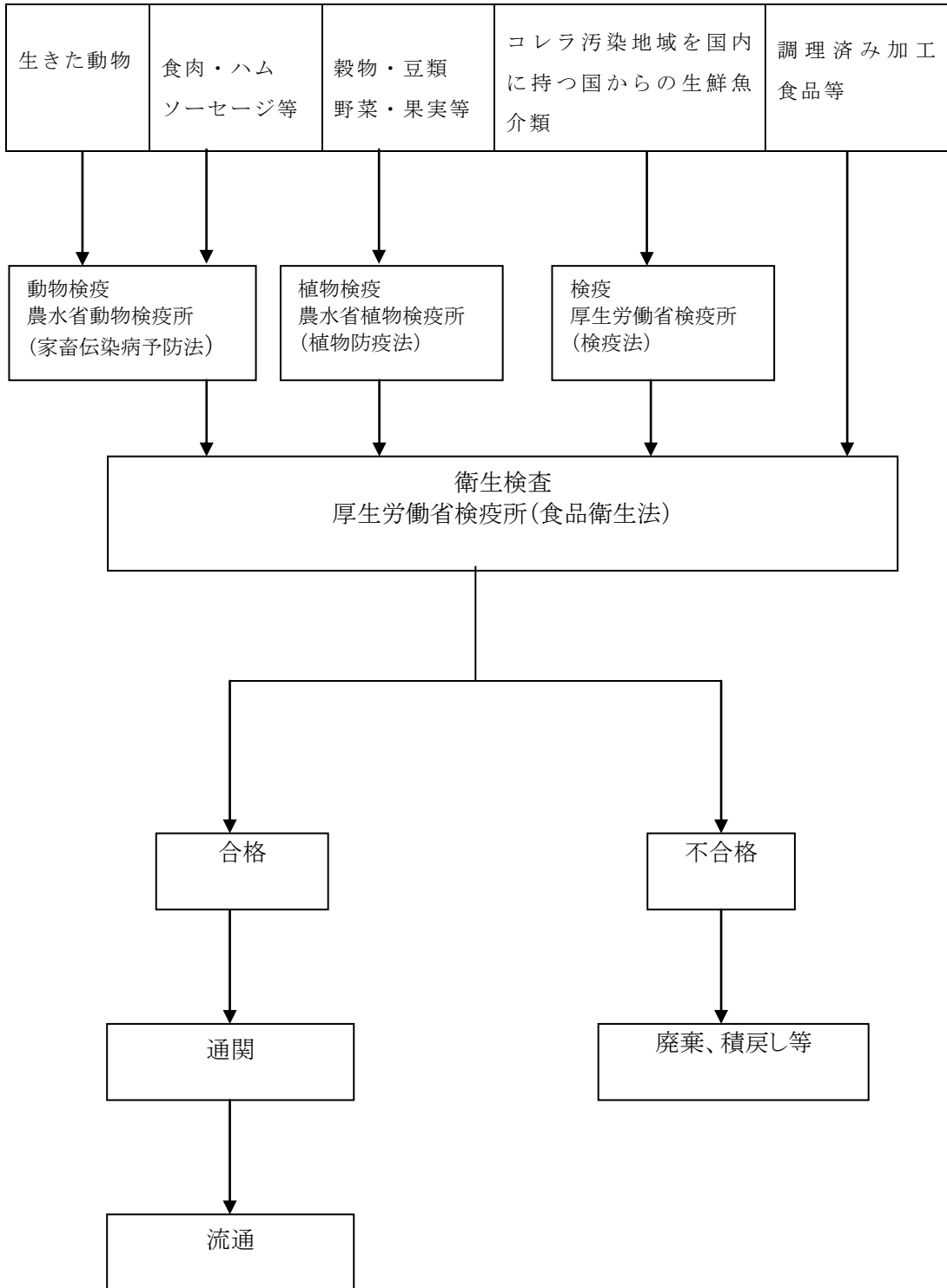
検疫所は「食品衛生法」に基づく検査のほか、コレラなど特別の疾病が流行している国・地域から輸入される農水産物に関して検疫法に基づく検査も行う。

6. その他

「農林物資の規格化および品質の表示の適正化に関する法律」（JAS 法）などにより、適正な品質表示がなされていることも重要である。

その他の法律については、各関連資料を参照されたい。

農水産物の輸入審査・検査の流れ



2. 家畜伝染病予防法

<法律の目的>

家畜伝染性疾病的の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る。

<法律の概要>

国内における家畜の伝染性疾病的の発生及びまん延の予防措置等について規定するとともに動物及び畜産物の国際流通に起因する家畜の伝染性疾病的の我が国への侵入防止のために輸出入制度を設けている。

<同法の対象品目（指定検査物）>

- (1) 偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、七面鳥、うずら、だちょう、がちょうその他かも目の鳥類、犬、うさぎ、蜜蜂
- (2) かも類、七面鳥、うずら、及びがちょうの卵
- (3) (1) の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、及び臓器
- (4) (1) の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん、及び尿
- (5) (1) の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (6) (3) のものを原料とするソーセージ、ハム、及びベーコン
- (7) 輸入禁止地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草
- (8) 輸入が禁止されているもので試験研究の用途に供する場合、その他特別の事情がある場合において、農林水産大臣の許可を受けて輸入するもの。

<法律に基づく検査>

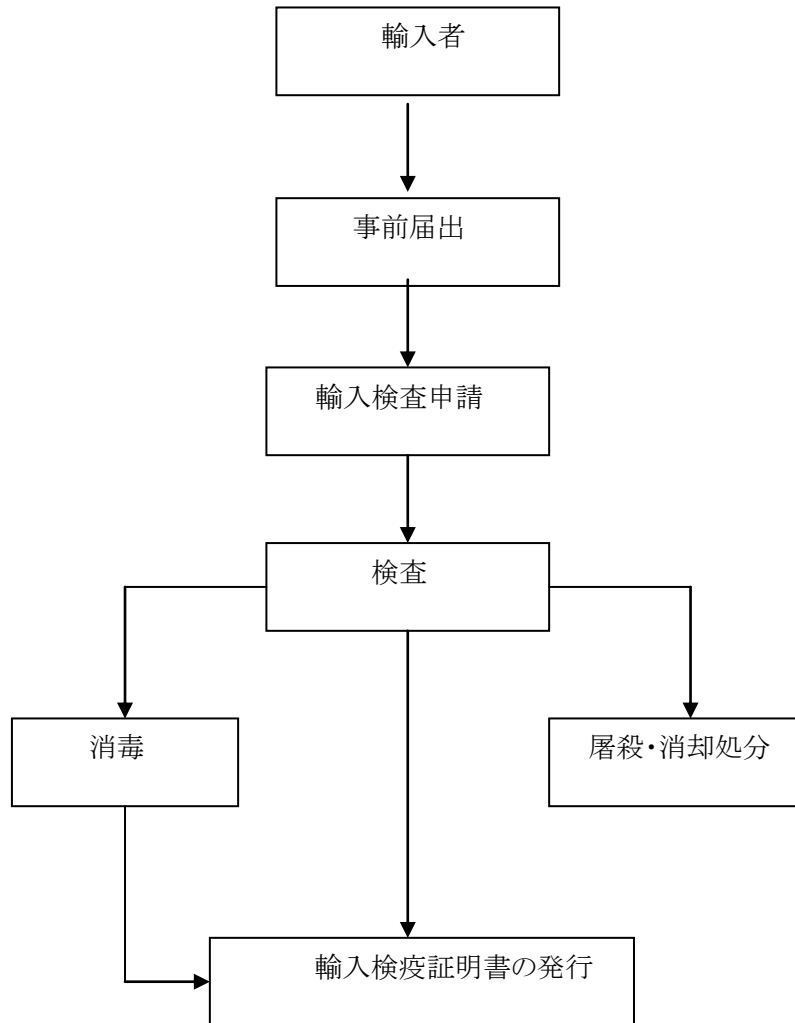
- (1) 輸入された指定検査物については、動物検査所の家畜防疫官により、輸入禁止品に該当するか否か検査証明書の添付の有無、家畜の伝染性疾病的の病原体を広げる恐れの有無についての検査が実施される。
- (2) 家畜防疫官は、検査の結果、指定検査物が家畜の伝染病を広げる恐れのないと認められる場合は輸入検査証明書を交付する。

<関係機関>

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

Tel : 03-3502-8111 (代) <http://www.maff.go.jp>

図 動物防疫フローチャート



偶蹄類動物及びその肉等の輸入禁止地域の区分(概略)

(家畜伝染病予防法施行規則第43条)

(平成 21 年 12 月現在)

区分	地域	輸入禁止の対象物				
		偶蹄類 の動物	受精卵・ 精液・未 受精卵	ソーセー ジ・ハム・ ベーコン	偶蹄類 の動物 の肉・臓 器	稲わら等
0	韓国、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ポーランド、ハンガリー、ドイツ、デンマーク、イタリア(サルジニア島を除く)、リヒテンシュタイン、スイス、オランダ、ベルギー、フランス、英国(グレートブリテン及び北アイルランド)、オーストリア、スペイン、アイルランド、アイスランド、カナダ、アメリカ(アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る)、メキシコ、ベリーズ、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国、チリ、北マリアナ諸島、ニュージーランド、バスマツ共和国、ニューカレドニア、オーストラリア (36 国・地域)	輸出国政府機関発行 の検査証明書があれば 輸入可能 (注)輸入可能となっているものでも、 * BSE(牛海綿状脳症)発生国からの牛、 羊、やぎ由来の肉製品 * 鳥インフルエンザ発生国(地域)からの家き ん由来の肉製品 * 豚コレラ発生国(地域)からの豚由来の肉 製品 * CWD(慢性消耗性疾患)発生国からの鹿 由来の製品 の持ち込みはできない。			検 疫 不 要	
1	シンガポール、ルーマニア、スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ(5 国・地域)	輸出国政府機関発行 の検査証明書があれば 輸入可能		輸入禁止 注1参照	輸入禁 止 注2参照	
2	上記以外の地域	輸入禁止		輸入禁止 注2参照		
<p>注1. 農林水産大臣または輸出国政府機関の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り輸入できる。</p> <p>注2. 農林水産大臣の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り輸入できる。</p> <p>0の地域は、相当期間口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生がなく、防疫体制も整備されており、悪性家畜伝染病が発生するおそれが極めて少ないと考えられる地域</p> <p>1の地域は、防疫体制が整備されており、当面口蹄疫等の発生がないと考えられるが、発生のおそれを否定できない地域</p> <p>2の地域は、口蹄疫等の悪性の家畜伝染病の発生があるか、防疫体制が十分に整備されていると認められない地域</p> <p>輸入に際しては、輸出国政府機関発行の検査証明書が必要。</p> <p>(注) 上表で輸入可能となっているものでも、現地での疾病発生状況により一時的に輸入停止となっている場合もあるので、詳しくは動物検疫所に問い合わせのこと。</p>						

3. 狂犬病予防法

<法律の目的>

狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。

<法律の概要>

何人も検疫を受けた犬、猫、等でなければ輸出し、または輸入してはならない（第7条）。前項の検疫に関する事務は農林水産大臣の所管とし、その検疫に関する事項は農林水産省令でこれを定める。

<輸入犬等の検査手続き>

1) 犬の輸入検疫

犬については、輸出国政府機関の検査証明書（レプトスピラ症に罹っていない等の証明）が必要であり、万一、証明書がない場合は輸入できない。

2) 輸入可能な空海港

犬の輸入は、下記の空海港からでなければ輸入できない。

苫小牧港、京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、博多港、鹿児島港、那覇港、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新北九州空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港

3) 事前届出

犬等を輸入する場合、日本到着の40日前までに時期、頭数などの輸入予定を到着する空港（港）の所在地を管轄する動物検疫所に届出なければならない。なお、動物検疫所への届出状況（係留施設の収容状況）によっては、輸入の場所、時期を変更する必要がある場合がある。

4) 輸入申請書の提出

犬等を輸入しようとする場合、到着後遅滞なく申請書を動物検疫所に提出して、家畜防疫官の検査を受けなければならない。

5) 検疫の場所及び係留期間

係留検査は、動物を人やその他の動物と隔離して病気の有無を調べるために、動物検疫所の係留施設で行う。

輸入時の係留期間は狂犬病の潜伏期間を考慮して原則180日間とする。ただし以下の場

合については、係留期間を12時間以内とする。

(1) 狂犬病の発生がないとして指定されている地域から輸入される犬等のうち、以下の要件を満たすもの

- ① マイクロチップ等による確実な個体識別
- ② 出生以降又は過去180日間狂犬病清浄地域にいた証明

(2) 非清浄国・地域から輸入される犬及び猫のうち以下の要件を満たすもの

- ① マイクロチップ等による確実な個体識別
- ② 効果的なワクチン接種の証明(生後91日齢以降に30日以上の間隔で2回以上接種)
- ③ 十分な抗体価の確認
- ④ 180日間の待機期間

(3) 農林水産大臣の指定する施設から輸入される試験研究用の犬及び猫

6) 係留期間中の飼養管理について

係留施設は全国に12カ所あるが、飼養管理を受託する業者が常駐している施設については、事前に輸入予定の動物検疫所に問い合わせのこと。

係留期間中の検査費用は動物検疫所が負担するが、輸送、飼養管理、獣医師の往診、動物の返送・処分などに必要な経費は輸入者の負担となる。なお、係留期間中は病気にかかっても係留施設から出すことはできない。

7) 輸入検疫証明書の交付

検疫を終了した場合、家畜防疫官から「輸入検疫証明書」を発行される。日本国内での犬の登録が済んでいない場合、輸入後30日以内に「犬の輸入検疫証明書」を犬の飼養場所の市町村窓口へ持参して登録手続を行うこと。

<関係機関>

厚生労働省 健康局 結核感染症課 (狂犬病予防法全般)

Tel : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 (動物全般)

Tel : 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp/>

4. ワシントン条約

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

<条約の目的>

地球の自然のかけがいのない一部をなす野生動植物の種を保護するための国際協力を目的とし、これらの一定の種が過度の国際取引に利用されることのないよう協定されたもの。

<規制の対象>

条約付属書に挙げられている動植物もしくはその派生物（卵、種子、球根、果実、剥製または加工品）

1. 対象動植物の種の規制区分

本条約では、対象を下記3種に分類している。

(1) 付属書Ⅰに分類される動植物およびその派生物

絶滅の恐れのある種で、特に嚴重に規制され、商業目的の取引は原則禁止されている。

ただし、例外的に学術研究用を目的とした取引は輸出、輸入双方の許可書があれば認められることもある。

<付属書Ⅰに分類される動物の例と、使用目的>

オランウータン（ペット）、ゾウ（象牙が印鑑やアクセサリー）、トラ（骨などが漢方薬の原材料・強壯剤、毛皮が装飾品）、サイ（角が漢方薬の原材料）、ツキノワグマ（胆のうが漢方薬の原材料）、クジラ（食用）、コンゴウインコ（ペット）、タイマイを含む全てのウミガメ（べっ甲製品、剥製）、ワニ類多数（革製品）、オオサンショウウオ（ペット）、チョウザメ類多数（キャビアを食用）、アジアアロワナ（ペット）、サボテン類多数（観賞用）、ラン類多数（観賞用）、アロエ類多数（観賞用）など。

(2) 付属書Ⅱに分類される動植物およびその派生物

現在かならずしも絶滅の恐れはないものの、その取引を規制しないと絶滅の恐れが生ずる種で、商業目的の取引でも、輸出国の輸出許可書が発給されれば輸入が可能。

<付属書Ⅱに分類される動物の例と、使用目的>

カバ（牙が置物やアクセサリーの原材料）、付属書・掲載種以外のサル類全て（実験用、ペット）、付属書・掲載種以外のネコ類全て（毛皮、ペット）、付属書・掲載種以外のオウム類全て（ペット）、アジアハコガメ類全て（ペット、食用）、カメレオンなど。

(3) 付属書Ⅲに分類される動植物およびその派生物

締結国が自国の管轄内で規制を行うことを認め、かつ、その取締に他の締結国の協力が必要とされる種。輸出入に際しては原産地証明書（付属書Ⅲに掲げた国のものは輸出許可書が必要）が必要。

注 締結国は付属書Ⅰの種について、留保した場合にはその種の取引について非締結国扱いとなることができる。

<付属書Ⅲに分類される動物の例と、使用目的>

カナダのセイウチ（牙が置物やアクセサリーの原材料）、ガーナに生息する種多数、など。

<輸入手続き>

（１）付属書Ⅰの動植物およびその派生物

この種のもは輸入承認品目であり、輸入者は下記区分ごとに関係書類を輸入承認申請書に添付して、「加工品」は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課宛に、「生死を問わず加工していないもの」は貿易管理課農水産室宛に提出し輸入承認書を取得する。

①学術研究用：

学術研究用である旨の誓約書

輸入する動植物を収容するための適切な設備を有していること

②飼育繁殖品：

輸出国の管理当局等の発給した飼育繁殖品である旨の証明書

③本条約発効以前の取得品：

輸出国管理当局等が発給した本条約発効以前の取得品である旨の証明書

経済産業省では、この承認申請に基づき、付属書Ⅰへの該否確認、その種が繁殖のものかどうかまたは条約発効前に取得されたものかどうか確認、輸出許可書の有効性の確認等を行ない、輸入承認書（輸入申請書）を交付する。

次に、輸入者はこれを輸出者から送付された輸出国管理当局等が発給した輸出許可書とともに輸入承認書を輸入申請書に添付して税関に輸入申告する。

（２）付属書Ⅱの動植物およびその派生物

①管理当局等を有する国等を船積地とする場合：

・事前確認品目の場合

事前確認申請書、輸出国管理当局等が発給した輸出許可書等

経済産業省では、付属書Ⅱへの当否確認、輸出許可書（輸出証明書）の有効性の確認等を行ない、事前確認書を交付する。

次に輸入者は、輸出者から送付された輸出国管理当局等が発給した輸出許可書（輸出証明書）を事前確認書に添付して税関に輸入申告する。

・事前確認品目以外の品目の場合

輸出国管理当局等が発給した輸出許可書もしくは輸出証明書

②管理当局等を有しない国等を船積地とする場合

当該地域船積地等とする場合、経済産業大臣の承認（2号承認）を受けなければならないが、原則として承認は行っていない。

(3) 付属書Ⅲの動植物及びその派生物

①管理当局等を有する国等を船積地とする場合

・事前確認品目の場合

事前確認申請書、輸出管理当局等が発給した原産地証明書等の有効性の確認等を行ない、事前確認書を交付する。

次に、輸入者は、輸出者から送付された輸出国管理当局等が発給した原産地証明書等を事前確認書に添付して税関に輸入申告する。

・事前確認品目以外の品目の場合

輸出国管理当局等が発給した原産地証明書等

②管理当局等を有しない国等を船積地とする場合

当該地域を船積地とする場合、経済産業大臣の承認（2号承認）を受けなければならないが、原則として承認は行っていない。

<関係機関>

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

貿易審査課（加工品）

貿易審査課農水産室（生死を問わず加工していないもの）

Tel : 03-3501-1511（代）

<http://www.meti.go.jp/>

ワシントン条約事務局

<http://www.cites.org/>

5. 検疫法

<法律の目的>

国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに船舶または航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずることを目的とする。

(注)

この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

- a. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症（エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、南米出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）
- c. 黄熱
- d. 上記に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの

<法律の適用>

1. 疑似症及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用

- a. 上記感染症又はコレラの疑似症を呈している者については、これらの感染症又はコレラの患者とみなして、この法律を適用する。
- b. 上記感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものについては、感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

2. 検疫港等

この法律において「検疫港」又は「検疫飛行場」とは、それぞれ政令で定める港又は飛行場をいう。

<入港等の禁止>

外国を発航し、又は外国に寄港して来航した船舶又は航空機、もしくは航行中に外国を発航又は外国に寄港した他の船舶、航空機から人や物を運びこんだ船舶、航空機は、検疫を受けるため検疫区域等指定の場所に入れる場合や、検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けた者もしくは物である場合を除いて、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、国内に船舶、航空機を入港、着陸（水）させてはならない。

<検疫、検疫手続き等の概要>

①申請手続

検疫を受けようとする船舶等の長は、当該船舶等が検疫港又は検疫飛行場に近づいた時、適宜の方法で検疫感染症患者又は死者の有無等厚生労働省令で定める事項を検疫所長に事前に通報しなければならない。検疫を受けるにあたって船舶等の長は、検疫所長に船舶等の名称又は登録番号、発航地名、寄港地名、その他厚生労働省令で定める事項を記載した報告書を提出しなければならない。

②検疫の実施

船舶等が検疫区域または検疫所長が指示する場所に入った時は、荒天等のやむを得ない事由がある場合を除き、検疫所長は検疫を開始しなければならない。

③認証

検疫もしくは事前の通報により、当該船舶等を介して、検疫感染症が国内に侵入するおそれがないと認められた時は、検疫所長により検疫済証が交付される。検疫済証を交付することができない場合でも、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認められた時は、一定の期間を定めて仮検疫済証が交付される。

<関係機関>

厚生労働省 健康局 結核感染症課

Tel : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

6. 植物防疫法

<法律の目的>

輸出入植物及び国内植物を検疫し並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びその蔓延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図る。

<法律の概要>

(輸入検疫関連)

海外には日本の農作物等に大規模な被害を及ぼす恐れのある病害虫が、多数確認されている。このような病害虫の国内への侵入を防止するため、植物防疫法に基づき、貨物をはじめ、携帯品、郵便物などで輸入される植物に対して、海空港で検査を実施しているのが輸入検疫である。

輸入する植物およびその容器包装には、輸出国の政府機関により発行された検査証明書又はその写しが添付されているかどうか、輸入禁止品であるかどうか、有害動植物が付着しているかどうかについて検査を受けなければならない（第8条第1項）。

<対象品目>

輸入される植物等については①輸入禁止品、②輸入検査品、③検査不要品に大別される。

1. 輸入禁止品

日本へ侵入した場合、日本の農業生産にとって大きな脅威となる特定の病害虫で、輸入時の検査では発見がきわめて難しく、また、的確な消毒方法もないものについては、その侵入を阻止するため、それらの病害虫の寄主となる植物等は輸入が禁止されている。

病害虫の分布は、その種類によって分布している国・地域と分布していない国・地域があるので、同じ植物であっても輸入禁止の対象地域が異なっている。

また、国・地域によっては、「野生しているもの」について、輸入が禁止されている植物もある。

さらに、検疫病害虫そのもの、植物に寄生する植物、土又は土の付着する植物も輸入が禁止されている。詳しくは別表参照。

輸入禁止品であっても、試験研究機関、博物館等における試験研究や展示用など限られた目的をもって使用する場合は、農林水産大臣の許可を受けて、一定の条件のもとに輸入することができる。大臣許可とは別に、輸入が禁止されている植物について、輸出国において農林水産大臣が定める基準に適合している消毒を条件に、輸入が認められているものがある。

2. 輸入検査品

輸入禁止品に該当しない植物は検査の対象となる。検査に合格すれば国内に持ち込むことができる。

検査の対象となるものとしては「種子・苗・球根」「切花」「果実・野菜」「穀類・豆類・乾燥牧草」「木材（製材を除く）」「嗜好香辛料」「漢方薬原料」など広範囲にわたっている。これらについて検査を行い、検疫病害虫が認められなければ合格となり、「合格証明書」が発行され国内へ輸入することができる。検疫病害虫が発見されると不合格となるが、その場合でも消毒が可能であれば、消毒を行った後に輸入することができる。

（輸入貨物の検査）

専用船積み穀類・豆類などは本船内で、専用船積み果実は青果物倉庫で、専用船積み木材は本船上又は貯木場で、海上コンテナ詰め貨物はコンテナヤード内で検査を実施している。また、航空貨物は、空港内の植物防疫所の検査場で検査を行っている。

（検査の申請）

植物検査を受けるに当たって、植物を輸入する港（空港）を管轄する植物防疫所へ「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」を提出する。申請書は、輸入予定日の7日前から受付けている。

また、電子計算機（ネットワーク）利用しての申請や検査結果の受理を行うことができるシステム（輸入植物検査手続電算処理システム、略称：PQ-NETWORK）があり、これにより申請することもできる。

（検査に必要な書類）

植物を輸入しようとする際には、輸出国政府が発行する「植物検査証明書」が必要となる。これは輸出国政府の植物防疫機関の検査を受け、合格となった植物に発行されるもので、国際植物防疫条約によって定められている。この「植物検査証明書」を「輸入検査申請書」に添付して提出する。検査のため荷口の明細を確認する必要がある場合は、船荷証券（B/L）、送り状（Invoice）、積荷目録（Packing List）、航空貨物運送状（Air way bill）等の提出を求めることがある。

（検査の内容）

植物の種類ごとに必要量を抽出し、病害虫や土壌付着の有無などの検査が行われる。検査の判定は、物流を妨げないようにするため可能な限り検査場所で行われるが、精密な検査が必要な場合は、植物防疫所の検定室に植物又は付着病害虫を持ち帰り、顕微鏡等を用いて判定が行われる。また、果樹苗木や球根などについては、国の「隔離ほ場」などで一定期間ウイルス病などの検査が行われる。

（検査の場所・窓口）

検査は海港や空港の定められた一定の場所で行われる。検査申し込みについては、各海港

や空港の植物防疫所が窓口になっている。

3. 検査不要品

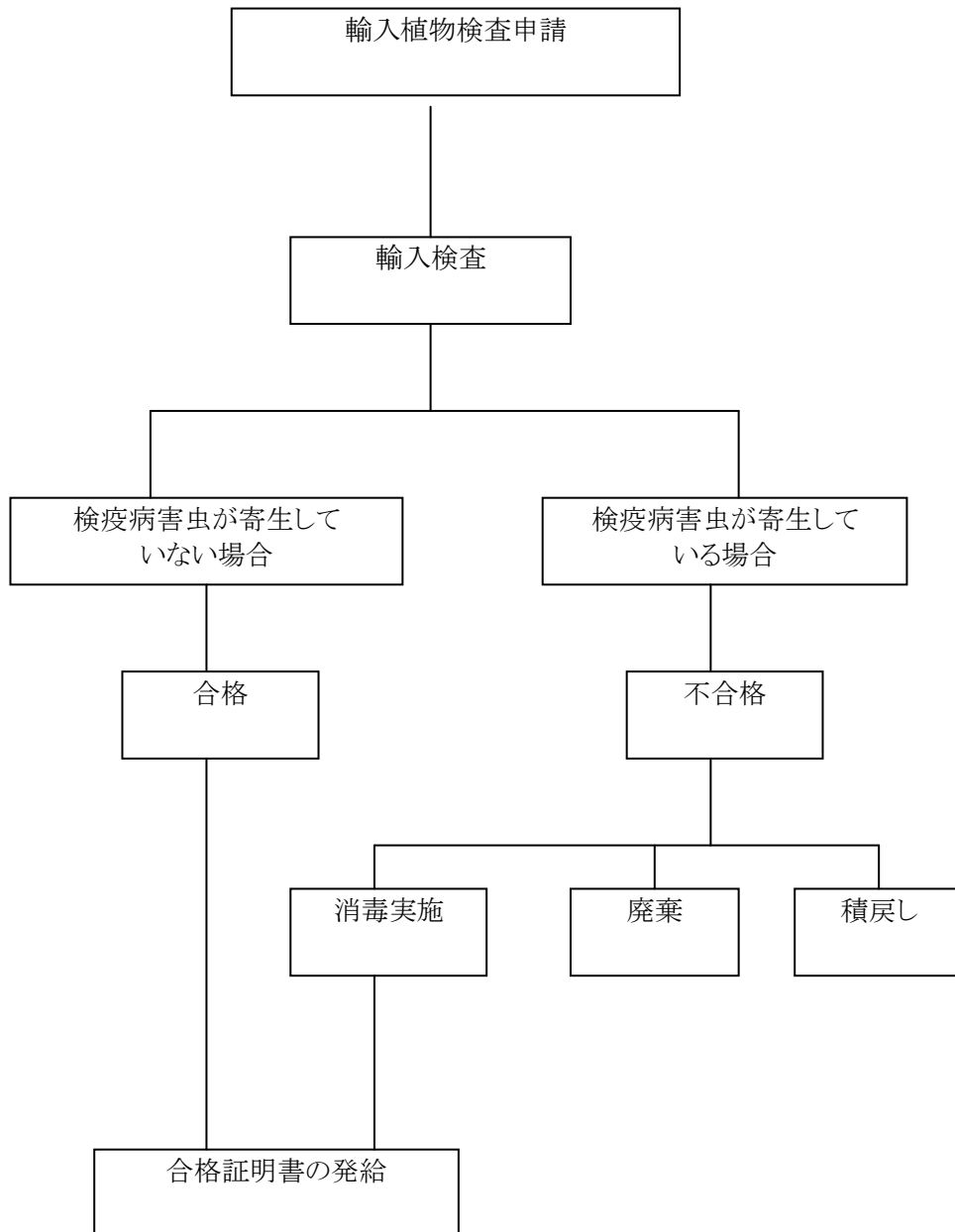
植物であっても、輸入時の植物検査が不要で、そのまま持ち込むことが可能なものがある。植物は原則としてすべて検査の対象となる、加工品などについては輸入検査品に該当しないものがある。たとえば、家具のように製品として仕上げられたものや、製茶のように高度に加工されたもの、食品として加工されたものであって、瓶詰、缶詰等病虫害の汚染のおそれがない状態に密封された香辛料は、検査不要品に該当する。ただし、加工品であっても植物検査の対象となるものもある。詳しくは、植物防疫所にお問い合わせのこと。

<関係機関>

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

Tel : 03-3502-8111 (代) <http://www.maff.go.jp>

植物輸入検疫の流れ



輸入禁止地域、植物及び検疫有害動植物

平成 21 年 12 月 31 日現在

地域	植物	備考(対象とする検疫有害動植物)
<p>一 イスラエル、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。）、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く。）、ハワイ諸島</p>	<p>アキー、アボガド、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、なんようざくら、フェイジョア、ポポー、マメーリング、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、ココロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バショウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六及び第四十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、うり科植物（付表第三、第四十二及び第四十七に掲げるものを除く。）、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三、第四十二及び第四十七に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九及び四十五に掲げるものを除く。）の生果実</p>	<p>チチュウカイミバエ</p>

<p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東チモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア</p>	<p>かんきつ類（付表第十に掲げるものを除く。）、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどうめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、がじゆまる、くろつぐ、ごれんし、ざくろ、サントール、すもも、たいへいようぐるみ、てりはぼく、トマト、なし、なつめやし、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、びわ、びんろうじゆ、ぶどう（付表第三十二に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、やまもも、ランブータン、りゆうがん、りんご、れいし（付表第十三及び第十四に掲げるものを除く。）、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、コーヒーノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八及び第五十に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ランサ属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	<p>ミカンコミバエ種群</p>
<p>三 イースター島、オーストラリア（タスマニアを除く。）、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、フランス領ポリネシア</p>	<p>かんきつ類（付表第七に掲げるものを除く。）、アボカド、あんず、いちじく、おらんだいちご、オリーブ、キウイフルーツ、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、ししとうがらし、シロサポテ、すもも、トマト、なし、なつめやし、パパイヤ、ばんじろう、びわ、ぶどう、まるめろ、もも、りんご、れいし、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、とけいそう属植物、なつめ属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物及びマンゴウ属植物（付表第二に掲げるものを除く。）の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	<p>クインスランドミバエ</p>
<p>四 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東チモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、エジプト、ケニア、タンザニア、モーリシャス、レユニオン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア</p>	<p>うり科植物（付表第十八に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実並びにいんげんまめ、きまめ、ごれんし、ささげ、ししとうがらし、トマト、なす、パパイヤ、ヒロセレウス属植物及びマンゴウ属植物の生果実</p>	<p>ウリミバエ</p>

<p>五 インド、中華人民共和国、パキスタン、ミャンマー、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>あんず、さくらんぼ（付表第十九から第二十一まで、第三十八及び四十四に掲げるものを除く。）、すもも（付表第三十七に掲げるものを除く。）、なし、まるめろ、もも（付表第二十二及び第二十三に掲げるものを除く。）及びりんご（付表第二十四、第二十五、第三十一及び第三十四に掲げるものを除く。）の生果実並びにくるみの生果実及び核子（付表第二十六に掲げるものを除く。）</p>	<p>コドリンガ</p>
<p>六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフリカ、北米（カナダを除く。）、中南米、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部</p>	<p>アリモドキゾウムシ</p>
<p>七 中華人民共和国、北米（カナダを除く。）、中南米、ニュージーランド、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部</p>	<p>イモゾウムシ</p>
<p>八 インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州（アルバニア、キプロス及びギリシャを除く。）、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、チリ、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物の生茎葉及び生塊根等の地下部</p>	<p>じやがいもがんしゅ病菌</p>

<p>九 トルコ、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ</p>	<p>キャベツ、あざみ属植物、もうずいか属植物及びなす科植物の生茎葉</p>	<p>コロラドハムシ</p>
<p>十 インド、イスラエル、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、グルジア、スイス、スウェーデン、スペイン、タジキスタン、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、北米、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ</p>	<p>あかざ属植物及びなす科植物（付表第四十六条に掲げるものを除く。）の生塊茎等の地下部</p>	<p>ジャガイモシストセンチュウ</p>

<p>十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、スイス、スウェーデン、スペイン、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等の地下部</p>	<p>ジャガイモ シロシスト センチュウ</p>
<p>十二 ミャンマー、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州（オランダ及びキプロスを除く。）、アルジェリア、エジプト、チュニジア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア（タスマニアを除く。）</p>	<p>なす科植物（付表第二十七、第三十、第四十二及び第四十七に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実</p>	<p>たばこべと 病菌</p>

<p>十三 アメリカ合衆国、ハワイ諸島</p>	<p>アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、こしよ、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パイナップル、ピヌス・エリオッティ、ペポかぼちや、メロン、らつかせい（さやのない種子を除く。）、リーキ、れいし、アンスリューム属植物（付表第四十九に掲げるものを除く。）、バショウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部</p>	<p>カンキツネモグリセンチュウ</p>
<p>十四 イラン、トルコ、欧州（キプロスを除く。）、北米、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>おおむぎ属植物、こむぎ属植物及びらいむぎ属植物の茎葉（つと、こもその他これに準ずる加工品を含む。付表第二十八及び第三十三において「むぎわら」という。）並びにかもじぐさ属植物の茎葉（付表第二十八及び第三十三に掲げるものを除く。）</p>	<p>ヘシアンバエ</p>
<p>十五 朝鮮半島及び台湾を除く諸外国</p>	<p>いね、いねわら（かます、むしろその他これに準ずる加工品を含む。以下同じ。）（付表第二十九に掲げるものを除く。）、もみ及びもみがら</p>	<p>イネクキセンチュウ、トリココニス・カウダタ、バランシア・オリゼーその他の日本に産しない各種の検疫有害動植物</p>

<p>十六 イスラエル、イラン、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>かりん、せいようかりん、びわ、まるめろ、アロニア属植物、かなめもち属植物、クラタエゴメスピルス属植物、ざいふりぼく属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、しやりんばい属植物、ストランウァエシア属植物、てんのうめ属植物、ディコトマンサス属植物、ときわさんざし属植物、ドキニア属植物、なし属植物、ななかまど属植物、ヘテロメレス属植物、ペラフィラム属植物、ぼけ属植物及びりんご属植物（付表第二十四、第二十五及び三十一に掲げるものを除く。）の生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）</p>	<p>火傷病菌</p>
<p>十七 インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、イエメン、サウジアラビア、アフリカ、アメリカ合衆国、ブラジル、パプアニューギニア</p>	<p>アエグロプシス・チヴァリエリ、アタランテア・ミシオニス、カロデンデュラム・カペンシス、グミミカン、クラウセナ・インディカ、シトロンシラス・ウベリ、スウィングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、バルサモシトラス・ダウイ、マイクロシトラス・アウストララシカ、マイクロシトラス・アウストラリス、ワンピ及びびさるかけみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>カンキツグリーニング病菌</p>

付表（条件付きで輸入が許可されているもの）

－植物防疫法施行規則第9条関係－

- 一: ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二: オーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアールニー二種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びバルマー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三: オランダ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四: 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五: スワジランド王国から発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六: イスラエル国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ並びにポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七: オーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカンキツ属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八: スペイン国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 九: 削除
- 十: 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるポンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ及びポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十一: 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種及び台農二号種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十二: フィリピン共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十三: 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十四: 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十五: フィリピン共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラスーパー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十六: 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十七: タイ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

- 十八: 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十九: アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十: カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるランバート種のさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十一: ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十二: アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十三: ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十四: ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十五: アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十六: アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみ核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十七: カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
- 二十八: アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十九: 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいねわらであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十 : アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
- 三十一: フランス共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴールデンドリシャス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十二: 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入される巨峰種及びイタリア種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十三: カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十四: オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十五: コロンビア共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエローピタヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十六: ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十七: アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるせいようすももの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十八: チリ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

- 三十九:アルゼンチン共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、バレンシア種のスイートオレンジ及びレモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に定める基準に適合しているもの
- 四十 :タイ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴスチンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十一:イスラエル国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十二:ベルギー王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマト及びきゅうりの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十三:ブラジル連邦共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十四:オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十五:イタリア共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロッコ種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十六:アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるばれいしょの生塊茎であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十七:メキシコ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
- 四十八:インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、バンガンバリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十九:ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンスリウム属植物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

7. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (食糧法)

<法律の目的>

主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ重要な農産物としての地位を占めていることに鑑み米穀の生産者から消費者までの計画的な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入、輸入、及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。

<主要食糧>

この法律において「主要食糧」とは、米穀、麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）、およびその他政令で定める食糧（これらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものを含む。）をいう。

<主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針 >

1. 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営、適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行う。
2. 政府は、上記生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援し、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努める。
3. 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

<米流通制度>

平成16年4月に食糧法が大幅に改正されたのに伴い、米の流通制度も大きく変わった。

具体的には、計画流通制度が廃止され、

- ①米穀安定供給確保支援機構による安定供給のための自主的な取組に対する支援
- ②客観的な需給情報の提供
- ③公正・中立な米の取引の場の整備
- ④消費者の信頼を回復させるための表示・検査制度の再編成
- ⑤不測時における米の供給確保体制の構築等

などが、整備構築された。。

また、これまでのような「計画流通米」と「計画外流通米」という制度上の区別がなくなり、制度上は、「民間流通米」と備蓄米として売買される「政府米」になった。

<麦の流通の特徴>

麦は食糧法の中で、米と並んで主要食糧として位置付けられているが、生産・流通実態等の面で大きな違いがある。米は需要量を超えて国内生産されているのに対し、麦は需要量の約9割が輸入であるという大きな違いがある。流通では、米は生産から消費まで基本的に穀物粒（もみ、玄米、精米）の状態で流通しているが、麦は最終的にパンや麺として消費するために、流通過程において各種の加工工程を経ているという特徴がある。

<食糧法に基づく納付金>

米穀	292 円/kg
米穀粉	321 円/ k g
小麦、メスリン、ライ麦	45.20 円/kg
大麦及びはだか麦	28.60 円/kg
小麦粉、メスリン粉、ライ小麦粉	62.60 円/kg
大麦粉、はだか麦粉	52 円/kg
大麦、はだか麦のロールにかけ又はフレーク状にしたもの	57.80 円/kg
小麦、ライ小麦のロールにかけ又はフレーク状にしたもの	80.60 円/kg
その他の加工穀物（関税定率法別表 1104・29 号に掲げるもの）	72.40 円/kg
小麦でん粉	99.60 円/kg
小麦又はライ小麦の調整品	58.80 円/kg
大麦又ははだか麦の調整品	37.40 円/kg

<関係機関>

農林水産省 総合食料局 食糧貿易課

Tel : 03-3502-8111 (代) <http://www.syokuryo.maff.go.jp>

8. 食品衛生法

近年、国民の健康に関する関心の高まりに加えて、BSE の発生や、残留農薬基準違反、食中毒、食品の偽装表示など、国民の食品に対する不安、不信が大きくなってきているのを受けて、平成 15 年 8 月から改正食品衛生法から施行された。また、食品の安全性の確保についての基本となる「食品安全基本法」も平成 15 年 7 月から施行された（詳細は関連資料—16 を参照）。

食品衛生法の主な改正点は以下のとおり。

1. 法律の目的の改正

食品の安全性の確保、国民の健康の保護が目的に付け加えられた。（下記「法律の目的」参照）

2. 国・地方公共団体、食品関連事業者の責任の明確化

食品の安全性の確保など、食品衛生に関する国・地方公共団体、食品関連事業者の責任が明確化された。（下記「法律の概要」参照）

3. 食品の規格・基準に関する規制の改正

食品添加物の使用禁止基準や残留基準が設定されていない農薬を含む食品の流通の禁止など。

4. 検査・監視体制の強化

都道府県による食品監視指導計画、国による輸入食品の監視指導計画などが定められた。

5. 飲食による事故への対応強化

食中毒から国民を守るための、危機管理体制の強化が図られた。

6. と畜場法及び食鳥処理事業の規制の見直し

法の目的に、国民の健康の保護を図る旨を規定するとともに、国及び地方公共団体の責務が明確化された。

7. 罰則の強化

表示義務違反など、事業者に対する罰金額、懲役刑の引き上げなどの見直しが行われた。

今回の食品衛生法の改正は膨大なものであり、その全てを記述することは不可能なので、以下一部の法律の要約・要点、および農産物・食品の輸入に関連した改訂点を記載する。改正食品衛生法の全文は総務省の web-site (<http://www.soumu.go.jp/>) の法令検索を参照のこと。

<法律の目的>

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

<法律の概要>

1. 国、都道府県等の役割

国、都道府県、及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

2. 事業者の役割

食品等事業者は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3. 対象品目

- ①食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。
- ②添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。
- ③天然香料とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で使用される添加物をいう。
- ④器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、

器具その他の物は、これを含まない。

⑤容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

<消費者庁の発足に伴う変更>

アレルギー表示、遺伝子組換え表示等、表示に関しては消費者庁に移管された。

<輸入食品の監視体制>

厚生労働大臣のよる輸入食品の監視指導計画の策定、公表の仕組みが導入され、違反の可能性の高い食品について、厚生労働大臣の判断で、検査命令を機動的に出すことができるようになった。輸入業者に対する営業禁止・停止処分については、現在都道府県知事等が行うことができるが、新しい法律では、厚生労働大臣も営業禁止・停止処分を行えることになった。

<先行サンプル制度の廃止>

食品等（器具・容器包装、おもちゃを含む）の輸入にあたって、「先行サンプル制度」が廃止され、（平成 21 年 2 月 19 日付食安輸発第 0219004 号）平成 22 年 1 月 1 日以降に、陸揚げされる貨物の通関には、本貨物からのサンプリングによる自主検査が必要になった。

先行サンプルは食品衛生法第 27 条に基づく検疫所への輸入届出がなく、実際に販売・営業目的で輸入される食品等との同一性の確認が困難あること、検査受託機関において先行サンプルの試験を実施せずに試験成績書を発行したこと等を受けての措置である。

先行サンプル制度廃止に伴い、以前に取得した先行サンプルによる試験成績書は使用できない。また、自主検査を検査機関に委託する場合は、当該検査機関の検査員が、貨物の陸揚げされる港湾、空港に出向き貨物からの試験品をサンプリングを行い、輸入者は試験結果が出るまで待つことになる。

<事業者の責務>

今回の改正で事業者は自らの責任において、販売する食品等の安全性を確保するため、様々な取り組みを行うよう努めなければならないという事業者の債務が規定された。具体的には、販売食品の自主検査、仕入れ先情報の記録と保存、最新の食品技術情報の収集、食品衛生知識や技術の習得、原材料の安全性の確認と確保などが考えられる。

<国民の意見聴取>

厚生労働大臣は規格・基準の策定等において、必要な事項を公表し、広く国民または住民の意見を求めなければならない、厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施

食 品 衛 生 法 罰 則	
違反内容	罰則
有害食品の販売等禁止、指定外添加物の使用 廃棄命令等違反、営業禁停止違反	3年以下の懲役、300万円以下の罰金 法人 1億円以下の罰金
規格基準違反食品の販売等禁止 表示基準違反食品の販売等禁止 (規格基準違反、表示基準違反に限る)	2年以下の懲役、200万円以下の罰金 法人 1億円以下の罰金
施設基準違反、施設改善命令違反 医師の食中毒届出義務違反	1年以下の懲役、100万円以下の罰金
臨検検査拒否、虚偽報告等	50万円以下の罰金
登録認定機関に関する罰則(例:職員の秘密保持 義務違反)	1年以下の懲役、100万円以下の罰金

策の実施状況を公表し、当該施策について、広く国民または住民の意見を求めなければならない、など規定された。(リスクコミュニケーション規定)

<農薬等のポジティブリスト制>

農薬等に関するポジティブリスト制度というのは、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度で、平成18年5月より施行された。対象となるのは、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物で、生鮮食品、加工食品を含めすべての食品が対象となる。食品添加物は本制度による規制の対象ではないが、一般に食品として流通しているものを添加物として使用されたものは本制度の対象となる。

<罰則>

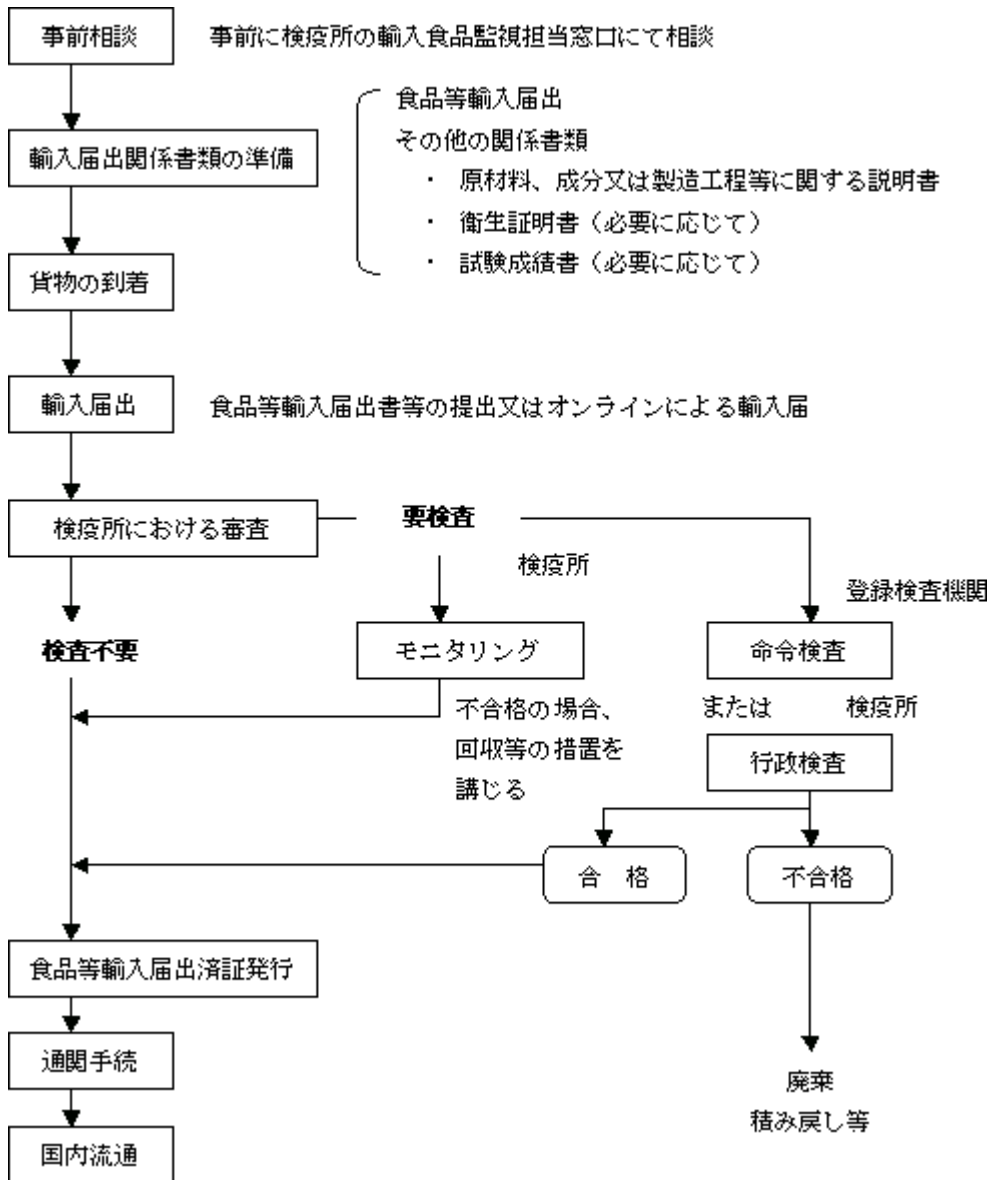
輸入農産物への残留農薬問題や、食品の偽装表示問題など、食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっていることから、法違反に対する抑止力を高めるため、罰則が強化された。

<輸入届出制度>

食品等を輸入する者は、その都度その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この輸入届出手続は全国約31個所の海空港の検疫所で行われる。

検疫所においては、全品について書類審査を行なうほか必要に応じ抜き取り検査等を実施し輸入食品等の衛生確保を図っている。

〔輸入届出制度のフローチャート〕



厚生労働省 輸入食品監視業務より
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>

<アレルギー表示について>

1) 表示については、アレルギー物質を含む食品（特定原材料等）には、実際のアレルギー発症数、重篤度等に差異があるため、法令上表示を義務付けるものと、通知で表示を奨励するものとに分けられている。

区分(特定原材料等)	アレルギー物質を含む食品
食品衛生法で表示が義務付けられた食品(重篤度, 症例数が多いもの)	小麦, そば, 卵, 乳, 落花生, えび, かにの 7 品目
表示を奨励する食品 (症例が少ないか, 多くても重篤な例が少なく, 現時点では科学的知見が必ずしも十分ではないもの)	あわび, いか, いくら, オレンジ, キウイフルーツ, 牛肉, くるみ, さけ, さば, 大豆, 鶏肉, 豚肉, まつたけ, もも, やまいも, りんご, ゼラチン, バナナの 18 品目

2) 対象となる食品

あらかじめ袋や箱等の容器包装に入れられたすべての加工食品が対象となる。消費者に直接販売されることのない業務用の食品や食品添加物であっても、表示しなければならない。ただし、店頭で計り売りされるそう菜やバラ売りのパン、注文を受けてから作る弁当などには表示が義務付けられていない。また、容器包装の面積が 30cm² 以下の小さなものは表示が免除されている。

3) 表示を必要とする含有量

食物アレルギーは、人によってはなめる程度でも発症することがあるので、含まれるタンパク質が微量であっても表示しなければならない。ただし、加工食品 1 kg に対して数 mg 以下の場合、表示を省略できる。

4) 表示例

アレルギー物質を含む食品について、原材料欄の中にその旨を表示する。

【個別で表示される場合の表示例】

個々の原材料ごとに、アレルギー物質を書く方法で、(～を含む) と表示する。

品名: シュークリーム 原材料名: フラワーペースト(小麦粉, コーンスターチ, 砂糖, 大豆油, その他), 卵, 牛乳, 砂糖, 小麦粉, でんぷん(小麦粉を含む), 食塩

品名:ポテトサラダ

原材料名:じゃがいも, にんじん, ハム(卵, 豚肉を含む), マヨネーズ(卵, 大豆油を含む), たんぱく加水分解物(豚肉を含む), 調味料(アミノ酸等), 発色剤(亜硝酸 Na), リン酸 Na

※ マヨネーズは「卵」が入っていることが分かるので, 「卵」は省略される。

【一括で表示される場合の表示例】

加工食品に使われているアレルギー物質を, 原材料名の最後にまとめて表示する場合。

品名:めんつゆ

原材料名:しょうゆ, かつおぶし, こんぶ, アミノ酸液, 砂糖, 塩, (原材料の一部に小麦を含む)

品名:幕の内弁当

原材料名:ご飯, 野菜かき揚げ, 鶏唐揚げ, 煮物(里芋, 人参, ごぼう, れんこん, その他), 焼鮭, スパゲッティ, エビフライ, ポテトサラダ, メンチカツ, 大根刻み漬け, 付け合わせ, (その他小麦, 卵, 大豆, 牛肉由来原材料を含む), 調味料(アミノ酸等), Ph調整剤, グリシン, 着色料(カラメル, カロチノイド, 赤 102, 赤 106, 紅花黄), 香料, 膨張剤, 甘味料(甘草), 保存料(ソルビン酸 K)

5) 禁止される表示

次のような表示は認められていない。

①「入っているかもしれません。」「入っている場合があります。」のような『可能性表示』。

② 高価なもの(あわび, いくら, まつたけ等)があたかも多く含まれるかのような表示。

含有量, 形態等に着目した表示を併せて表示し, それが主要原材料であるかのような誤解を与えないようにすること。

<関係機関>

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室

Tel : 03-5253-1111 <http://www.mhlw.go.jp>

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部基準審査課 残留農薬係

Tel : 03-5253-1111 (内線 2487) <http://www.mhlw.go.jp>

財団法人 日本食品化学研究振興財団 (残留農薬)

Tel : 06-6333-5680 <http://www.ffcr.or.jp/>

消費者庁(アレルギー表示等, 表示全般)

Tel:03-3507-8800 (代) <http://www.caa.go.jp/>

9. 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

< JAS法の目的 >

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年（1950年）法律第175号（JAS法）」に基づく制度で、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図る、品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資することを目的としている。

JAS制度は、以下の2つの制度からなっている。

* JAS規格制度

農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）による検査に合格した製品にJASマークを貼付することを認める制度

*品質表示基準制度

農林水産大臣が制定した表示基準に従った表示を全ての製造業者又は販売業者等に義務付ける制度

(注) JASとは、日本農林規格(Japanese Agricultural Standard)の頭文字をとった略称で、現在ではJAS法による制度全体を表す言葉として使われており、個々の農林物資について品質等の基準について定めた規格はJAS規格と呼ばれている。

< JAS規格制度の概要 >

1. JAS規格の制定等

JAS規格は、農林水産大臣が、農林物資の種類（品目）を指定して制定する。規格の制定等に当たっては、必ず、消費者、生産者、流通関係者、学識経験者などから構成される「農林物資規格調査会（JAS調査会）」の議決を経る必要がある。

JAS規格は、一般に適用の範囲、定義、基準、測定の方法から構成されているが、社会のニーズの変化に対応させ、また必要性の乏しくなった規格を整理するため、既存のJAS規格については5年ごとに見直しが行われる。その際には、生産、取引、使用又は消費の現状や将来の見通しに加え、国際的な規格（コーデックス規格等）の動向を考慮することになっている。

※コーデックス規格：

FAO（国連食糧農業機構）とWHO（世界保健機関）により設置された国際的な政府間機関であるコーデックス委員会において策定された国際規格。消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的としている。

< 消費者庁の発足に伴う変更 >

JAS規格制度・品質表示基準制度に関する表示は消費者庁に移管された。

JAS マーク



認定機関名

JASマーク

品位、成分、性能等の品質についてのJAS規格（一般JAS規格）を満たす食品や林産物などに付される。



認定機関名

特定JASマーク

特別な生産や製造方法、特色のある原材料（生産の方法）についてのJAS規格（特定JAS規格）を満たす食品に付される。



認定機関名

有機JASマーク

有機JAS規格を満たす農産物などに付される。
このJASマークを付してある食品には「有機〇〇〇」などと表示できる。



認定機関名

生産情報公表JASマーク

生産情報公表JAS規格に定められた方法により給餌情報や動物用医薬品の投与情報が公表されている牛肉に付される。

規格の対象品目：

JAS法において、農林物資とは酒類、医薬品等を除く①飲食料品及び油脂、②農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（①に掲げるものを除く。）であって政令で定めるものをいい、これに該当するものであればJAS規格を制定することができる。制定されたJAS規格に該当する品目であれば、国内・国外を問わずJAS規格の対象となる。

2. JAS規格による格付

格付(生産物、製品がJAS規格に適合しているかどうかを検査すること)の検査の結果、JAS規格に適合していると判定されれば、格付の表示(JASマーク)を付けることができる。

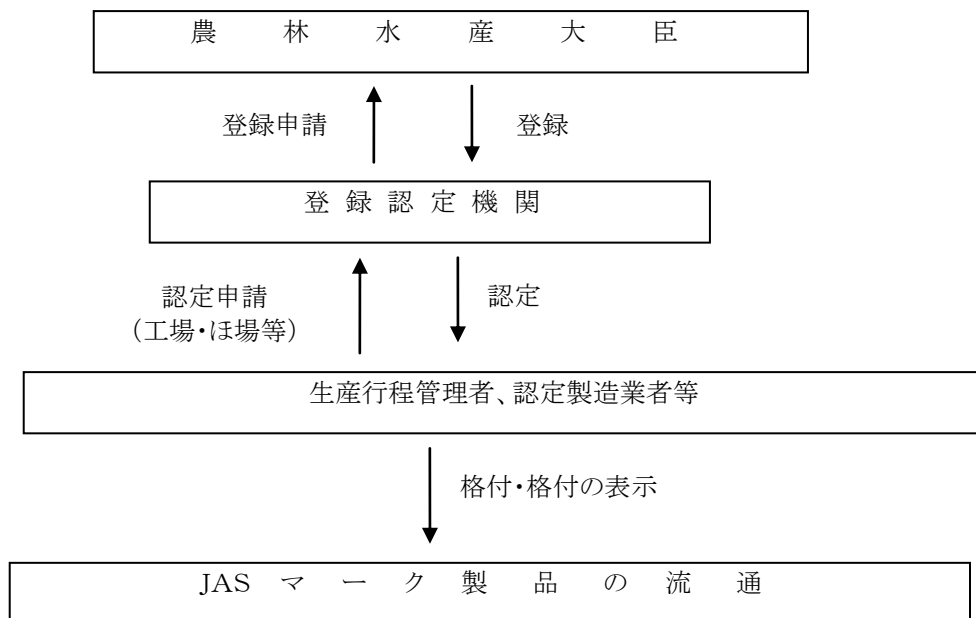
この格付を受けるかどうかは、製造業者などの自由に任されており、JASマークの貼付されていない製品の流通にも制限はないので、JASマーク制度の普及は基本的にJASマークにより品質を保証された製品が市場において消費者等に好まれ、選択されることにかかっている。

格付の方法：

登録認定機関により認定を受けて、製造業者又は生産行程管理者が自ら製品や生産行程の検査をし、格付を行う。

※生産行程管理者：農林物資の生産行程を管理・把握する者。

格付の仕組み



3. 品質表示基準制度

消費者の商品選択に資するため、JASマークの貼付に関わらず、製造業者や販売業者に品質表示を義務付ける品質表示基準制度がある。

消費者の商品選択の目安となる情報をくまなく正確に伝える必要があることから、平成11年のJAS法改正により、一般消費者向けのすべての飲食料品に関して横断的な品質表示基準が定められた。このほか、飲食料品の各品目の特性に応じ、追加的に必要な品質表示基準を定めることもできることとなっている。

表示が義務付けられるのは、農林物資の流通形態によって、製造業者又は、販売業者であるが、いずれの場合でも、一般消費者に正確な情報が伝えられるよう、川上から川下まで流通のすべての段階で的確に情報が伝わる必要がある。

品質表示基準による表示事項：

一般消費者向けの全ての加工食品（容器に入れ、又は包装されたもの）及び生鮮食品が対象となる。（ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて客に飲食させる場合を除く）

(1)加工食品品質表示基準

加工食品のうち、容器に入れ又は包装されたものについて、その品質に関し名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所の表示が義務付けられている。なお、この表示は、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

(2)生鮮食品品質表示基準

生鮮食品（農産物・畜産物・水産物）の表示については、名称と原産地の表示が義務付けられている。

(3)水産物品質表示基準

生鮮食品のうち、水産物の表示に関し、生鮮食品品質表示基準に規定する表示事項のほか、解凍、養殖について表示が義務付けられている。

(4)業者間取引に関する表示義務

これまでは、業者間取引は、業者間の信頼関係を前提にしていることから、商品に関する情報伝達は視覚書等により適切に行われていると考えられてきた。しかし、加工食品の最終製品の製造業者等に表示義務を課すだけで表示の正確性を確保できるという従来の規則では、最終製品の表示の正確性を確保できない場合がある。

このため、業者間取引における情報伝達をJAS法に基づく品質表示基準の対象とすることは、不正表示に対する抑止力を高め、最終製品に正しい表示が行われることになる。そのため加工食品品質表示基準等の一部を改正する告示が平成20年4月1日から業者間で取引される商品にも義務づけられる。

①業務用加工食品の義務表示事項

1) 原材料名、製造業者等の氏名又は、名称及び住所

2) その他

a. 計量法や食品衛生法で表示が義務付けられている食品にあつては、内容量、賞味期限（消費期限）、保存方法

b. 輸入品（輸入後に実質的な変更がされずに販売されるもの）にあつては、原産国名

c. 最終製品において、加工食品品質表示基準で原料原産地名の表示が義務付けられている 20 食品群のなるものと、個別の品質表示基準で原料原産地名の表示が義務付けられているうなぎ加工品、かつお削りぶし、農産物漬物及び野菜冷凍食品になるもの（最終製品で原料原産地名の表示が義務付けられている原材料になるものに限る）にあつては、原料原産地名について表示義務がある。

しかしながら、名称、食品添加物、内容量、賞味期限（消費期限）、保存方法、製造業者等の名称・住所については、業者間取引であっても、既に食品衛生法や計量法により表示が義務付けられているので、今回、新たに表示義務が生ずるのは、原材料名（食品添加物を除く）と一部の食品における原産国名、原料原産地名となる。

②業務用生鮮食品の義務表示事項

1) 名称、原産地

計量法において内容量と、販売業者名称及び住所の記載が義務付けられているものにあつては、名称と原産地に加え、内容量と販売業者名及び住所を表示する義務がある。

2) その他

しかしながら 加工食品品質表示基準で原料原産地名の表示が義務付けられている 20 食品群と、個別の品質表示基準で原料原産地名の表示が義務付けられているうなぎ加工品、農産物漬物及び野菜冷凍食品の原料原産地名の表示がされる原材料以外の原材料として使用される業務用生鮮食品については、原産地の表示を省略することができる。計量法で内容量の記載が義務付けられているものにあつては、名称に加え、内容量と販売名及び住所も表示する義務がある。

3. 業務用生鮮食品となるかわからないものについては、原産地の表示は省略できない。

4. JAS 法上の生鮮食品に該当する一部の食品（容器・包装に入れられた、食肉、生かき、魚肉すり身、生食用鮮魚貝類、切り身又はむき出しに鮮魚貝類を凍結させたもの等）については、食品衛生法において、賞味期限（消費期限）、保存方法、食品添加物等の表示も義務付けられているので注意。

③輸入品

輸入品に関しては、輸入業者が国内で他の事業者へ販売する時点から表示が必要となる。従って、輸出国側の事業者は、JAS 法に基づく表示義務はない。なお、輸入手続の代行だけを行う事業者には、JAS 法に基づく表示義務はない。

(5) 遺伝子組換えに関する表示

大豆（枝豆、大豆もやしを含みます。）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜とこれらを主な原材料とする加工食品については遺伝子組換えに関する表示が必要。

(6) 有機食品に関する表示

有機農産物、有機畜産物、有機加工食品および有機飼料に関し、有機 JAS 基準が定められている。これらの製品を日本で販売するためには、有機 JAS マークが貼付されていなければならない。詳細は関連資料 13. 有機食品を参照

4. 監視体制と違反への対応

(1) 監視体制

① JAS 規格関連

登録認定機関は、認定製造業者等が引き続き認定の技術的基準に適合しているかどうかや、認定製造業者等が格付や格付の表示の業務を適正に行っているかどうかについて定期的に調査を行う。

また、（独）農林水産安全消費技術センターは、JAS 格付等の業務が的確に行われていることを確認するため、登録認定機関の業務の実施状況の監査を行うほか、JAS マーク製品の買い上げ、分析を実施している。

さらに、農林水産大臣は登録認定機関（外国も含む）の業務が適正に行われているかどうかについて必要に応じて立入検査を行うことができる。

② 品質表示基準関連

地方農政局・地方農政事務所では、全国のスーパー、食品店等の生鮮食品小売店舗において、名称、原産地等の品質表示が適正であるかを日常的に巡回調査し、調査し、また消費者に関心の高い特定の品目について、小売店舗の仕入れ元の製造業者等にまで遡って調査することにより、その原産地表示等が正しいかどうかを確認する特別な調査を随時実施している。これらの調査の結果、不適正な品質表示が認められた場合には、立入検査等を行い、必要な行政措置がとられる。なお、これらの農林水産大臣の権限の一部は、都道府県知事等が行っている

5. JAS 制度同等国

平成 21 年 12 月末現在、農林物資について、日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国は以下のとおり。

指定農林物資	国 名
有機農産物及び有機農産物加工食品	アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク

<関係機関>

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

Tel:03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp>

日本農林規格協会

Tel:03-3249-7120 <http://www.jasnet.or.jp>

消費者庁

Tel:03-3507-8800 (代) <http://www.caa.go.jp/>

10. 酒税法

<法律の目的>

酒類にはこの法律により酒税を課す。

<酒類の定義及び種類>

この法律において「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料（薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が90度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

<法律の概要>

酒税の納税義務者は酒税の製造者又は輸入者であり、製造所から移出し、または保税地域から引き取る酒類について酒税を納める義務がある。

酒税法では酒類をその製法や性状等により、4酒類、17品目に分類し、原則として酒類によって税率が適用される。

<酒類および酒税の分類>

酒類および酒税の分類は別表のとおり。

<法律に基づく免許>

- (1) 酒類の製造及び販売については、免許制度が設けられており、免許を受けようとする者は製造所又は販売場ごとにその所在地の所轄税務署署長に申請し免許を受けなければならない。
- (2) 税務署長は酒税法第10条に定める要件に該当するときは免許を与えないことができる。
- (3) 輸入酒類の販売については、①従来から一般の酒類小売業免許を受けている販売所において自己が輸入した酒類を小売りする場合は新たな免許を取得する必要がない、②輸入酒類卸売業免許については年平均販売見込み数量が概ね6k1以上であることが免許の要件である。

酒 類 の 分 類	
酒類の分類（種類）	該当する酒類（品目）
発 泡 性 酒 類	ビール
	発泡酒
	{その他の発泡性酒類}（品目ではない） ※ ビール及び発泡酒以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの。
醸 造 酒 類(注)	清酒
	果実酒
	その他の醸造酒
蒸 留 酒 類(注)	連続式蒸留しょうちゅう
	単式蒸留しょうちゅう
	ウイスキー
	ブランデー
	原料用アルコール
	スピリッツ
混 成 酒 類(注)	合成清酒
	みりん
	甘味果実酒
	リキュール
	粉末酒
	雑酒

(注) その他の発泡性酒類に該当するものは除かれる。

酒 税 (円/キログラム)		
酒類の分類	基本税率	特別税率
発泡性酒類 (注)	220,000円	発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満) 178,125円
		発泡酒(麦芽比率25%未満) 134,250円
		その他の発泡性酒類 80,000円
醸造酒類	140,000円	清酒 120,000円
		果実酒 80,000円
蒸留酒類	200,000円(21度未満) (20度を超える 1度当たりの加算額 10,000円)	ウイスキー } ブランデー } 370,000円(37度未満) スピリッツ } (37度以上は基本税率)
		混成酒類
みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000円		
甘味果実酒及びリキュール 120,000円(13度未満) (12度を超える1度当たりの加算額:10,000円)		
粉末酒 390,000円		

(注)

- 「発泡酒」で「特別税率」が適用される酒類は、アルコール分10度未満のものに限る。
- 「その他の発泡性酒類」のうち「特別税率」が適用される「ホップ又は苦味料を原料とした酒類」は、次のものに限る。
 - 糖類、ホップ、水及び大豆たんぱく等(政令で定める物品)を原料として発酵させたもの(エキス分が2度以上のもの)
 - 発泡酒(政令で定めるもの)にスピリッツ(政令で定めるもの)を加えたもの(エキス分が2度以上のもの)

(低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例)

アルコール分が13度未満の蒸留酒類及びリキュール(12度未満)の酒税の税率は、上記の税率にかかわらず、1キログラム当たり次のとおり。

- ① アルコール分が9度未満のもの 80,000円
 - ② アルコール分が9度以上13度未満のもの 8度を超える1度ごとに10,000円を加算
- (注) 発泡性を有するものを除く。

<関係機関>

国税庁 課税部酒税課

Tel : 03-3581-4161 (代) <http://www.nta.go.jp/>

11. 薬事法

医薬品・医療機器に対して、品質・有効性および安全性を確保するとともに、これらの規制だけでなく、医療上必要性の高い医薬品・医療機器についての研究開発促進のために必要な措置を講ずることによって、国民の健康衛生上の向上を図るということを目的とした改正薬事法が17年4月1日より施行された。

<改正のポイント>

- ① 医療機器の特性に応じた安全対策の見直し
- ② 医療機器のリスクに応じたクラス分類の導入、「高度管理医療機器」・「管理医療機器」・「一般医療機器」の3つに分類
 - ・高度管理医療機器：人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの
 - ・管理医療機器：人の生命や健康に影響を与えるおそれのあるもの
 - ・一般医療機器：人の生命や健康に影響を与えるおそれがほとんどないもの
- ③ 販売業に関わる安全対策の強化、「高度管理医療機器」の販売は許可制に、また「管理医療機器」の販売は届出制に変更

<旧薬事法・改正薬事法比較表>

旧薬事法				改正薬事法			
分類	リスク分類	販売規制	該当商品例	分類	リスク分類	販売規制	※特定保守管理医療機器
クラスⅠ	人体へのリスクが極めて低い	販売業の届出不要	鋼製小物(メス等) X線フィルム	一般医療機器	人の生命・健康に影響を与える恐れがほとんどない	販売業の届出不要	すべて許可制
クラスⅡ	人体へのリスクが比較的低い		家庭用エアマッサー器 家庭用電解水生成器	管理医療機器	人の生命・健康に影響を与える恐れがほとんどない	販売業の届出制	
			販売業の届出制	家庭用電子血圧計	高度管理医療機器	人の生命・健康に重大な影響を与える恐れがある	
クラスⅢ	人体へのリスクが比較的高い		透析器 人工骨				
クラスⅣ	生命の危機に直結する恐れがある		心臓ペースメーカー 心臓弁				

<法律の目的>

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、もってこれらの品質、有効性及び安全性を確認する

<法律の概要>

製造（輸入販売）業者に対しては、品目ごとに製造（輸入）承認及び製造（輸入販売）業の許可を要することとしている。

<対象品目>

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用品、動物用医療品

1) 医薬品の定義について

医薬品とは、病気の予防や治療をするために、名称、成分、分量、用法用量、効能効果、副作用について、品質、有効性及び安全性に関する調査を行い厚生労働大臣や都道府県知事が認めたものである。薬事法第2条第1項第2条は、「医薬品」を、次のように定義している。

①日本薬局方に収められている物

②人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であって、器具器械（歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。）でないもの（医薬部外品を除く。）

③人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であって、器具器械でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

2) 健康食品との違い

健康食品はあくまで「食品」であるので、医薬品として認められているような効能効果は標榜できない。よって、食品に対して医薬品と判断されるような標榜をした場合、医薬品としての承認や許可を取得せずに広告や販売をしたと判断され、薬事法違反となる。

<認証制度>

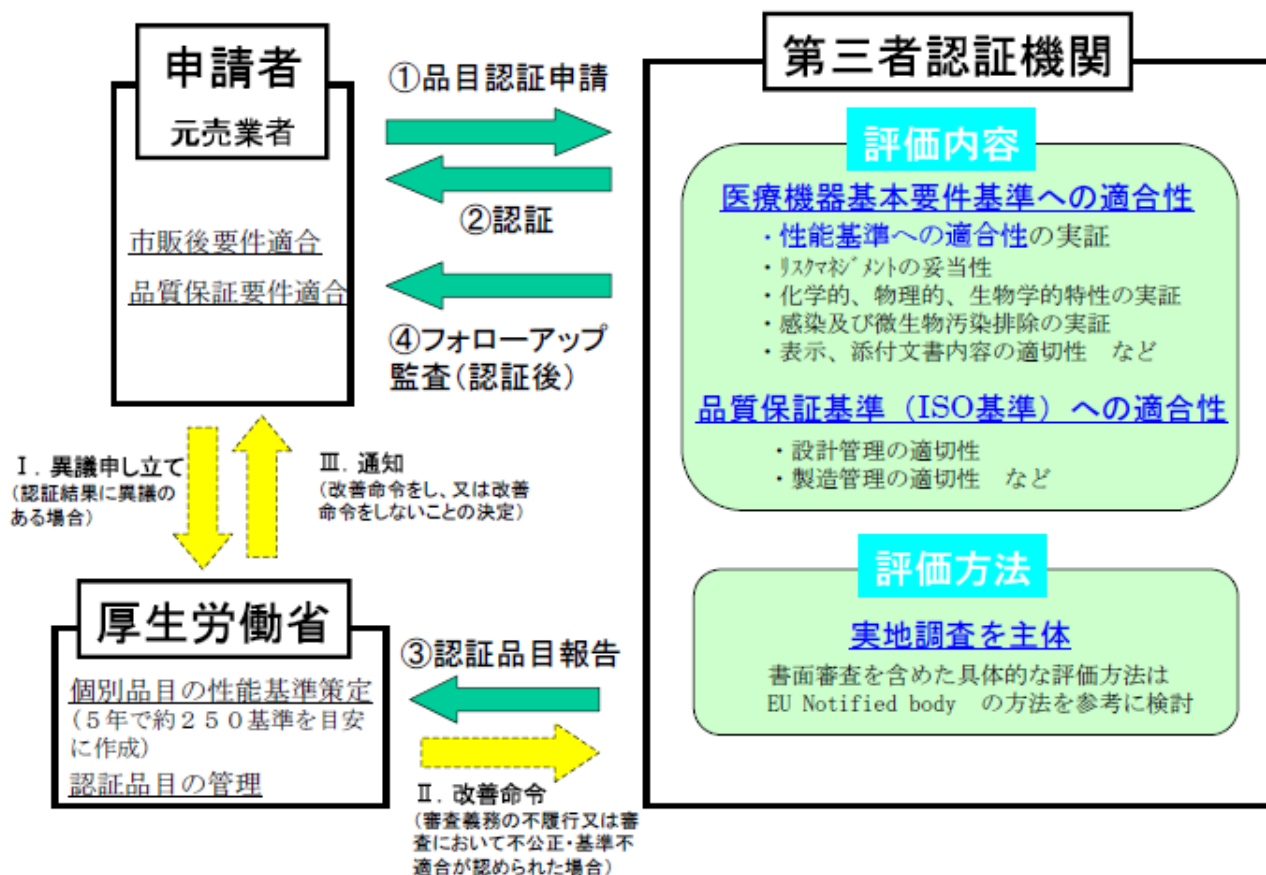
医薬品等を製造（輸入）するにあたっては、品目ごとの承認（品質、有効性及び安全性の評価）及び製造（輸入販売）業の許可（構造設備、製造管理体制等の評価）を取得することが必要とされる。医療機器は厚生労働大臣の承認が必要（一部を除く）だが、低リスク医療機器のうち、厚生労働大臣が基準を定めた品目について、厚生労働大臣の承認を不要とし、第三者認証機関が基準への適合性を認証する制度が導入されている。

<関係機関>

厚生労働省 医薬食品局 監視指導麻薬対策課

Tel:03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

図 第三者認証制度における個別品目の認証フロー



厚生労働省「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律参考資料」より

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/09/dl/tp0910-2f5.pdf>)

12. 毒物及び劇物取締法

<法律の目的>

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行なう。

<法律の概要>

業として毒物または劇物の製造、輸入又は販売を行なうものについては、あらかじめ製造・営業所ごとに、登録申請を行う必要がある。

これらの営業者は毒物又は劇物を製造、貯蔵するための設備について一定の基準を満たしていることが必要とされており、また、毒物または劇物の取扱について貯蔵方法、表示、譲渡方法について規制している。

<手続き>

業として毒物又は劇物を製造、輸入又は販売するものは、あらかじめ製造・営業所ごとに、それぞれ登録を受ける必要がある。登録は、製造所または営業所ごとに地方厚生局長が行う（ただし、製剤の製造（製剤の小分けを含む）もしくは原体の小分けのみを行う製造業者、又は輸入のみ行う輸入業者に関する登録は都道府県知事）。

申請受付から登録までの流れは、①事前相談、②申請・受付、③立ち入り検査、④内容審査（大臣登録の場合は、地方厚生局へ書類を送付）、⑤登録（登録票ができ次第、はがきで連絡がくる）の順に行われ、標準処理期間は、大臣登録の場合が60日、知事登録の場合が30日である。

<同法の対象>

(1) 「毒物」

毒物及び劇物取締法（以下、「法」という。）別表第一、同法指定令第一条に掲げる物で、薬事法に規定される医薬品及び医薬部外品以外のものをさす。

(2) 「劇物」

法別表第二、指定令第二条に掲げる物で、薬事法に規定される医薬品及び医薬部外品以外のものをさす。

(3) 「特定毒物」

毒物で、法別表第三、指定令第三条に掲げるものをさす。

「別表1」(毒物)

1. エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)
2. 黄燐
3. オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
4. オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーダン)
5. クラーレ
6. 4アルキル鉛
7. シアン化水素
8. シアン化ナトリウム
9. ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
10. ジニトロクレゾール
11. 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール
12. ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)
13. ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト
14. ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)
15. 水銀
16. セレン
17. チオセミカルバジド
18. テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)
19. ニコチン
20. ニツケルカルボニル
21. 砒素
22. 弗化水素
23. ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)
24. ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
25. モノフルオール酢酸
26. モノフルオール酢産アミド
27. 硫化燐
28. 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

「別表第2」(劇物)

1. アクリルニトリル
2. アクロレイン
3. アニリン
4. アンモニア
5. 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)
6. エチル-N-(ジエチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルバメート
7. エチレンクロルヒドリン
8. 塩化水素
9. 塩化第一水銀
10. 過酸化水素
11. 過酸化ナトリウム
12. 過酸化尿素
13. カリウム
14. カリウムナトリウム合金
15. クレゾール
16. クロルエチル
17. クロルスルホン酸
18. クロルピクリン
19. クロルメチル
20. クロロホルム
21. 窒素化水素酸
22. シアン酸ナトリウム
23. ジエチル-4-クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
24. ジエチル-(2,4-ジクロルフエニル)-チオホスフェイト
25. ジエチル-2,5-ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
26. 四塩化炭素
27. シクロヘキシミド
28. ジクロル酢酸
29. ジクロルブチン
30. 2,3-ジ- (ジエチルジチオホスホロ)-パラジオキサン
31. 2,4-ジニトロ-6-シクロヘキシルフェノール
32. 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェニルアセテート
33. 2,4-ジニトロ-6-メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
34. 2,2'-ジピリジリウム-1,1'-エチレンジブロミド

35. 1・2-ジブロムエタン(別名EDB)
36. ジブロムクロルプロパン(別名DBCP)
37. 3,5-ジブロム-4-ヒドロキシ-4'-ニトロアゾベンゼン
38. ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト
39. ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメソ)
40. ジメチル-2,2-ジクロルビニルホスフェイト(別名DDVP)
41. ジメチルフチオホスホリルフェニル酢酸エチル
42. ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイト
43. ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト
44. ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルオホスフェイト
45. ジメチル-(N-メチルカルバミルメチル)-ジチオホスフェイト(別名ジメトエート)
46. ジメチル-4-メチルメルカプト-3-メチルフェニルチオホスフェイト
47. ジメチル硫酸
48. 重クロム酸
49. 砒酸
50. 臭素
51. 硝酸
52. 硝酸タリウム
53. 水酸化カリウム
54. 水酸化ナトリウム
55. スルホナール
56. テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト
57. トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート
58. トリクロル酢酸
59. トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
60. トリチオシクロヘプタジエン-3・4・6・7-テトラニトリル
61. トルイジン
62. ナトリウム
63. ニトロベンゼン
64. 二硫化炭素
65. 発煙硫酸
66. パラトルイレンジアミン
67. パラフェニレンジアミン
68. ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
69. ヒドロキシルアミン

70. フェノール
71. ブラストサイジンS
72. ブロムエチル
73. ブロム水素
74. ブロムメチル
75. ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)
76. 1,2,3,4,5,6-ヘキサクロルシクロヘキサン(別名リンデン)
77. ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)
78. ベタナフトール
79. 1,4,5,6,7-ペンタクロル-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-(8,8-ジクロルメタノ)-インデン(別名ヘプタクロール)
80. ペンタクロルフェノール(別名PCP)
81. ホルムアルデヒド
82. 無水クロム酸
83. メタノール
84. メチルスルホナール
85. N-メチル-1-ナフチルカルバメート
86. モノクロル酢酸
87. 沃化水素
88. 沃素
89. 硫酸
90. 硫酸タリウム
91. 燐化亜鉛
92. ロダン酢酸エチル
93. ロテノン
94. 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの

「別表第3」(特定毒物)

1. オクタメチルピロホスホルアミド
2. 四アルキル鉛
3. ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
4. ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
5. ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト
6. ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
7. テトラエチルピロホスフェイト
8. モノフルオール酢酸
9. モノフルオール酢酸アミド
10. 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

<手続き>

業として毒物又は劇物を製造、輸入又は販売するものは、それぞれ登録を受けなければならない。

<関係機関>

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課

Tel : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

13. 有機食品

(1) 有機食品に係わるJAS制度設定の経緯

有機農産物の表示については、平成4年に「有機農産物等に係わる青果物等特別表示ガイドライン」を制定して表示の適正化を図ってきたが、ガイドラインは法的強制力を有していないため、不適切な表示が多く見られ、表示が混乱している状態が続いていた。

このような状況に対応するため、平成11年7月に有機農産物及び有機農産物加工食品の特定JAS規格が定められ、さらに平成17年に有機畜産物および有機飼料のJAS規格が定められた。これにより、有機食品については、その特定JAS規格に適合するものであるかどうかについて格付を受け、有機JASマークの貼付されたものでなければ、「有機〇〇」「オーガニック〇〇」等という表示ができなくなった。

(2) 有機食品の検査認証制度

(認定機関の農林水産省への登録)

JAS制度に基づく有機認定を行おうとする認定機関は農林水産大臣宛に申請書を提出し、審査の結果合格すれば、登録認定機関として登録される。

(認定事業者)

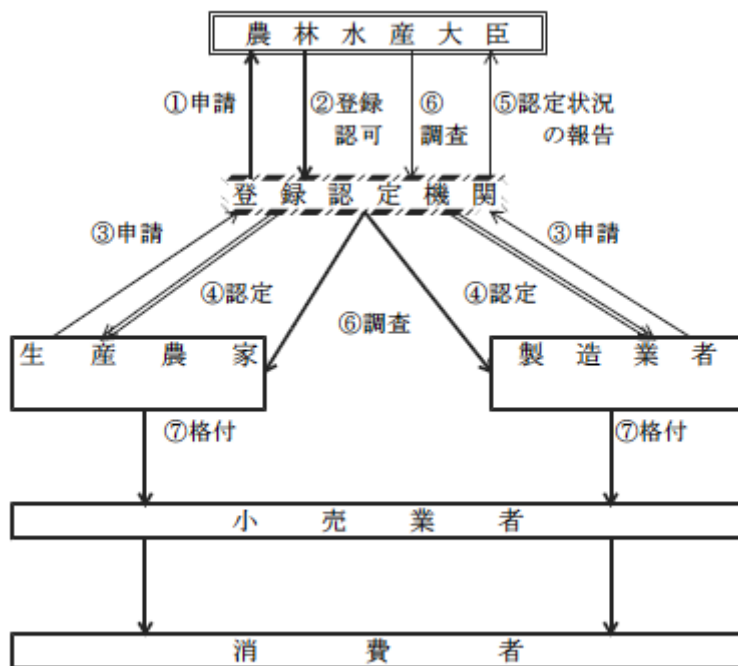
有機農産物や有機加工食品の生産を行おうとする農家や製造業者は、登録認定機関に申請書を提出する。登録認定機関は、認定の技術的基準に基づき審査を行い認定する。登録認定機関は認定した事業者（認定事業者）が、認定後も有機JAS規格に基づいて生産を行っていることを確認するために、最低1年に1回、認定事業者の調査を行う。

(認定事業者による格付け)

認定を受けた有機農産物の生産農家や加工食品の製造業者は、生産、製造過程の記録等に基づき、自ら生産、製造した有機食品を格付けし、有機JASマークを貼付して出荷する。

有機JASマーク





出所：農林水産省「有機食品の検査認証制度について」

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_seido_a.pdf

(3) 有機食品の生産基準（要点）

(有機農産物)

○堆肥等による土作りを行い、播種、植え付けの前2年以上および栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、原則として化学肥料および農薬は使用しない。

○遺伝子組み換え種苗は使用しない

(有機加工食品)

○化学的に合成された食品添加物や薬剤の使用は極力さける

○原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物、有機畜産物または有機加工食品であること

○薬剤により汚染されないよう管理された工場で製造すること

○遺伝子組み換え技術を使用しない

(有機畜産物)

○飼料は主に有機農産物を与える

○野外へ放牧するなど、動物にストレスを与えずに飼育すること

○抗生物質等を病気の予防目的以外で使用しない

○遺伝子組み換え技術を使用しない

(注)

1. 上記要点は、農林水産省「農林水産省 有機食品の検査認証制度について」から抜粋
2. 有機農産物、有機加工食品、有機畜産物の生産方法に関する基準については、農林水産省の下記ホームページを参照

有機農産物

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_kikaku_a.pdf

有機加工食品

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_kikaku_b.pdf

有機畜産物

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_kikaku_d.pdf

(4) 海外からの有機食品の輸入

1. 2種類の輸入方法

格付が行われない限り、「有機〇〇」「オーガニック〇〇」等の名称の表示ができないことは輸入品にあっても同様である。輸入された有機食品に格付の表示を付し、「有機〇〇」等の表示をするためには、次の2通りのケースがある。

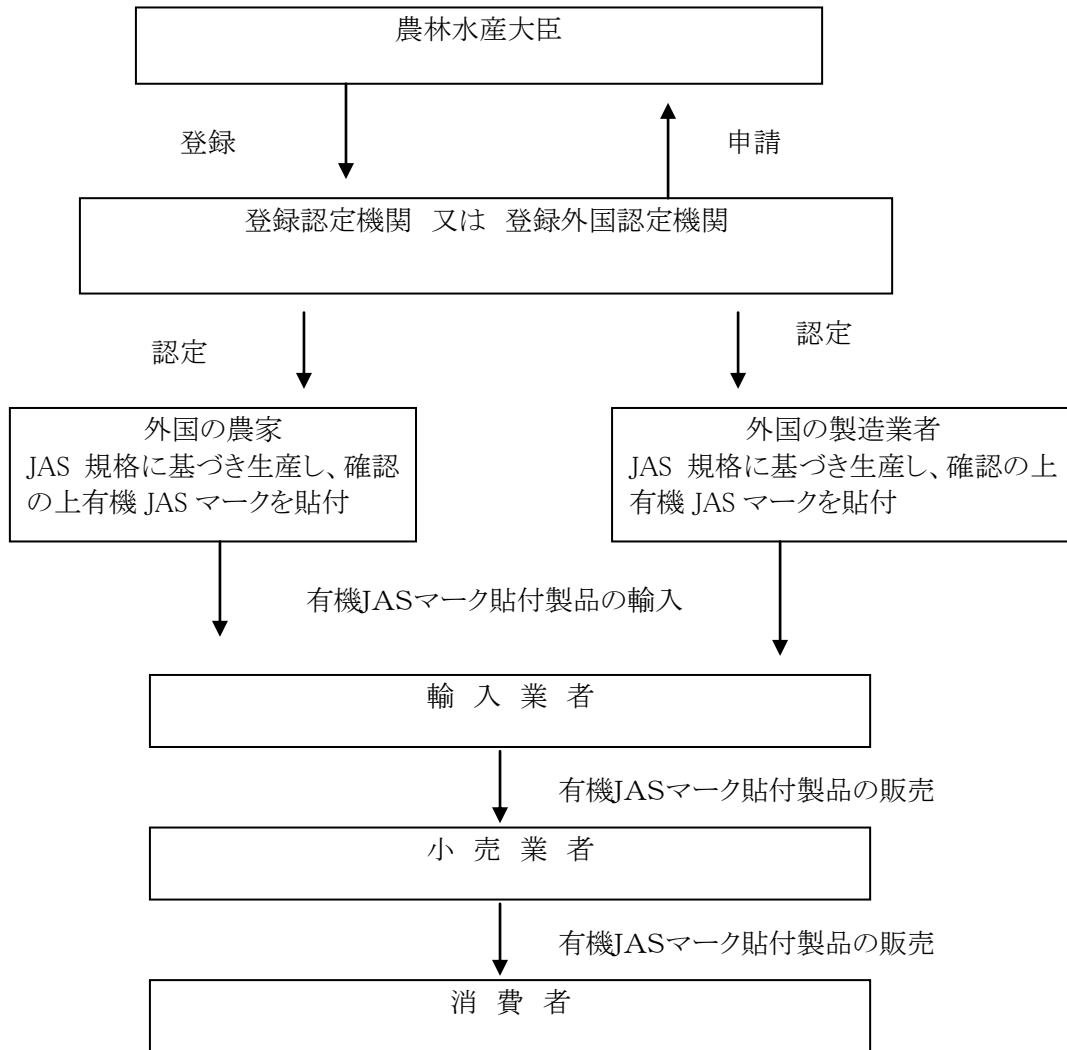
(ケース-1)

我が国の登録認定機関あるいは登録外国認定機関から認定を受けた外国製造業者等が生産、製造した有機食品に有機 J A S マークを貼付して流通させる方法：

この場合は、有機 J A S の認定を受けた事業者（生産農場や加工工場）は、自社で格付けを行い、有機 J A S マークを貼付することができる。日本の輸入企業は有機 J A S マークが貼付された農産物・加工食品を日本に輸入し、「有機〇〇」等の表示をして販売できる。

2007年12月末時点で日本の農林水産省に登録している登録外国認定機関は11機関（登録認定機関リスト参照）あるので、有機 J A S 製品の生産・販売を行いたい外国の事業者は、これらの登録外国認定機関、あるいは海外での認定活動を行っている日本の認定機関に申請し、有機 J A S 認定事業者になる必要がある。

ケース-1

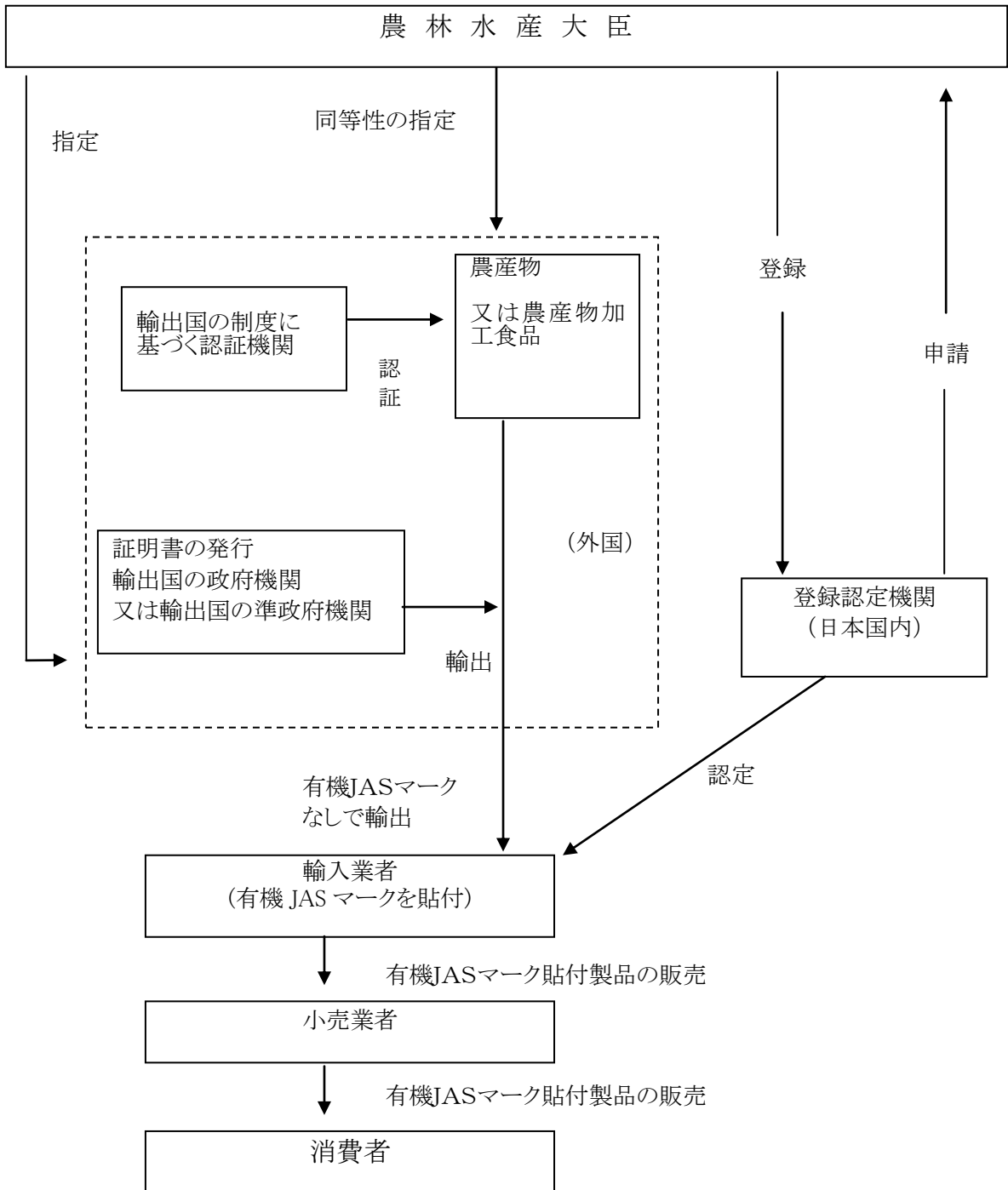


(ケース-2)

我が国の登録認定機関から認定を受けた輸入業者が有機JASマークを貼付して流通させる方法（指定農林物資である有機農産物および有機農産物加工食品に限る）：

この場合、日本政府がJASによる格付け制度と同等の水準にあると認めた格付け制度を有している国（下記参照）で作られ、当該国の有機認定を受けた有機農産物・有機農産物加工食品で、これらの国の政府機関あるいはこれに準ずる機関が発行した証明書が添付されている場合は、輸出品に有機JASマークが貼付されている必要はなく、日本の有機JAS認定輸入企業が有機JASマークを貼付し、国内で販売できる。

ケース-2



＜JAS 制度と同等の格付制度をもつ外国＞

指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国（以下「有機 J A S 同等国」という）

指定農林物資	国 名
有機農産物及び有機農産物加工食品	アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク

2. 有機 J A S 加工食品生産用原料

有機 J A S 同等国以外の国で、J A S 認定有機農産物加工食品を生産する場合、加工業者は、有機 J A S 認定原料か、有機 J A S 同等国の認定基準で認定された原料を使用しなければならない。

有機 J A S 同等国で J A S 認定有機農産物加工品を生産する場合は、使用原料は必ずしも、有機 J A S 認定品である必要はなく、その国の有機基準により認定された原料も使用可能である。一方、J A S 認定有機畜産物加工食品を生産する場合は、原料となる畜産動物は、生産される国が有機 J A S 同等国、有機 J A S 同等国以外の国に係わらず、原料は全て有機 J A S により認定されたものでなければならない。（畜産物は指定農林物資ではないため）

3. 輸出業者による小分け

有機 J A S 同等国以外の国で生産された有機 J A S 製品は、生産した事業者が直接日本へ輸出する場合と、輸出業者の手を経て輸出される場合の 2 通りのケースがある。輸出業者が輸出する場合、次の点に留意する必要がある。

①生産事業者が生産したものを小分けして輸出する場合：

輸出業者が生産事業者から購入したものを、自社で再パックし有機 J A S ラベルを再貼付して輸出する場合、輸出業者は有機 J A S 小分け業者としての認定を受ける必要がある。

②生産事業者が生産したものをそのまま輸出する場合：

輸出業者が生産事業者から購入したものを、そのまま輸出する場合には、輸出業者は有機 J A S 小分け業者としての認定を受ける必要はない。

4. 有機 J A S 製品の同等国経由の輸出

有機 J A S 同等国以外の国で生産された有機 J A S 製品（農産物、農産物加工食品）を、有機 J A S 同等国経由で日本に輸出する場合、次の点に留意する必要がある。

①有機 J A S 同等国以外の国で生産された有機 J A S 製品をそのまま輸出する場合：

この場合は、同等国で生産された有機 J A S 製品とは見なされず、上記 1.（ケース 2）の規定は適用されない。従って、輸出される有機 J A S 製品には必ず、有機 J A S マークが貼付されていなければならない。

②有機 J A S 同等国以外の国で生産された有機 J A S 製品を同等国で加工し輸出する場合：

この場合は、同等国で生産された有機 J A S 製品とは見なされ、上記 1.（ケース 2）の規定が適用され、当該国の政府機関あるいはこれに準ずる機関が発行した証明書が添付されていれば、有機 J A S マークを貼付すること無しに日本へ輸出することができる。

<関連機関>

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

Tel: 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp/>

独立行政法人 農林水産安全消費技術センター

Tel:048-600-2350 <http://www.famic.go.jp>

(社)日本農林規格協会

Tel:03-3249-7120 <http://www.jasnet.or.jp>

<有機農産物、有機加工食品、有機畜産物および有機飼料関係 登録認定機関一覧>

(平成 19 年 12 月末現在)

(1) 登録認定機関

登録認定機関名	認定を行う農林物資	認定を行う区域	事業所の所在地	問い合わせ先電話番号
特定非営利活動法人 兵庫県有機農業研究会	有機農産物及び 有機加工食品	国内	兵庫県神戸市中央区中山手 通七丁目 28 番 33 号	078-367-8567
株式会社アファス 認証センター	有機農産物、 有機加工食品、有 機飼料及び有機 畜産物	国内及び外国	東京都港区新橋 4 丁目 30 番 4 号藤代ビル	03-5400-2272
社団法人全国愛農会	有機農産物及び 有機加工食品	国内	三重県伊賀市別府 692 番地 の 3	0595-52-0108
一般社団法人 民間稲作研究所認証 センター	有機農産物	国内	栃木県河内郡上三川町大字 鞆堂 72 番地	0285-53-1198
特定非営利活動法人 鹿児島県有機農業協 会	有機農産物及び 有機加工食品	福岡県、佐賀 県、長崎県、 熊本県、大分 県、宮崎県、 鹿児島県及び 沖縄県	鹿児島県鹿児島市西田二丁 目 1 番 4 号	099-258-3374
株式会社 オーガニック認定機 構	有機農産物、 有機加工食品、有 機飼料及び 有機畜産物	国内及び外国	福岡県大野城市南ケ丘二丁 目 23 番 14 号	092-589-2245
SGS ジャパン 株式会社	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産 物	国内及び外国	神奈川県横浜市西区みなと みらい二丁目 2 番 1 号横浜 ランドマークタワー 38 階	045-330-5030
宮崎県綾町	有機農産物及び 有機加工食品	宮崎県東諸県 郡綾町	宮崎県東諸県郡綾町大字南 俣 1128 番地	0985-77-0100
特定非営利活動法人 奥多野有機システム 認定審査委員会	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産 物	群馬県、埼玉 県、新潟県及 び長野県	群馬県多野郡鬼石町鬼石 724 番地 2	0274-52-4352
特定非営利活動法人 愛媛県有機農業研究 会	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産 物	徳島県、香川 県、愛媛県及 び高知県	愛媛県今治市郷新屋敷町五 丁目 4 番 2 号	0898-22-2434
特定非営利活動法人 日本有機農業生産団 体中央会	有機農産物及び 有機加工食品	国内	東京都千代田区外神田六丁 目 15 番 11 号	03-5812-8055
特定非営利活動法人 日本オーガニック アンドナチュラルフ ーズ協会	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産 物	国内及び外国	東京都中央区京橋三丁目 5 番 3 号竹河岸ビル 3 階	03-3538-1851

株式会社 エコデザイン認証セ ンター	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産 物	国内及び外国	東京都千代田区神田司町二 丁目7番地	03-5283-2626
エコサート・キュ ー・エー・アイ・ジ ャパン有限会社	有機農産物及び 有機加工食品	国内及び外国	神奈川県川崎市高津区坂戸 三丁目2番1号神奈川サイ エンス・パーク・ビル	03-5413-7330
日本認証サービ ス株式会社	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産 物	国内及び外国	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ 崎東四丁目5番17号	045-949-4620
社団法人奈良県植物 防疫協会	有機農産物	奈良県	奈良県奈良市登大路町30 番地	0742-27-7442
財団法人 日本穀物検定協会	有機農産物及び 有機加工食品	国内並びにア メリカ合衆国 及び中華人民 共和国	東京都中央区日本橋兜町15 番6号	03-3668-0911
財団法人 日本食品分析センタ ー	有機加工食品	国内	東京都渋谷区元代々木町52 番1号	03-3469-7132
特定非営利活動法人 熊本県有機農業研究 会	有機農産物及び 有機加工食品	山口県、福岡 県、佐賀県、 長崎県、熊本 県、大分県、 宮崎県及び鹿 児島県	熊本県熊本市新南部二丁目 5番13号	096-223-6771
財団法人 自然農法国際研究開 発センター	有機農産物及び 有機加工食品	国内	静岡県熱海市田原本町9番 1号	0557-85-2001
有限会社 オー・シー・アイ・ エー・ジャパン	有機農産物及び 有機加工食品	国内及び外国	東京都港区新橋四丁目21 番7号	03-5733-2267
社団法人 日本果汁協会	有機加工食品	国内	東京都港区芝大門一丁目10 番1号	03-3435-0732
特定非営利活動法人 有機農業認証協会	有機農産物及び 有機加工食品	国内	大阪府吹田市江坂町一丁目 23番19号	06-6330-0823
特定非営利活動法人 赤とんぼ	有機農産物及び 有機加工食品	山形県、福島 県、群馬県、 新潟県、富山 県及び長野県	新潟県新発田市月岡温泉 670番地1	0254-32-1320
特定非営利活動法人 八ヶ岳有機農業者協 会	有機農産物	山梨県及び長 野県	山梨県北巨摩郡小淵沢町上 笹尾3332番地1335	0551-36-4530
財団法人 日本清涼飲料検査協 会	有機加工食品	国内	東京都港区芝浦二丁目17 番13号	03-3455-6851
海外貨物検査 株式会社	有機農産物、有機 加工食品及び有 機飼料	国内及び外国	東京都中央区日本橋兜町15 番6号	03-3669-5184

特定非営利活動法人 和歌山有機認証協会	有機農産物及び 有機加工食品	国内	和歌山県和歌山市西高松一 丁目 6-4	073-421-6545
岐阜県	有機農産物及び 有機加工食品	岐阜県	岐阜県岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号	058-272-1111 (内線 2876)
鶴岡市	有機農産物	山形県鶴岡市 の区域	山形県鶴岡市藤島字笹花 25 番地	0235-64-2111 (内線 151)
特定非営利活動法人 有機農業推進協会	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産 物	青森県、岩手 県、宮城県、 秋田県、山形 県、福島県、 茨城県、栃木 県、群馬県、 埼玉県、千葉 県、東京都、 神奈川県、新 潟県、富山県、 山梨県、長野 県、岐阜県、 静岡県及び愛 知県	東京都豊島区南大塚二丁目 14 番 12 号	03-5940-2313
財団法人 長野県農林研究財団	有機農産物及び 有機加工食品	長野県	長野県長野市北石堂町 1177 番地 3	026-236-2017
財団法人北農会	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産 物	北海道	北海道札幌市中央区北二条 西二丁目	011-242-2285
特定非営利活動法人 徳島県有機農産物認 証協会	有機農産物及び 有機加工食品	徳島県	徳島県徳島市かちどき橋一 丁目 41 番地	088-655-8368
特定非営利活動法人 エイサック	有機農産物、有機 加工食品及び有 機飼料	国内及び外国	岩手県盛岡市前九年三丁目 3 番 17 号	019-605-3345
株式会社日本総合科 学	有機農産物及び 有機加工食品	国内	広島県福山市箕島町南丘 399 番地 46	084-981-0181
特定非営利活動法人 北海道有機認証協会	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産 物	国内	北海道札幌市大通西 6 丁目 6 月 9 日クリーンビル 402	011-398-6400
財団法人 やまがた農業支援セ ンター	有機農産物	山形県	山形県山形市緑町一丁目 9 番 30 号	023-642-2905
特定非営利活動法人 環境保全米ネットワ ーク	有機農産物	青森県、岩手 県、宮城県、 秋田県、山形 県及び福島県	宮城県仙台市青葉区上杉一 丁目 16 番 3 号 JA ビル別館 5 階	022-261-7348
財団法人 食品環境検査協会	有機加工食品及 び有機飼料	国内	東京都中央区京橋三丁目 7 番 4 号	03-3535-4351

鳥取県	有機農産物及び 有機加工食品	鳥取県	鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地	0857-26-7415
特定非営利活動法人 おおいた有機農業研 究会	有機農産物及び 有機加工食品	山口県、福岡 県、佐賀県、 長崎県、熊本 県、大分県、 宮崎県及び鹿 児島県	大分県大分市大字下郡 1602 —大分県保険医会館	097-567-2613
社団法人 秋田県農業公社	有機農産物	秋田県	秋田県秋田市中通六丁目 7 番 9 号	018-884-5512
特定非営利活動法人 日本生態系農業協会	有機農産物及び 有機加工食品	国内並びにカン ボディア、 ヴェトナム、 タイ、フィリ ピン、マレー シア、大韓民 国、中華人民 共和国（台湾 を含む）及び インド	東京都江戸川区北葛西四丁 目 13 番 17 号	03-3532-6283
社団法人埼玉県園芸 協会	有機農産物	埼玉県	埼玉県さいたま市浦和区高 砂三丁目 12 番 9 号	048-829-3391
社団法人岡山県農業 開発研究所	有機農産物、有機 加工食品及び有 機飼料	岡山県	岡山県赤磐市大苅田 798 番 地の 3	086-957-2000
福島県	有機農産物	福島県	福島県郡山市日和田町高倉 字下中道 116 番地	024-958-1708
特定非営利活動法人 北海道オーガニック 推進協会	有機農産物及び 有機加工食品	国内及び外国	北海道札幌市北区あいの里 一条四丁目 5-7 レジデンス あいの里 101	011-299-5659
社団法人 長崎県食品衛生協会	有機農産物及び 有機加工食品	長崎県	長崎県西彼杵郡長与町高田 郷 3640 番地 3	095-883-6830
財団法人 広島県環境保健協会	有機加工食品	広島県	広島県広島市中区広瀬北町 9 番 1 号	082-293-1514
石川県	有機農産物	石川県	石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1623
特定非営利活動法人 高知県有機農業研究 会	有機農産物及び 有機加工食品	徳島県、香川 県、愛媛県及 び高知県	高知県四万十市入田 3313 番地 2	0880-37-6174
財団法人 日本醤油技術センタ ー	有機加工食品	国内及び外国	東京都中央区日本橋小網町 3 番 11 号	03-3666-4521
株式会社 西条産業情報支援セ ンター	有機農産物	愛媛県	愛媛県西条市神拝甲 150 番 地の 1	0897-53-0010
財団法人 日本冷凍食品検査協 会	有機加工食品	国内並びに中 華人民共和 国、タイ、ベ トナム及び台 湾	東京都港区芝大門二丁目 4 番 6 号	03-3438-1411

兵庫県農業協同組合中央会	有機農産物、有機加工食品及び有機飼料	兵庫県	兵庫県神戸市中央区海岸通1番地	078-333-5897
株式会社北海道有機認証センター	有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物	国内	北海道札幌市北区北7条西6丁目1番地1	011-375-0123
財団法人日本食品油脂検査協会	有機加工食品	国内並びにマレーシア、シンガポール及びインドネシア	東京都中央区日本橋浜町三丁目27番8号	03-3669-6723
特定非営利活動法人国際オーガニック・テクニカル協会	有機農産物	国内	沖縄県浦添市勢理客一丁目29番2号	098-942-1911
特定非営利活動法人食・エネ・環境総合研究所	有機農産物及び有機加工食品	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	佐賀県佐賀市大財五丁目8番62号	0952-41-2525
特定非営利活動法人島根有機農業協会	有機農産物、有機加工食品及び有機飼料	島根県、山口県、広島県及び鳥取県	島根県邑智郡美郷町粕淵166番地1	0855-75-0017
特定非営利活動法人日本有機農産物研究会	有機農産物	国内	北海道千歳市東丘1201番地	0123-21-2220
株式会社日本同位体分析研究所	有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物	国内及び外国	神奈川県横浜市鶴見区小野町75-1リーディングベンチャープラザ1号館503	045-718-5421
財団法人日本きのこ研究所	有機農産物及び有機加工食品	国内	群馬県桐生市平井町8番1号	0277-22-8165

(2) 登録外国認定機関

有限会社オーストラリアンサーティファイドオーガニック	有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物	外国（日本を除く。）	オーストラリア 4032 クウィーンズランド チャームサイド 766 ギンピーロード	+61-7-3350-5706
ビーシーエス・エコ・ギャランティー・ジーエムビーエイチ	有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物	外国（日本を除く。）	ドイツニュルンベルグ市チンベルン通り21	03-5563-0868
コントロール・ユニオン・サティフィケーションズ	有機農産物及び有機加工食品	外国（日本を除く。）	オランダズヴォラ 8025BS ドクタークリンケルトヴェヒェ 28b	03-5532-7658
セレス有限会社	有機農産物、有機加工食品及び有機飼料	外国（日本を除く。）	ドイツババーリア州ハップルグフォルデルハスラフ1	49 (0) 9158-928290

インスティテュー トフォマーケット エコロジー	有機農産物、有機 加工食品及び有機 飼料	外国（日本を除 く。）	スイスヴァインフェル デン CH8570 ヴェスト シュトラーゼ 51	41- (0) -71-626-0626
ICEA (イチェア)	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産物	外国（日本を除 く。）	イタリアボローニャ県 ボローニャ市ナザリ オ・サウロ通り 2 番	(+39)-051-272986 内線 3
CCPB-SRL	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産物	外国（日本を除 く。）	イタリアボローニャ県 ボローニャ市ヤコポ・ パロツィ通り 8	0039-051-6089811
グローバルオーガ ニックアライアン ス社	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産物	アメリカ合衆国 （グアム、北マ リアナ諸島、プ エルト・リコ、 米国領ヴァージ ン諸島及びサモ アを含む。）、 カナダ、メキシ コ、パナマ、ベ リーズ、コスタ リカ、エルサル バドル、グアテ マラ、ニカラグ ア、フィリピン、 大韓民国、イン ドネシア及び台 湾	アメリカ合衆国オハイ オ州ベラフォンテン市 タウンシップ通り 179 号 3185 番地	937-593-1232
バイオグローニュ ージーランドリミテ ッド[外部リンク]	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産物	ニュージーラン ド、ニウエ及び クック諸島	ニュージーラン ド 6141 ウェリント ン 75 ガズニー通 り 9 階	(+64)-4-801-9741
アシュアクオリテ イリミテッド	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産物	ニュージーラン ド、バヌアツ共 和国及びクック 諸島	ニュージーランドオー 克蘭ド市マウントウ ェリントンパシフィッ クライズ 84 階	(+64)-4-570-8800
ビオアグリチェル ト	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産物	外国（日本を除 く。）	イタリアボローニャ県 カザレッキョ・ディ・ レーノ市マカブラッチ ャ通り 8	(+39)-051-562158
イステイトワー ト・メディテッラ ーネオ・ディ・チ ェルティフィカッ ツイオーネ	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産物	外国（日本を除 く。）	イタリアアンコーナ県 セニガリア市ピザカ ーネ通り三十二番地	(+39) -071-7928725
カナディアンシー ドインスティテュー ート(CSI)	有機農産物及び有 機加工食品	カナダ及びアメ リカ合衆国	カナダオンタリオ州オ タワキャサリンストリ ート 240-200	カナダ事務所 1-613-236-6451 日本事務所 03-5211-8733

NASAA サーティフ アイトオーガニック パートナーリミ テッド (NCO)	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産物	外国（日本を除 く。）	オーストラリア南オー ストラリア州スターリ ングマウントバーカー ロード3ユニット7	(+61)-8-8370-8455
スオーロ・エ・サ ルーテ有限会社	有機農産物、有機 加工食品、有機飼 料及び有機畜産物	外国（日本を除 く。）	(本社) イタリア共和 国ペサロ・ウルビーノ 県ファーノ市パオロ・ ボルセリーノ通り 12/B (オペレーションセン ター) イタリア共和国 ボローニャ県サッソ・ マルコーニ市サン・ロ レンツォ通り 1 番	-6790340

14. 遺伝子組換え農作物

<遺伝子組換え食品の表示の対象>

表示義務となるのは大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファおよびてん菜の7種類の農産物と、これを原材料とし、加工工程後も組み換えられたDNAまたはこれによって生じたタンパク質が検出できる加工食品32食品群及び高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びこれを原材料として使用した加工食品（大豆油等）等である。

<表示義務>

①従来のもとの組成、栄養価等が同等である遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNAまたはこれによって生じたタンパク質が広く認められた最新の検出技術によって検出できるものについては、「遺伝子組換えである」や、「遺伝子組換え不分別である」の表示が義務づけられる。

②組換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が加工工程で除去・分解され食品中に残存しないものは、遺伝子組換えについての表示義務はない。

③非遺伝子組換え農産物とその加工食品は、遺伝子組換えでないことを表示する必要はない。ただし、任意で「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」などの表示をすることは可能。

<任意表示>

①油やしょう油などの加工食品

油やしょう油など、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質が加工工程で除去・分解され、ひろく認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はない。ただし、任意で表示することはできる。

②非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品

分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はない。ただし、任意で「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることはできる。

<表示義務が課されないもの>

表示の対象であっても、以下の場合には表示する必要がない。

① 飲食料品を製造し、もしくは加工し、一般消費者に直接販売する場合または、飲食料品を

設備を設けて飲食させる場合。

②生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む）し、一般消費者に直接販売する場合または、生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合。

義務表示対象品目(平成 19 年 12 月時点)

加工食品(32 食品群)	原材料となる農産物
(1) 豆腐類及び油揚げ類	大豆
(2) 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
(3) 納豆	大豆
(4) 豆乳類	大豆
(5) みそ	大豆
(6) 大豆煮豆	大豆
(7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
(8) きな粉	大豆
(9) 大豆いり豆	大豆
(10) (1)から(9)までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
(11) 大豆(調理用)を主な原材料とするもの	大豆
(12) 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
(13) 大豆たんぱくを主な原材料とするもの	大豆
(14) 枝豆を主な原材料とするもの	大豆もやし
(15) 大豆もやしを主な原材料とするもの	とうもろこし
(16) コーンスナック菓子	とうもろこし
(17) コーンスターチ	とうもろこし
(18) ポップコーン	とうもろこし
(19) 冷凍とうもろこし	とうもろこし
(20) とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
(21) コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
(22) コーングリッツを主な原材料とするもの (コーンフレークを除く)	とうもろこし
(23) とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの	とうもろこし
(24) (16)から(20)までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
(25) ポテトスナック菓子	ばれいしょ
(26) 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
(27) 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
(28) ばれいしょでん粉	ばれいしょ
(29) (25)から(28)までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
(30) ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ
(31) アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ
(32) てん菜(調理用)を主な原材料とするもの	てん菜

出所:厚生労働省

遺伝子組換え農産物商業栽培国（2006年時点）

国	農産物
米国	大豆、とうもろこし、綿実、菜種、アルファルファ
アルゼンチン	大豆、とうもろこし、綿実
ブラジル	大豆、綿実
カナダ	菜種、とうもろこし、大豆
インド	綿実
中国	綿実
パラグアイ	大豆
南アフリカ	とうもろこし、大豆、綿実
ウルグアイ	大豆、とうもろこし
フィリピン	とうもろこし
オーストラリア	綿実
ルーマニア	大豆
メキシコ	綿実、大豆
スペイン	とうもろこし
コロンビア	綿実
フランス	とうもろこし
イラン	----
ホンジュラス	とうもろこし
チェコ共和国	とうもろこし
ポルトガル	とうもろこし
ドイツ	とうもろこし
スロバキア	とうもろこし

注:

(1) 出所: ISAAA(International Service for the Acquisition of Agri-biotech Applications)および厚生労働省

(2) 農産物名は、我が国での遺伝子組換え表示に関する対象農産物のうち、ISAAAの資料によって、当該国で商業栽培があるとされているもの。

<分別生産流通管理について>

①遺伝子組換えに関する品質表示基準で規定する分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をさす。

②分別生産流通管理の具体的な方法は、産地、作目、加工食品の種類に応じて多様なものがあるが、標準的なケースとして、圧倒的に輸入量の多い、バルク輸送される北米産の大豆及びデント種のトウモロコシについて、(財)食品産業センターが分別生産流通管理の「流通マニュアル」を作成したので、参考にする事。

同マニュアルには、生産、流通及び加工の各段階ごとのチェックポイント、管理方法、必要な

記録等を示し、それらに基づき確認したことを示す証明書の様式例、証明書発行の流れ、証明書の保存期間等が記載されている。

③マニュアルとは異なる分別生産流通管理の方法を用いることもできるが、その場合には、マニュアルによる分別生産流通管理と同等または同等以上の信頼性及び追跡可能性のある方法を用いる必要がある。

＜遺伝子組換え食品の意図しない一定の混入について＞

①大豆及びトウモロコシについては、5%以下混入があった場合は、「意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入」とする。

②混入率5%以下というのは、分別生産流通管理が適切に行われたという前提の上での、意図せざる遺伝子組換え農産物の混入率を示しているものである。分別生産流通管理を確認していないが結果として遺伝子組換えの混入率が5%以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合は、この場合基準第3条第3項に規定される「意図せざる混入」とは考えない。

＜表示対象品目であって、分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を使用した場合の表示方法＞

①原材料のみを記載するかもしくは当該原材料の次にカッコを付して、非遺伝子組換え農産物を使用した旨を記載する。

②加工食品で原材料1種類のみで構成されている場合（例：きなこ）については、原材料名の記載を省略できる。そのため、この場合にあっては、名称のみを記載するか、もしくは当該原材料名を記載し、原材料名の次にカッコを付して、非遺伝子組換え農産物を使用した旨を記載する。

＜遺伝子組換えでない等と記載する方法＞

①「遺伝子組換えでない」という表示は任意だが、記載する際には、品質表示基準に従う必要がある。

②一括表示事項欄に表示する場合は、原材料名の次にカッコを付して、「遺伝子組換えでない」と分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を使用している旨を表示できる。

<遺伝子組換えに関する表示例>

大豆を原料とする食品の例

①遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原料としている場合（義務表示）

名称	〇〇
原材料名	大豆(遺伝子組換え不分別)、〇〇
内容量	300グラム
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	要冷蔵、10度以下で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇

②非遺伝子組換え大豆を原料としている場合

名称	〇〇
原材料名	はだか豆、大豆、〇〇
内容量	1kg
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇

または

名称	〇〇
原材料名	はだか豆、大豆(遺伝子組換えでないものを分別)、〇〇
内容量	1kg
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇

トウモロコシを主原料とする食品の例

①遺伝子組換えトウモロコシを分別していないトウモロコシを原料としている場合

品名	〇〇
原材料名	小麦粉、でん粉(トウモロコシ(遺伝子組換え不分別))、〇〇
内容量	1kg
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇

②非遺伝子組換えトウモロコシを原料としている場合

品名	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇
内容量	80g
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇

または

品名	〇〇
原材料名	とうもろこし(遺伝子組換えでない)、〇〇
内容量	80g
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇

ばれいしょ（ばれいしょでん粉、タピオカでん粉）を主原料とする食品の例

①遺伝子組換えばれいしょを分別していないばれいしょを原材料としている場合

品名	〇〇
原材料名	小麦粉、ばれいしょでん粉(遺伝子組換え不分別)、〇〇
内容量	100g
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇

または

品名	〇〇
原材料名	小麦粉、でん粉、ばれいしょ(遺伝子組換え不分別)、〇〇
内容量	100g
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇

②遺伝子組換えばれいしょを分別していないばれいしょを原材料としている場合（ばれいしょでん粉とタピオカでん粉を混合して使用している場合）

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、でん粉(ばれいしょ(遺伝子組換え不分別)、タピオカ)、〇〇
内容量	80g
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇

または

品名	〇〇
原材料名	小麦粉、ばれいしょでん粉(遺伝子組換え不分別)、タピオカでん粉、 〇〇
内容量	80g
品質保持期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇

<関係機関>

遺伝子組換え食品の品質表示基準に関する質問・相談は下記で受け付けている。

(1) 具体的な表示のしかた等については：

○ 食品の表示に関する一元的な相談窓口

・ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部（毎週水曜日）

Tel: 048-600-2366

・ 社団法人日本食品衛生協会（毎週月曜日）

Tel: 03-3403-4127

○ 最寄りの独立行政法人農林水産消費安全技術センター（全国8ヶ所）の表示指導課

(2) 表示の考え方等全般的なことがらについては：

・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

Tel： 03-5253-1111（代）内線 2444

03-3595-2341（夜間直通）

Fax： 03-3595-2341

・ 最寄りの各保健所衛生担当課

・ 農林水産省消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室

Tel： 03-3502-8111（代）内線 4486 又は 4487

03-3502-7804（夜間直通）

Fax： 03-3502-0594

・ 各地方農政局消費・安全部表示・規格課（全国7ヶ所、（仙台、金沢、さいたま、名古屋、京都、岡山、熊本）及び沖縄総合事務局農政部消費・安全課

・ 各地方農政事務所（沖縄を除く全国46都道府県）

(3) 分別生産流通管理の「流通マニュアル」については：

○ 財団法人食品産業センター（JAFIC）

Tel： 03-3224-2361 <http://www.shokusan.or.jp/>

(4) 食品に関する一般的な問い合わせについては：

○ 農林水産省消費者の部屋

Tel: 03-3591-6529

Fax: 03-5512-7651

(5) 食品表示110番：

フリーダイヤル 0120-481-239

15. 農薬取締法

平成14年夏以降、無登録農薬が全国的に流通し、使用されている実態が明らかとなり、国民の「食」に対する信頼を損なう大きな問題となった。このため、平成14年12月に農薬取締法が改正され、無登録農薬の製造、輸入、使用の禁止（販売は従来から禁止）、農薬使用基準に違反する農薬使用の禁止、罰則の強化などが定められ、平成15年3月からこの改正法が施行されている。しかしこの法律では、残留基準が設定されていない農薬等については、食品中に残留が認められても販売禁止等の措置を行うことが困難なため、食品に残留する農薬等について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）が平成18年5月に施行された。

<法律の目的>

この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与する事を目的としている。

<法律の概要>

製造業者又は輸入業者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを販売してはならない。

また、外国において本邦に輸出される農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農薬について、農林水産大臣の登録を受けることができる。

この場合、当該農薬の輸入業者は、登録を受ける必要がない。ただし、外国の申請者は、申請に際して、国内管理人（本邦内に住所を有する者（外国人で本邦内に事務所を有する者の当該事務所の代表者を含む。））を選任しなければならない。

<対象品目>

農薬

<輸入販売登録>

輸入販売登録は銘柄ごとに、薬効、薬害、毒性及び残留性などに関する試験成績書類と農薬の見本（200g以上）を添付して農林水産省又は独立行政法人 農薬検査所に申請し、安全性等が確認された後、農林水産大臣による登録の許可を受ける。登録された農薬以外は輸入・製造・販売することはできない。また同一有効成分であっても、剤型（粉剤・粒剤・乳剤・

液剤など) が異なったり、製造会社、輸入会社が異なれば、それぞれ別々の登録を行う必要がある。登録の有効期間は5年である。

また農薬を販売するときには、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事に届け出る必要がある。

<容器・包装への表示>

農薬は、同法に基づき農林水産大臣の農薬登録を取得した農薬の容器又は包装の表示事項を遵守して適正に使用することとされている。

農薬に必要な次のような表示が定められている。

- ・製造所の名称及び所在地
- ・農薬の種類、名称
- ・有効成分等の種類及び含有量
- ・内容量
- ・登録番号
- ・適用害虫の範囲及び使用方法
- ・貯蔵上又は使用上の注意
- ・最終有効年月日

<ポジティブリスト制度>

この制度は食品に残留する農薬等について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度で、平成18年5月に施行された。ポジティブリスト制度が施行される前にも、主要な食品には、越えてはならない農薬の残留値が規定されていたが、海外で使用されている農薬など、農薬の残留値がない場合は、農薬がどれだけ残留していても規制の対象外となっていた。しかしポジティブリスト制度が施行後は、残留基準が設定されていない食品（農産物を含む）には、原則一律の基準0.01ppmが適用される。

<関係機関>

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室

Tel : 03-3501-3965 <http://www.maff.go.jp/>

厚生労働省 医薬食品局食品安全部

Tel : 03-5253-1111 <http://www.mhlw.go.jp>

独立法人 農林水産消費安全技術センター 農薬検査部

Tel : 0423-83-2151 <http://www.famic.go.jp/>

16. 食品安全基本法

牛海綿状脳症（BSE）の発生、残留農薬基準違反、食品の偽装表示など、近年、食品安全性に関する国民の不安が高まっている。これを受けて、食品の安全性の確保の基本となる法律「食品安全基本法」が平成15年5月16日に成立、同年7月1日から施行された。

<法律の目的>

科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

<法律の概要>

1. (食品の安全性確保のための基本認識)

食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。(第3条)

2. (食品供給行程における適切な処置)

農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程(以下「食品供給行程」という。)におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。(第4条)

3. (国民の健康への悪影響の未然防止)

食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによつて、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。(第5条)

4. (食品関連事業者の責務)

①肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)、添加物、器具・容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たつて、自らが食品の安全性の確保について第一義的

責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

②食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

③食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。（第8条）

5.（消費者の役割）

消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。（第9条）

6.（食品健康影響評価の実施）

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ① 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- ② 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- ③ 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。（第11条）

7.（情報及び意見交換の促進）

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。（第13条）

<消費者庁の発足に伴う変更>

食品安全基本法、第一章、第二章関連は消費者庁に移管された。

<対象品目>

すべての飲食物（薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く）

<関連機関>

内閣府食品安全委員会（食品安全基本法 第一章・第二章関連）

Tel : 03-6234-1166 <http://www.fsc.go.jp/>

消費者庁（食品安全基本法 第三章関連）

Tel:03-3507-8800（代） <http://www.caa.go.jp/>

17. 食育基本法

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした「食育基本法」が平成17年6月10日に成立、平成17年7月15日から施行された。

<法律の目的>

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

<法律の概要>

1) 家庭における食育推進

保護者や子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立を図る。

- ・ 親子料理教室など望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供
- ・ 健康美など適切な栄養管理に関する知識の普及や情報の提供
- ・ 妊産婦や乳幼児を対象とした栄養指導 など

2) 学校や保育所、施設等の食育推進

学校、保育所等において、魅力ある食育を推進し、子どもの健全な食生活の実現と健全な心身の成長を図る。

- ・ 学校、保育所などにおける食育を推進するための指針作成
- ・ 食育の指導にふさわしい職員の配置、指導的立場にある者の意識啓発など、指導体制の整備
- ・ 地域の特色を生かした学校給食の実施
- ・ 農場等での実習や食品の調理など様々な体験活動など

3) 地域における食生活の改善のための取組の推進

地域において、栄養、食習慣、食料の消費に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防する。

- ・ 健全な食生活に関する指針の策定や普及啓発

- ・食育の専門的知識を有する者の養成や活用
- ・保健所や市町村保健センターなどでの食育の普及啓発
- ・医療機関等における食育の普及啓発の推進
- ・食品関係事業者などが行う食育の推進のための活動への支援 など

4) 食育推進運動の展開

国民、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者などによる民間団体の自発的な食育活動の全国展開を図る。

- ・食育の推進のための行事の実施
- ・重点的、効果的に食育の推進に関する活動を推進する期間の指定
- ・ボランティアとの連携 など

5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

都市と農山漁村の共生・対流を進め、生産者と消費者との信頼関係を構築するとともに、環境と調和の取れた農山漁村の活性化を図る。

- ・農林水産物の生産、食品の製造、流通などにおける消費者による体験活動の促進
- ・学校給食等における農林水産物の地産地消の促進
- ・食品廃棄物の発生の抑制や再生利用 など

6) 食文化の継承のための活動への支援等

伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等、伝統ある優れた食文化の継承を図る。

- ・豊かな食文化の継承・発展
- ・食文化に関する知識の普及 など

7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

国民の適切な食生活の選択に資するよう、調査研究や情報提供を進めるとともに、食育に関する国際交流を推進する。

- ・食品の安全性、栄養、食習慣などの調査研究
- ・食品の安全性、栄養、食習慣などの情報の収集・提供
- ・海外での食品の安全性、栄養、食習慣などの情報収集
- ・食育に関する研究者等の国際交流や海外との情報交換 など

<対象品目>

すべての飲食物

<関連機関>

内閣府 食育推進室

Tel : 03-5253-2111 (代) <http://www.cao.go.jp>

内閣府 食品安全委員会事務局

Tel : 03-6234-1166 <http://www.fsc.go.jp/>

文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課

Tel : 03-5253-4111 (代) <http://www.mext.go.jp/>

厚生労働省 健康局総務課生活習慣病対策室

Tel : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

農林水産省 消費・安全局消費者情報官

Tel : 03-3502-8111 (代) <http://www.maff.go.jp>

消費者庁

Tel:03-3507-8800 (代) <http://www.caa.go.jp/>

18. 消費者庁

<消費者庁設置>

政府は、消費者の視点から政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を平成21年9月1日に設置した。消費者庁は、製品・食品などの「安全」、商品・金融などの「取引」、「表示」など、消費者の安全安心にかかわる問題を幅広く所管し、情報の一元的収集・分析・発信、企画立案、法執行などの機能を有し、消費者行政全般についての司令塔として位置づけられるものである。消費者庁の創設は、消費者・生活者の視点に立つ行政への転換の象徴であり、消費者に安全安心を提供すると同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高め、産業界も安心して、新商品や新サービスを提供できる消費者行政を目指している。

食品に関して対象となる法律は食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）及び、健康増進法である。

<対象義務>

(1) 分野

表示関係（食品、家庭用品、住宅等）、取引関係（ネット購入、オークション等のトラブルの多いもの）、業務関係（賃金、旅行等）、安全関係（家庭用品、食品衛生法）、その他（製造物責任、ねずみ講等）を対象とする。

(2) 表示に関する役割

1. 消費者庁が表示基準を策定する。これを遵守させるための命令は、消費者庁のみが権限を持ち、一元化に実施する。
2. 立入検査、行政指導は、公取、農水省、経産省、厚労省に行わせ、必要な消費者庁への通知を義務付けている。（必要な場合には、消費者庁が自ら立入検査を実施する）

(3) JAS法について

JAS法はJAS規格制度と品質表示基準制度の二つの制度からなっているが、このうち、品質表示基準は消費者庁が管轄することになる。しかし、JAS法の中からこの制度がなくなるわけではなく、JAS法の所轄が農水省と内閣府（消費者庁）の両方になる。

JAS規格制度は、消費者庁の管轄にはならないので、JAS規格制度の下での、JAS認定制度の窓口は引き続き農水省となる。

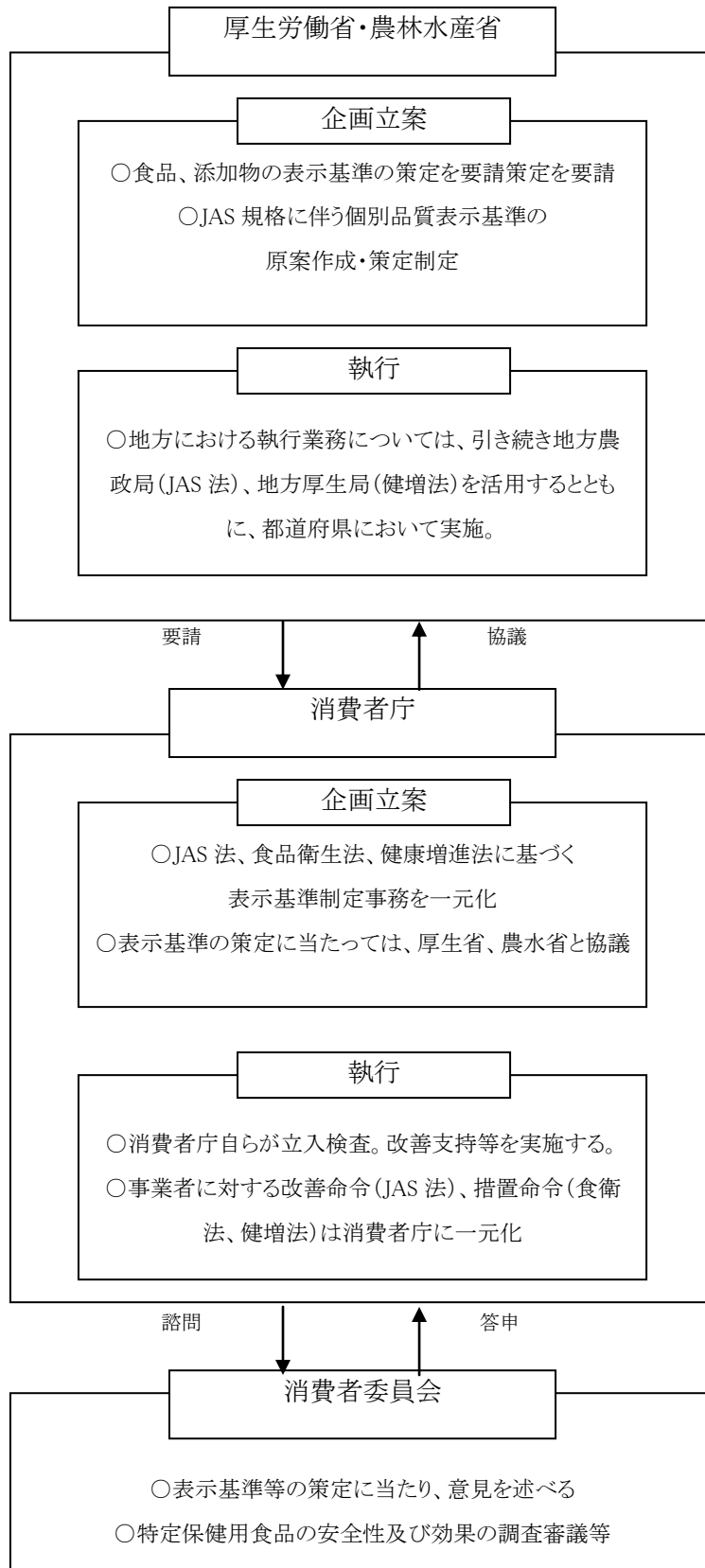
品質表示基準について制定の権限は消費者庁になるが、立案についての提案権は農水省にもあり、また立ち入り検査などは既存の組織（農政局、消費安全技術センター、農政事務所等）を利用することになる。

<関連機関>

消費者庁

Tel : 03-3507-8800 (代)

<http://www.caa.go.jp/>



題名： 農水産物輸入法規ハンドブック 2009年度版
発行： 2010年2月
発行所： 日本貿易振興機構（ジェトロ）

不許複製・禁無断転載